

第八十四回国会 衆議院 社会労働委員会 議録 第九号

昭和五十三年三月三十日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 越智 伊平君

理事 竹内 黎一君

理事 村山 富市君

理事 大橋 敏雄君

理事 相沢 英之君

理事 石橋 一弥君

理事 大野 明君

理事 戸沢 政方君

理事 葉梨 信行君

理事 湯川 宏君

理事 大原 亨君

理事 川本 敏美君

理事 矢山 有作君

理事 古寺 宏君

理事 浦井 洋君

理事 工藤 晃君

出席國務大臣

厚生 大臣 小沢 辰男君

出席政府委員

社会保障制度審議会事務局長 竹内 嘉巳君

厚生省社会局長 上村 一君

厚生省児童家庭局長 石野 清治君

厚生省年金局長 木暮 保成君

社会保険庁年金保険部長 大和田 潔君

運輸省鉄道監督局長 山地 進君

局固有鉄道部長 小熊 鐵雄君

委員外の出席者

総理府恩給局長 山崎 登君

大蔵省主計局長 山崎 登君

濟課長

出席委員

大蔵省主税局長 矢澤富太郎君

大蔵省理財局長 森 卓也君

金第一課長 高野 文雄君

文部省管理局長 三井 嗣郎君

農林省農林經濟局長 川合 淳二君

農林省農林經濟局長 桑名 靖典君

農林省農林經濟局長 宗作君

農林省農林經濟局長 足代 典正君

農林省農林經濟局長 長谷川 實君

農林省農林經濟局長 中村 一成君

農林省農林經濟局長 河村 次郎君

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

農林省農林經濟局長

三月二十八日

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)

○木野委員長 これより會議を開きます。

国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大原亨君。

○大原(亨)委員 日本の社会保障の柱の大きいものは年金と医療ですが、厚生大臣は就任に当たって、自分の任務は、年金と医療の大改革に直面しておるから、これをやり遂げることだ、こういう意味のことを発言をされたことがあります。高度成長あるいは狂乱インフレ、オイルショック以後の低成長、人口の高齢化、こういうポスト高度成長の内外における情勢の中で、いろいろな制約が出てきたわけでありまして、厳しい制約がある中で国民生活の安定の基礎である社会保障をどうするか。こういうことはきわめて大きな政治の課題であります。

大抵、この福田内閣の政策が後手後手に回って、その効果が上がらないで、最後の手段だと言われた公定歩合引き下げも、逆にそれ以上の手がないんだらう、そういうことで円高をさらに拍車をかけておる。そういう厳しい情勢ですが、やはり、その一つの大きな原因は、国民生活の安定というものは、これはあらゆる観点から考えて政治の中心である。仁徳天皇でも、上の方に上がって見れば、民のかまどはにぎわいにけりとかいう話があるけれども、これはいつの時代でも国民生活安定というものがなければ、先行き不安があるならば、政治に対する不信があるならば、絶対に景気はよくなる、日本の経済は軌道に乗らない。こういうことについて、やはり基本的に見通しがない、信頼しないということがあるのではないかと。ちよといまごろは野党がちょっとぐらついているから自民党は安泰だけれども、大抵、政治は、経済は根柢から揺らいでいる、これは行き詰まっています、こう考えてよろしいと思ふのですか。

○小沢國務大臣 もう先生のおっしゃるような老後所得の保障という面から考えまして、経済のいまの停滞、今後いかに努力をいたしまして、もう大きな配分を期待できない状況でもございまして、一方、人口の老化は非常に急速に進んでまいりますので、年金財政を含めて、しかも年金制度の国民の不公平感というものも、ある程度、解消する方向のもとに根本改正をやらなければならぬと考へておるわけでございまして、いつ国会に法律の提案をするかということになりますと、私はこの前も申し上げましたように今年度いっぱいぐらい、かしていただきました、あらゆる角度から検討をして制度の改正に取り組みたいと考へておりますものから、果たして制度改正を法律案の形で来年の通常国会に出し得るような状況になるかどうか、いまのところはまだ、はっきり見当をつけておりません。いずれにしましても、おっしゃる通りに客観情勢を踏まえながら、年金制度全般の根本的な改正の方針については、どうしても今年度いっぱい中に決定をしていきたい、かように考へて、いま鋭意検討を続けています。最中でございます。

○大原(亨)委員 御答弁は、本年度中に改革についての構想をまとめた、こういう趣旨であると思ふのですが、本年度中にまとまれば来年の春の国会には出すということは当然ではないかと思ふのですが、いかがでしよう。

○小沢國務大臣 先生のおっしゃるような老後所得の保障という面から考えまして、経済のいまの停滞、今後いかに努力をいたしまして、もう大きな配分を期待できない状況でもございまして、一方、人口の老化は非常に急速に進んでまいりますので、年金財政を含めて、しかも年金制度の国民の不公平感というものも、ある程度、解消する方向のもとに根本改正をやらなければならぬと考へておるわけでございまして、いつ国会に法律の提案をするかということになりますと、私はこの前も申し上げましたように今年度いっぱいぐらい、かしていただきました、あらゆる角度から検討をして制度の改正に取り組みたいと考へておりますものから、果たして制度改正を法律案の形で来年の通常国会に出し得るような状況になるかどうか、いまのところはまだ、はっきり見当をつけておりません。いずれにしましても、おっしゃる通りに客観情勢を踏まえながら、年金制度全般の根本的な改正の方針については、どうしても今年度いっぱい中に決定をしていきたい、かように考へて、いま鋭意検討を続けています。最中でございます。

○大原(亨)委員 御答弁は、本年度中に改革についての構想をまとめた、こういう趣旨であると思ふのですが、本年度中にまとまれば来年の春の国会には出すということは当然ではないかと思ふのですが、いかがでしよう。

○小沢國務大臣 先生のおっしゃるような老後所得の保障という面から考えまして、経済のいまの停滞、今後いかに努力をいたしまして、もう大きな配分を期待できない状況でもございまして、一方、人口の老化は非常に急速に進んでまいりますので、年金財政を含めて、しかも年金制度の国民の不公平感というものも、ある程度、解消する方向のもとに根本改正をやらなければならぬと考へておるわけでございまして、いつ国会に法律の提案をするかということになりますと、私はこの前も申し上げましたように今年度いっぱいぐらい、かしていただきました、あらゆる角度から検討をして制度の改正に取り組みたいと考へておりますものから、果たして制度改正を法律案の形で来年の通常国会に出し得るような状況になるかどうか、いまのところはまだ、はっきり見当をつけておりません。いずれにしましても、おっしゃる通りに客観情勢を踏まえながら、年金制度全般の根本的な改正の方針については、どうしても今年度いっぱい中に決定をしていきたい、かように考へて、いま鋭意検討を続けています。最中でございます。

○大原(亨)委員 御答弁は、本年度中に改革についての構想をまとめた、こういう趣旨であると思ふのですが、本年度中にまとまれば来年の春の国会には出すということは当然ではないかと思ふのですが、いかがでしよう。

○小沢國務大臣 先生のおっしゃるような老後所得の保障という面から考えまして、経済のいまの停滞、今後いかに努力をいたしまして、もう大きな配分を期待できない状況でもございまして、一方、人口の老化は非常に急速に進んでまいりますので、年金財政を含めて、しかも年金制度の国民の不公平感というものも、ある程度、解消する方向のもとに根本改正をやらなければならぬと考へておるわけでございまして、いつ国会に法律の提案をするかということになりますと、私はこの前も申し上げましたように今年度いっぱいぐらい、かしていただきました、あらゆる角度から検討をして制度の改正に取り組みたいと考へておりますものから、果たして制度改正を法律案の形で来年の通常国会に出し得るような状況になるかどうか、いまのところはまだ、はっきり見当をつけておりません。いずれにしましても、おっしゃる通りに客観情勢を踏まえながら、年金制度全般の根本的な改正の方針については、どうしても今年度いっぱい中に決定をしていきたい、かように考へて、いま鋭意検討を続けています。最中でございます。

○大原(亨)委員 御答弁は、本年度中に改革についての構想をまとめた、こういう趣旨であると思ふのですが、本年度中にまとまれば来年の春の国会には出すということは当然ではないかと思ふのですが、いかがでしよう。

○小沢國務大臣 先生のおっしゃるような老後所得の保障という面から考えまして、経済のいまの停滞、今後いかに努力をいたしまして、もう大きな配分を期待できない状況でもございまして、一方、人口の老化は非常に急速に進んでまいりますので、年金財政を含めて、しかも年金制度の国民の不公平感というものも、ある程度、解消する方向のもとに根本改正をやらなければならぬと考へておるわけでございまして、いつ国会に法律の提案をするかということになりますと、私はこの前も申し上げましたように今年度いっぱいぐらい、かしていただきました、あらゆる角度から検討をして制度の改正に取り組みたいと考へておりますものから、果たして制度改正を法律案の形で来年の通常国会に出し得るような状況になるかどうか、いまのところはまだ、はっきり見当をつけておりません。いずれにしましても、おっしゃる通りに客観情勢を踏まえながら、年金制度全般の根本的な改正の方針については、どうしても今年度いっぱい中に決定をしていきたい、かように考へて、いま鋭意検討を続けています。最中でございます。

○大原(亨)委員 御答弁は、本年度中に改革についての構想をまとめた、こういう趣旨であると思ふのですが、本年度中にまとまれば来年の春の国会には出すということは当然ではないかと思ふのですが、いかがでしよう。

○小沢國務大臣 先生のおっしゃるような老後所得の保障という面から考えまして、経済のいまの停滞、今後いかに努力をいたしまして、もう大きな配分を期待できない状況でもございまして、一方、人口の老化は非常に急速に進んでまいりますので、年金財政を含めて、しかも年金制度の国民の不公平感というものも、ある程度、解消する方向のもとに根本改正をやらなければならぬと考へておるわけでございまして、いつ国会に法律の提案をするかということになりますと、私はこの前も申し上げましたように今年度いっぱいぐらい、かしていただきました、あらゆる角度から検討をして制度の改正に取り組みたいと考へておりますものから、果たして制度改正を法律案の形で来年の通常国会に出し得るような状況になるかどうか、いまのところはまだ、はっきり見当をつけておりません。いずれにしましても、おっしゃる通りに客観情勢を踏まえながら、年金制度全般の根本的な改正の方針については、どうしても今年度いっぱい中に決定をしていきたい、かように考へて、いま鋭意検討を続けています。最中でございます。

○大原(亨)委員 御答弁は、本年度中に改革についての構想をまとめた、こういう趣旨であると思ふのですが、本年度中にまとまれば来年の春の国会には出すということは当然ではないかと思ふのですが、いかがでしよう。

○小沢國務大臣 先生のおっしゃるような老後所得の保障という面から考えまして、経済のいまの停滞、今後いかに努力をいたしまして、もう大きな配分を期待できない状況でもございまして、一方、人口の老化は非常に急速に進んでまいりますので、年金財政を含めて、しかも年金制度の国民の不公平感というものも、ある程度、解消する方向のもとに根本改正をやらなければならぬと考へておるわけでございまして、いつ国会に法律の提案をするかということになりますと、私はこの前も申し上げましたように今年度いっぱいぐらい、かしていただきました、あらゆる角度から検討をして制度の改正に取り組みたいと考へておりますものから、果たして制度改正を法律案の形で来年の通常国会に出し得るような状況になるかどうか、いまのところはまだ、はっきり見当をつけておりません。いずれにしましても、おっしゃる通りに客観情勢を踏まえながら、年金制度全般の根本的な改正の方針については、どうしても今年度いっぱい中に決定をしていきたい、かように考へて、いま鋭意検討を続けています。最中でございます。

○大原(亨)委員 御答弁は、本年度中に改革についての構想をまとめた、こういう趣旨であると思ふのですが、本年度中にまとまれば来年の春の国会には出すということは当然ではないかと思ふのですが、いかがでしよう。

○小沢國務大臣 先生のおっしゃるような老後所得の保障という面から考えまして、経済のいまの停滞、今後いかに努力をいたしまして、もう大きな配分を期待できない状況でもございまして、一方、人口の老化は非常に急速に進んでまいりますので、年金財政を含めて、しかも年金制度の国民の不公平感というものも、ある程度、解消する方向のもとに根本改正をやらなければならぬと考へておるわけでございまして、いつ国会に法律の提案をするかということになりますと、私はこの前も申し上げましたように今年度いっぱいぐらい、かしていただきました、あらゆる角度から検討をして制度の改正に取り組みたいと考へておりますものから、果たして制度改正を法律案の形で来年の通常国会に出し得るような状況になるかどうか、いまのところはまだ、はっきり見当をつけておりません。いずれにしましても、おっしゃる通りに客観情勢を踏まえながら、年金制度全般の根本的な改正の方針については、どうしても今年度いっぱい中に決定をしていきたい、かように考へて、いま鋭意検討を続けています。最中でございます。

さらに詰めていただく、こういう段取りになっておる次第でございます。

○大原(幸)委員 私に基本的な問題はもう一つあると思うのですが、いまの日本の年金制度、特に厚生年金、国民年金はインフレに対応できない仕組みになっておる。局長、これはよく聞いておいてください。それは想定問答集にないよ。これはインフレに対応できない。根本的な欠陥です。それから雇用とのつながりがない。これが一つの欠陥です。いつも言われるように外国では、年金が定着して生活設計の基礎になっている。だから年金生活は人生の有給休暇だ、こういう言葉がある。年金の始まるのが雇用の終わるときだ。そういう雇用と年金との関係がきちっとしてない。だからライフサイクルというのをよく言っただけでも、それについての総合的な政策がない。これが非常に不安定要因である。

そこで、年金財政の問題で、これは時間があれば総合的に議論をしたいと思います。具体的に、たとえば本年の、昭和五十二年の保険料の収入と保険給付、年金給付の金額について、その割合、よく出ている数字、比率についてお答えいただけますか。

○木暮政府委員 昭和五十二年でございますが、厚生年金で申し上げますと、給付費が一兆九千九百四十八億円でございまして、それに對しまして保険料が三兆六千五百六十二億円でございまして、給付費の中で、十年年金、五年年金の給付は幾らになっておりますか。

○木暮政府委員 たいだいま申し上げましたのは厚生年金でございます。国民年金で申し上げますと給付費は一兆三百五十五億円でございまして、保険料が六千四百六十二億円でございまして、それで現在、国民年金で出しておりますのは、すべて五年年金それから十年年金等の経過年金でございまして、一兆三百五十五億は全部経過年金というふうに見ていただいております。

○大原(幸)委員 つまり五年年金、十年年金、福祉年金と合わせて経過年金と言いますが、経過年金の給付に對して一兆三百五十五億円で、そして本年年金が昭和六十六年に給付が始まるんです、二十五年かけて、その全部の保険料が六千四百六十二億円でございまして、つまり積立方式をとっているわけですね。自分たちがかけている掛金というものは、大多数の二千万人の人は年金財政で積み立てておらぬわけですね。そして、その本体年金の掛金が経過年金に回っても、まだ足りない。もちろん給付費の国庫負担があります。あるいは積立金運用利子がありますけれども、わずかです。ですから、国民年金は少々保険料を上げて、保険の財政の面からいって行き詰まっておるのではないかと。定額部分の保険料について二千七百五十億、これを上げることにしても、保険料納付について事務的にも限界がある。報酬比例部分、付加年金部分は掛金は四百億でございます。これをどう積むかというのを考えた場合も、きわめてむずかしい問題がある。これについて五年、十年、十五年というふうな長期の見通しを立てた年金改革を通じて、国民年金に對する長期見通しをきちっと立てることができるとかどうか。そのためにはどうしたらいいか。この二つの点について大筋の御答弁をいただきます。

○木暮政府委員 国民年金の財政状況は、先生御指摘のようになりがちでございます。先生御負担がございまして、経過年金のかさ上げ部分につきましても、かさ上げ部分の二分の一に相当する国庫負担がございまして、全体をならしめますと四割の国庫負担が行われておるわけでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、この四割の国庫負担と保険料を合わせますと、年金財政は、かなり厳しい面はございますけれども、運営ができておるといっていいわけではございません。過去の積立金も五十二年末では一兆八千億ぐらいは保有をいたしておる段階でございます。

将来の問題につきましては、昭和五十一年度に再計算をいたしまして、その結果を公表したところでございますが、段階的に保険料を引き上げてまいらなければならぬということでございます。ピーク昭和八十年代に入りまして、五十一年の価格で八千円ぐらいの保険料ということに相なるわけでございますが、この点につきましては、国民の御理解を得ながら保険料を段階的に引き上げて、財政の維持を図ってまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○大原(幸)委員 しかし、それは積立金にいたしましても一兆幾らかないわけですから、私が言っているのは、本体年金の二十五年、昭和六十六年から始まる年金の保険料を払っている人は、いま払っている自分の金が政府に預けてあると思つていても、それは経過年金に使わなければならぬというふうな状況だ、こういうわけですね。昭和四十六年ですが、過剰流動性その他の問題もあって、オイルショックが加わって狂乱物価になっておる。物すごいインフレで保険料が目減りをしてたということが一つ。それから物価スライドの財源を積立金から取っている。大体、積立方式が成立するためには、インフレに對する財政の組み立てをしなければならぬ。目減りがしないようにな、そういうことをしなければならぬ。目減りがしたことに對してスライドする場合には、それに対する一般財源の導入その他の制度が要る。そういうことをしないで積立方式をとっているから、タコ足のようにならぬ。国民年金の財政状況に對して、そして制度と保険料と給付の間に整合性がなく、そういうことのために財政の破綻状況が来ているのではないかと。

そういう点では国民年金については、いままでの経過的に見ても、共済や厚生年金やすべての総ざらいで三十六年発足の皆年金をつくったわけですから、矛盾をいっぱいしよ込んでおるわけですね。ですから、それについては、それらしい制度を立てなければ、少々の手直しぐらいではだめじ

やないか。私の個人の見解を言うならば、年金懸の答申ぐらいではだめじやないか。大体あれは財源問題について触れておらぬじやないか。大蔵省に遠慮して財源問題に触れてないのだ。そういう点について賛否は別にいたしまして、社会保障制度審議会の答申というのは、それを見通した長期の見通しの上に立って、インフレを見通して賦課方式による、目的税による財源措置をきちっとやる、こういうことについて年金全体を見てやっておるのではないかと私は思つておる。これ自体がいいきではないかと私は思つておる。これ自体がいいというわけじやない。しかし、これを十分傾聴しなければ、これからの低成長下で人口高齢化の中において対応できる年金はできないのじやないか。そういう点を私は指摘をいたしますが、これは年金局長の限界を超えたことになると思つて、ひとつ、かなり議論も進んでおるときですから、大臣はどうお考えになりますか。

○小沢国務大臣 私は制度審の基礎年金構想、それは非常に貴重な意見だと思つております。ただ、制度審の案を、たとえば基礎年金部門について実行するにいたしましては、相当の準備期間が必要だと思つておるので、たとえば事務処理機構等も含めて考えてみますと、また目的税というものが大方の国民の御了解を得られるかどうかという問題等もございまして、あるいは、その目的税の導入の時期等を考えてみますと、制度審で言われている五十五年発足ということをやりましたも、ちよつと、これは困難ではなからうかと思つております。

それからさらに、この基礎年金案に加えて、それぞれの保険の年金の上積みというものを考えておられるわけでありまして、現在の各種の年金、共済を見まして、相当一律に大幅に引き上げられるような形になりますので、国民の費用負担の問題等もあわせて、いわゆる過剰給付の問題等、よく検討してみなければいけない問題点の一つじやないかというふうな気もいたすわけですが、いずれにしましても、やはり年金という

ものは老後の所得保障でございますから、国民の中に一応最低の基礎部門は共通にしていきたいという考え方については、これは私は非常に貴重な御意見だろと思うので、一つの有力な私どもにとつての指針と考えまして、今度、根本的にいろいろ検討する際の貴重な御意見として参考にさせていただきます。かように考えておるわけでありませう。

○大原(幸)委員 国鉄、運輸省は見えていますが、年金全体をどうするかという問題で、国民年金もそうだし、行く行くは厚生年金もそうですが、共済は順序、先後はあつても、やはり財政問題では非常に話まつておるわけだ。

国鉄共済の保険料は本年度は幾らになるのか。これは他の年金の掛金に比較をいたしまして非常に高いわけだ。それから、昭和五十五年までの一応のめどはつけた、答申によつてめどをつけて本年度の保険料の提案をしていくというわけだ。昭和五十五年以降は、保険の負担と、いままでいろいろ議論になつた国庫の負担と、それから年金の給付との関係、大筋において、どういふ考え方を持っておるか。長い演説はいいから簡単に。

○山地政府委員 国鉄の共済の収支につきまして、収支計画策定審議会というのをごさいます。これが五十二年の九月に再計算をいたしまして、組合員の掛金につきましては俸給に対して千分の六十二、それから国鉄の負担金といたしましては千分の八十五、それから、五十一年には約九十億円の赤字が出たわけだ。これを改善策といたしまして、これなどにつきましての改善策といたしまして、追加費用は全額国鉄が出すことによりまして、五十三年度以降は赤字が解消いたしました。先生の御指摘のとおり、五十五年までは見通すことができたわけだ。

ただ、五十五年以降につきましては、収支策定審議会というのをごさいます。今後の問題といたしまして、これを再計算するということになつておる。

○大原(幸)委員 昭和五十五年以降については、どういふ基本的な考え方でやるのか。五十五年までは一応これでいいていける。しかし、これでも保険料は千分の五十幾らと言つたかな。

○山地政府委員 千分の六十二。

○大原(幸)委員 これは、たとえば厚生年金に比較をいたしても、厚生年金の場合は本人負担、被用者負担で四・五五ですが、国鉄は労働者負担が五・三五……。

○山地政府委員 それは五十二年までが千分の五十三・五でございまして、その後、それを二〇%トータルで財源率を上げたものでございませうから、組合員の掛金の負担は千分の六十二に現在なつておる。

○大原(幸)委員 千分の六十二です。ね、組合員の負担が。そして厚生年金の方で言うならば四五の負担でしょう。だから莫大な負担になるわけですよ。そうすると追加費用の問題を計算に入れました。また保険料をうんと上げるか年金水準を下げるかというわけだ。これは他の共済も同じですよ。他の共済も前後があるだけの話です。終戦後、満鉄やその他外地からずつと引き揚げてきたし、それから合理化が進んで若い者がいなくなつたし、ここで四十から五十歳代がふえておるから、だあつと退職するわけだ。だから、日本の年金はばらばらになつておつてはいけなわけですよ。それを中央で企画をして、どう改革するかというのをやらぬで、それでスタグフレーション、その日暮らしをしていくのが福田内閣である。そういうことでは先行き不安というか、国民生活の安定という政治目標について一定の指標を示すことはできない。それだけでも自由民主党の内閣は終わりである、終わりであるべきであると思つた。

それで国民年金の問題ですが、従来からのこと無年金の問題が議論になりました。無年金の議論がありまして、去年の予算委員会におきまして多賀谷委員が口火を切つて渡辺厚生大臣が答弁を

いたしましたことがきっかけで、それぞれ議論が進んでまいりまして、本年提案をされておるわけだ。

国民年金に対する考え方は、私はこう思うので。昭和十七年に労働者年金というのができて、十九年に厚生年金にかつた。そのときには、天皇に忠義を尽くすために後顧の憂えなく労働者が働く、こういうことが一つの目標であつた。しかし、戦費の調達が副次的な目標であつた。これはもう「一時の動き」といふ政府の厚生年金の解説の中に出てきておる。戦費の調達、そういう考え方がつとあつて、それで戦後の狂乱インフレによつて、もうめちやめちやになつた。年金なんかそんな先のことでは言つておれぬということになつた。二十八年に若干の改正をした。厚生年金を改正した。しかし、その間に厚生年金の脱落者がたくさんできておる。私は後で揚げ足を取るために言うわけじゃないのですが、昭和十九年に厚生年金に加入して加入者は一体何人ぐらいいるのか。とにかく脱退者や権利喪失者が続出したわけだ。そして、昭和三十四年に法律をつくつて、三十六年に掛金をかけ始めて、国民年金が皆年金として無年金も全部総ざらいたしまして、経過年金をつくつて年金を充足させたわけだ。

だから、労働者年金は共済や厚生、船員保険が中心であるけれども、国民年金は自営業者が中心であるべきであるけれども、年金から落ちていくのは全部総ざらいをして、そして明治四十四年の四月一日以前に生まれた人については、七十歳以上の人を対象に老齢福祉年金をつくつた。明治四十四年の四月二日以降の人々については、経過年金、十年年金をつくつた。しかしながら、この年金のしばしばの特例納付の措置にもかかわらず無年金者ができた。それで、これは私は、戦前、戦中、戦後のそういう混乱期や高度成長における民族の移動期において発生した無権利状態である。集中的な問題である。したがつて、これについては、やはり国民の立場に立つて、被保険者の立場に立つて改定すべきであるということだ、その政

策の一つとして無年金の解消問題が議論をされたと思つた。

そこで、その前の議論はまた別にしまし、無年金と言われる人々、現在、年金にたつたらない人は二つの類型に分けることができると思つた。一つは、今回の対象は一つの無年金の問題ですが、そういう人はどういふ地域に多いか。これは制度的にどういふ年齢層の人々であるか。それが総計をして大体百万人と言われているが、大体それに間違いないか。従来五十万人と言つていたのが百万人になつたわけだ。これは、実際、実施しますと、まだふえるのではないかと見通しをしておる。この点についてお答えをいただきます。

○大和田政府委員 無年金者の数ということになります。実は非常に把握がむずかしいのでございませう。たとえば国保に入つておる人間が国保に入つていないといつたものを把握するといつたすと、その人間はすでに厚年で四十歳以上五十五年という期間を満たしておつたかもしらぬ。あるいは、その他の年金をもらつておるかもしらぬというところだ。国保に入つていて国民年金に入つていないから即年金は無年金者ではないかといつたようなことで把握をしようとしても、なかなかむずかしい。そういうふうなことからいまして無年金者の数といつたものを正確に把握することは非常にむずかしいのでございませう。実はいろいろ各県等におきまして、そういう実態把握に努力をしております。そういうことですが、結局、出てまいりました数といつたものは正確な数ではない。やはり先ほど先生おっしゃいましたように百万程度であるというふうな結論で私どもは把握をせざるを得ない、こういうふうなことでございませう。

次に、どういふ地域に、こういう人たちが多いのであろうかという問題でございませうが、これは私どもの聞いておりますところは、言うならば

住民移動の非常に高い地域、これがやはり多いように聞いております。つまり、そういう地域におきましては住民登録の確保もなかなかできないというふうな事になってまいりますと無年金に結びつく可能性が出てくるし、市町村におきましても、住所移動をいたしました住所が変更という人たちのトレースがなかなかむずかしいといったようなことからいたしまして、どうしても住所移動の多いところ、言いますならば大都市というのが農村部に比べて無年金が多いということが言われておるところでございます。

○大原(亨)委員 無年金者の概念の中には、明治四十四年四月二日以降に生まれた人で、福祉年金に結びつかないで経過年金の対象になる人が年金に加入していない、これが一つあるわけです。しかし加入していても、昭和五年四月二日以降に生まれた人で、二十五年の期間を満たすことができないもの、こういう二つのケースが、大きく分けるとおるわけです。前者については今回措置をとっていると思うのですが、後者については、どういう考えを持っていますか。

○木暮政府委員 今回、御提案をいたしております特例納付は、いまおっしゃいました両方のグループにつきまして保険料の滞納の分を追納してもらおうというところで考えておるわけでございます。

○大原(亨)委員 その滞納分を追納してもらおうという場合に、それを合計して百万人ですか。

○大和田政府委員 そのように推定をしております。

○大原(亨)委員 その保険料を一カ月について四千円にするという事についてはかなり議論がある。これは十分議論しなければならぬだろうと私は思う。それで、四千円という保険料の根拠ももう一回、簡明に答えてください。

○木暮政府委員 今回、御提案をいたしております特例納付の保険料は一月につき四千円という事でございまして、四千円の根拠は、法案が成立いたしましたならば七月から二年間の特例納付の窓口を開きたい、こういうふうに思っ

おるわけでございます。年度で申し上げますと三年度にまたがるわけでございますが、この三年度の最後の年度の保険料につきましては今年度の改正法案で三千六百五十円にしたいといたしております。この三年度で法案を作成しておるわけでございます。この三千六百五十円につきましては、昭和五十四年度にスライドが実施されましたときには、そのスライド率を掛けるという形をとっておるわけでございます。したがって昭和五十四年度に給付のスライドがございまして四千円近い保険料になるかと申すわけでございます。今度の特例納付の四千円というものは、その一般の保険料を下回らないという考え方で四千円としたわけでございます。その一般の保険料を下回らないようにということでございしますが、これは、国民年金が世界に例のないような非常に大ぜいの自営業者や農民の方々の自主納付という事に支えられておる制度でございますので、法律の規定どおり、いろいろ骨を折って保険料を納付してくれております。一般の被保険者とのバランス上、一般の保険料を下回ることとは、そういう方々の保険料納付意欲にどうして支障が出てくる、ひいては国民年金の運営に大きな障害が出てくるという意味合いから、そういうふうにご考慮をいたしたいと思います。

○大原(亨)委員 先ほど答弁がありましたように、人口移動が激しくて、出入りの激しい大都會を中心に落ちがあるわけです。それは小さな都市でしたら、どこにどういふ年の人がいて、年金に入っていない人がどこにおるといふことをみんなわかるわけですか。ですから一人一人徹底するわけですか。しかし大きな都会は出たり入ったりしますし、そういうサービスは行き届かない。これは高度成長以来の民族移動に伴う民族移動革命、それに伴う行政サービスの関係で生まれておる。大体、腹の中では、私も反対しから、それがかげないんだというふうなことを考えておる。口から出ぬだけの話で、そういうことを言っ

ておるらしいけれども、それが根本的に間違いないのであって、われわれが対案を出して、いい案を出して、徹底的にやったら少しはよくなったのであって、ほっておいたら、ろくなものはないんだ、あのとおりやっておいたら、それは民主主義です。それから反対する自由はちゃんとある。それに対応する責任があるわけですから、そういうことを頭に置いておいて、一般保険料を下回らないという事でペナルティーを科するという事は、そういう考え方はいけないと私は思う。行政サービス側の責任があるのです。だれだって、ちゃんと計算するゆとりがあるならば、ちゃんと計算するはずだ。われわれ途中で、ちゃんと十数年前から方向転換したわけだ。今度は積極的によくするんだ、こういうことを考えて協力しているわけだから、ですから、そういう考え方で四千円を決めるということが第一いけない。

それでは、この問題について関連して聞くのですが、昭和三十六年に国民年金の特例年金、十年年金に入った人で、十年間掛金をかけて、利子をネグレクトいたしましたして、保険料だけで計算して幾らになるか。

もう一つ、現在昭和五十二年までかけておるのですが、五十二年まで過去十年間十年間の掛金をかけた人の保険料の累計が幾らになるか。

○木暮政府委員 三十六年から十年間の場合、保険料の単純累計額は二万五千八百円でございます。それから昭和五十二年を起点といたしまして、それから十年間さかのぼった場合、これも単純な計算で足し算をいたしますと九万八千円でございます。

○大原(亨)委員 ですから、三十六年から十年間かけた掛金が二万五千八百円で、逆に今度は五十二年からさかのぼって十年間かけたのは九万八千円、そういうお答えですが、今度四千円にいたしました十年間さかのぼってかけるといふことになりまして、合計いたしました四万八千円の十倍です。それから四十八万円です。これは複利計算や運用利子その他で利子の計算をすれば、また変わって

きますけれども、しかし、いままで、いろいろな事情でかけられなかった人を対象に、さかのぼってかけるのですから、二年間のこれからということだけではなしに、それを考えながら運用利回り等を頭に置いて、そして公平の原則で特例納付についての保険料を決めることが必要ではないか、私はそういうふうに思っております。そういう点から、言うなれば四十八万円と九万八千円、現在時点にいたしまして九万八千円、これは利子を加えていろいろ計算する計算の仕方があって、しょう。しかし、当初のことから言うならば、これは貨幣価値もうんと変わりますが、二万五千八百円というふうな計算になるわけですね。そういうのを比較した場合に、さかのぼってやる場合には四千円というのは非常に根拠が薄いんじゃないかと思

○木暮政府委員 特例納付の保険料を幾らに決めるかというものは、いろいろな考え方があろうかと思ひます。現に私も議論をいたしたわけでございます。国民年金審議会でも御議論をいただいたわけでございます。国民年金審議会の御意見の中で最も強い御意見の場合には、今回の特例納付で年金権に結びつく方々につきましては私的保険の保険料というふうなものを頭に置いて考えてもいいんじゃないかという考え方もあったわけでございます。

ちなみに今回の四千円でございますと、一番長期に追納されます場合には五十万円前後の金額になるわけでございますが、その人につきまして事例計算をいたしますと、年金を二年間受けまして、非常に表現が悪いのでございますが、元を取り返すという計算になるわけでございます。六十五歳から受給をいたしますと、女子の場合には平均年齢が七十七歳でございます。男子の場合には七十二歳でございます。平均的には七年以上の支給を得られる。そこで、二年間で保険料の元が取れるという事でございまして、そういう観点から四千円程度では甘いという見方もあったわけでございます。

立場に立つのもどうか。また、先ほど先生おっしゃいましたけれども、ペナルティーというように考え方も委員の中にはあったわけでございませうけれども、年金制度にそういうことを考えるのは最後の最後にしなければならぬのじゃないか。結果的に一番私どもが重視いたしましたのは、国民年金が、被保険者の方々の努力によって自主納付される保険料で運営をされておる。厚生年金等は事業所で強制徴収のようなことができませんので、そういう心配はないのでございませうけれども、国民年金の場合には個々の国民の皆さん方から自主的に納付していただくことが制度の支えでございませう。したがって、先にいって納めれば、それで年金に結びつくのだということになります。過去の二回特例納付をいたしまして、その結果、特例納付というのは一定期間を置いて必ず繰り返されるのではないかと印象が出つつあるのは否めないわけでございまして、そういう印象が一般に広がりますと国民年金の運営がでさなくなるわけでございまして、せめて、そのときどきという線は確保したいということで四千円を決めた次第でございませう。

○大原(亨)委員 大体うんと金がある人、年金なんか要らぬという人は人数から言えはばわずかです。それは実態把握していません。調べてみれば、そういう人はわずかです。実際は日々の仕事に追われて、なかなか手続についてもなじまない。つい、おかれてしまった、忘れてしまったという人が多くて、むしろ所得の階層から言うならば低所得階層や、すれすれの人が多いわけですから、そういう立場の人々をどうするかということが必要ですよ。たとえば十年間といたしまして、さかのぼって四十八万円納めるにいたしましたも、これを二年間に調達するということになるが大変なことになる。自分で入る意思のない者は別だけれども、入りたくても事実上入れなかつた。忘れていて、しまったと思っている。し

かし、せつかく特例納付の制度ができたけれども金の工面がつかない。また入れない、こういう人がかなりいるのではないか。だから、そういう人に対しては何かの金融上、財政上の措置をすべきではないか。

○木事政府委員 今回の特例納付の額を決めようという意見もあり、現実に私も検討したことは事実でございませう。そのペナルティーのかけ方といたしまして、一般には六十五歳から支給されるものを六十六歳とか六十七歳とか、そういう支給開始年齢で考えたらどうかとか、そういう検討をいたしましたのでございませうけれども、結論としましてはペナルティーという考え方は一切とらないでいこうということにいたしましたわけでございませう。あくまでも制度の運営に障害を受けないように、一般の保険料よりも低くならないということだけにとどめたわけでございませう。

それにしまして先生御指摘のように、かなりの額になることは事実でございませうけれども、これもちよつと表現が悪いかと思ひますけれども、規定どおりに保険料を納めていただければ、かな

り軽い負担で年金に結びつくことができる。その際には先生御指摘のように、保険料が納められないときには免除の手続をとりまして、国庫負担分は出るという形にもなっております。仮に初めから保険料を納めない場合には、第一回あるいは第二回の特例納付に乗っていただければ、今回の特例納付よりも軽い負担で年金に結びつくことができたわけでございませう。当初から保険料を納めない。一回目、二回目の特例納付にも乗らなかつた。その原因はいろいろあるかと思ひますけれども、そういう場合に先にいけばいくほど特例納付の条件が楽になる。若いときから、年金に結びつくかどうかかわからないから保険料を納めるよりも、その方がいいということになりましては制度の運営がでさなくなるであろう。その点だけを考へまして四千円ということを決めさせていただいたわけでございませう。

それで、困った人が五十万円と申しますと、これは私もでも大変な金でございませう。しかし、その五十万円を納めるという場合は、昭和三十六年から一遍も保険料を納めなかつた方、それから一回目、二回目の特例納付にも乗らなかつたというところで、極端な場合だろうと思つておるわけでございませう。その場合、低所得者の方のおられることは事実だと思ひますけれども、一般の被保険者の方が苦しい中から保険料を納めてきたということとの対比で、こういう方々にだけ特別の措置をすることは適當ではないというふうに考へておる次第でございませう。

○大原(亨)委員 いままででしたら、昭和五十二年現在からさかのぼって十年間と言へば九万八千円の掛金を納めておる。これは利子等を計算いたしましたも計算できるわけですよ。だから百歩譲つても、そういう公平の立場の原則で議論いたしましたも、根拠からいって、これはひど過ぎるのじゃないかと私は思ひます。四十八万円を納めろというのはひど過ぎるのじゃないか。

大体、国民年金の経過年金は、昭和三十六年当時から納めた人が、いま、もらっています。昭和

四十六年から給付が始まつておるわけですよ。確かに二万六千円足らずを納めた人が、月にその程度に近いものをもらうわけですよ。福祉年金も経過年金も、これは日本の年金の欠陥の中から制度として生まれた問題ですから、私はそれは一つも不公平であるとは思ひません。野党の今度の修正案ができて、五千円プラスアルファをやりましたら、ここに資料があるけれども、十年年金も五年年金もまだよくなるわけですよ。やはり経過年金は、年金の制度がなかつたときは家族制度の中で子供が親を養つたのだから、順送りからいって、いまの労働人口、働いておる者、子供たちが老齢者や障害者を養つていくことは当然である、そういう考え方で、経過年金を、本体年金を誘導する単なる政策的な年金ではなしに、生活に近づけるという考え方で年金全体を底上げをしていくということが、加藤君がかつて指摘をいたしました官民格差以上に、現在ある国民階層間における格差の是正の問題につながるという考え方で処理すべきだと私は思ひます。この点について、ひとつ大臣のお考えをお聞きいたします。

○小沢国務大臣 いま推定して総計百万人とお答えをいたしましたわけですが、この無年金者の中にはいろいろな方がいらつしやると思つております。したがって、その中の非常に特殊な、いわば全く善意無過失であつて低所得の方がおられるというものを御指摘をされれば、そういう方は全くいませんと申すわけにはなかなかいかぬだろうと思つておる。この無年金者として、いま局長が言いましたように、やはり他の、まじめにこつこつと年金制度を理解し、苦しい中でも積立金をやってきました方々との公平感というものは、私どもはどのように考へていかなければいけないわけでございます。しかも、たとえば制度の周知徹底が非常に悪かつたかといふと、国民年金はもうすでに十数年も、あらゆるところで議論をされておりますし、周知徹底も図られてきております。一回、二回と無年金対策をやつてきて、しかも三回目

ございますから、そういう点もひとつ御理解をいただいで、どうしても公平の原則から見、特別な扱いをするだけにしていただいで、困る人に、その財源をうんと貸してやるとか、あるいはもう少し保険料を安くしてやるとか、あるいはもう少しお許しをいただきたいと思うのでございまして、これはるる申し上げましたように、ぜひ他の一般の拠出制年金の加入者の方々の均衡というものに重点を置いて御理解をいただきたいと思っております。

○大原(亨)委員 世帯更生資金とか国民金融公庫とか、いろいろなものもある。年金がないのだから年金で担保するわけにいかぬわけですから、そういう制度等についても配慮すべきである。あるいは四千元というのは、議論をいたしましては依然として問題は残っている。

これに関連しまして農業者年金について、これは特例納付の制度を、ここでまた持ってきたわけですが、六十歳からは経営移譲年金、六十五歳からは国民年金プラス付加年金、これは強制加入みたいにあります。プラス農業者年金、こういうことで御承知のようにできたわけですが、これはつくり方としては非常におかしな制度であって、制度の矛盾については幾らでも議論することができません。大体、経営移譲をして選択的な拡大をやった農業基本法を實踐するのだということをやったわけですが、そういう政策効果があったかかないかというところが第一、問題なんです。それで国民年金の財源を持って別な年金をつくるのだから、そうしたら中小企業にもつくれ、漁民でもつくれということになる。

その議論は別にしまして、今度、特例納付するわけですが、よく問題になるのは、主人はどこかに勤めている、兼業をやっている。出かせぎをやっている、その年金に入っている、長期の場合には年金に入る。そうすると五反以上耕作をしておいても主婦農業、母ちゃん農業の方は年金権がない。それは経営者でないから年金権がない。経営移譲しようと思つたつて移譲すべきものがな

い。しかしながら五反以上は必ず残つて農業をやっている人々がある。そういう人々が年金に連結しない。それをどう救済するかというところは、私は農業年金全体からいっても非常に問題点だらうと思う。それを救済する措置はありますか。

○川合説明員 先生いま御指摘のように、農業者年金は農業者の老後保障という面のほかに農業政策上の要請ということでできておりますので、加入の条件をいたしまして、農地の権利を持つていことが条件になっております。したがって、いま御指摘のような兼業農家の場合でございますと、御主人の方は厚生年金あるいは他の共済年金に入っているというケースが通常でございます。したがって、そういう場合には農業者年金をいたしまして、そういう場合には農業者年金に移して入るといことができる道を開けておるという利用されているところまではございませんが、かなりの部分は、そういう道をとつて、いまおっしゃられたような主婦で実質的に農業をやっている人は入っているという形になっていられるわけでございます。

○大原(亨)委員 こういうことですか。今回の特例納付、さかのぼつて納付をする制度の中で、五反以上、実際上の耕作をしている人が、兼業をやっている、厚生年金や共済年金等に入っている主人の耕作権を継承する。たとえば農地を主人から借りて農業者年金へ入る資格を得ることになって、それがさかのぼつて特例納付をするならば農業者年金に加入する資格がある、そういうことですね。

○川合説明員 たいだいま申しましたように、土地の権利名義があればいれるわけでございますが、権利名義ができたときから被保険者になるという制度になっておりますので、その被保険者になった時点で問題でございます。被保険者になった以後、所定の期間を満たすことができるような場合には救済される。逆に申しますと、非常に最近にそういう権利名義を取つたという方の場合

ですと救われない場合があるということでございます。

○大原(亨)委員 たえば取つてから三年なら三年ほどで六十歳の経営移譲年金の資格を得る段階に来たとしますと、六十歳から六十五歳までは経営移譲年金をもらうことができますか。

○川合説明員 国民年金と同様でございますが、農業者年金におきましても生まれた年によりまして特例の短縮期間が決まっております。その最短が五年でございますので、先生がいま御指摘のように三年前に取つたというようなケースですと、恐らく今度の救済措置でも救済されないというふうになるのではないかと思います。

○大原(亨)委員 六十歳から六十五歳の間は、たとえ借地権でもいいが、耕作権を持つていられるならば、それは国民年金とは関係なしに経営移譲年金が出るのでしょうか。その際に、最低五年間の制約があるのでしょうか。

○川合説明員 要するに被保険者になっている期間が問題でございますが、農業者年金制度におきましては六十歳になりますと被保険者でなくなるという形になっております。これは年金のシステムとして、そういう形をとつていられるわけでございます。したがって、六十になる前に最低五年間、被保険期間であるときがないと救済されないというふうになると思つております。

○大原(亨)委員 わかりました。だから、現在五十五歳の主婦農業をやっている主婦は、他の人から耕作権の移譲を受ける、あるいは借地する。そして自分が実際に農業をやっている、五反以上つくつていられるのが、この年金につながらないということでも議論になっていられるわけですが、しかし農業をやっている場合には、これは主人が労働者年金、被用者年金の場合には、国民年金は任意加入というふうになる。そこにやはり盲点がある。しかし実際に百姓を汗水たらしてやっているのは、母ちゃん農業ですから奥さんです。ですから、その人が、いまの制度では五十五歳から入つたならば、六十歳からは経営移譲年金をもらえて、六十五歳

からは国民年金で積み上げて厚生年金水準、こういうことを、いくらかいぬか別にして、考えているということですね。

そこで私は特に、これからの指導について注意を喚起したいのですが、そういう主婦農業の問題について都道府県の扱いが、地域によって市町村によって非常に違う。大体、耕作権がないのだから、そんなものは資格がないということでも主婦はネグレクトされる、そういう厳しいところもあるし、そういう権利はありますよ、実際に耕作しているのですからというところもあるし、非常にふぞろいであると言われておる。だから特例納付の制度を今回やるわけですが、そういう点の指導について十分気をつけてもらいたい。いかがですか。

○川合説明員 いま先生御指摘の都道府県の指導の差といふのは、一つはこういうことだろうと思つておる人が、その権利を持つかどうか、これは農地法の世界の話になります。その判断の問題だろうと思つておる。先生がいま例として出されたような妻と申しますか、御婦人が実質的に農業をやっているようなケースでございます。これは三条許可という形で権利の移動が認められるわけでございますが、その判断と申しますか、実質的に農業をやっているかどうかということが一つの問題だろうと思つておる。しかしながら先生御指摘のように、実質的に農業をやっている御婦人の場合でございますれば、それは権利の移動が当然行われてしかるべきケースでございます。私どもも、そういう点の差が都道府県の間にならぬように注意したいと思つておる。

○大原(亨)委員 これは制度自体がおかしいのです。実際に農業をやっているのは主婦が多いのであります。そういう人がほとんど、この農業者年金には加入していない、こういうのが実態です。それは主人から農地を借りればいわけです。夫婦で貸借するのはおかしいが、借りればいい。これは制度が、基礎が大体おかしいのですから、そ

の場合に実際に適合したような適用の仕方、法律ができたならば、やらなければ不公平になるのではないか、こういう点を指摘いたします。

各論に入り過ぎたのですが、大蔵省、公定歩合を引き下げて今度三・五%になったわけですが、前に予算委員会の分科会で、これは厚生省へ言っても効果がないだろうと思つて村山大蔵大臣に言つたのですが、いままでの経過をたどつてみますと、公定歩合を下げた場合に年金の積立金の運用利子にすぐ連動した場合と連動しない場合があつた。積立方式をとりながら、厚生年金の積立金、本年度末は十七兆円にも達するといふのを大蔵省は持つていて、最初私が言つたように昭和十七年にできた労働者年金当時の職費の調達という考え方の基本が大体間違つておる。他の共済年金や、あるいは諸外国の例を見たつておる。それをぎゅつと握つて保険料と給付の見合いをやりながら財政投融資に繰り入れていって、そして大蔵省が握つて、ある場合には融資の先へ天下る、そういうシステムを変えなければ年金はよくならぬ、こういう議論をしばしばいたしました。

積立方式をとりながら公定歩合を下げた運用利回りも公定歩合につれて下げていくという方針をとるならば、積立金の財政、その運用の点から考へてみても、インフレ、物価上昇から考へてみても、被保険者の立場から見れば、積立方式をとつては制度自体が、先ほどから議論してある点において矛盾ではないか。今回は、公定歩合引き下げに伴つて、この年金積立金の運用利回りについて大蔵省はどういう措置をとつたのか。

○森(車)説明員 お答えいたします。従来から運用部の預託金利は公定歩合と必ずしも連動いたしておりませんが、運用部に預託されております預託金の六割以上を占めております郵便貯金の金利動向と連動して動かしております。したがって、公定歩合が動きましても郵便貯金の金利が動きません。私どもの方の預託金利あるいは貸付金利につきましては変動いたして

おりません。したがって、今回の公定歩合の引き下げに伴ひまして当然に資金運用部の預託金利あるいは貸付金利を動かすということではございませんが、承るところによりまして、きょう郵政審議会におきまして郵便貯金の金利をどうするかということをお知らせして御相談なさつておるかと。このことを郵政省の方で御相談なさつておるかと。このことを郵政省の方で御相談なさつておるかと。このことを郵政省の方で御相談なさつておるかと。

○大原(亨)委員 郵便貯金も厚生年金その他の掛金も、労働者であり一般庶民ですよ。法人ではないわけだ。そういう共通の性質はあるのですが、しかし、この年金の積立金というものは別の意味があるのではないか。公的年金の中で積立方式をとつておるのではないかと。それを厚生省から大蔵省がひたたくつて大蔵省が運用しているのじゃないのか。そのときに、公定歩合を下げるからといって運用利回りをそういう考え方で操作することは間違ひだ。もし、そういうことをやるならば、百歩譲つてやるならば、どこから、それによって相当する金額を利子補給をすべきである。それにならば、これはどんなにやつたつて当面インフレは続くのだから、自民党内閣が長く限り続けるのだから、それに対応して積立方式自体を崩して

いってやるのじゃないか。外国が全部賦課方式になつたというのは、インフレに対応できないから賦課方式になつたのじゃないか。社会保障制度審議会が目的税方式を取り入れたのは、それは賦課方式をとらなければ、やはりインフレに対応できない。所得の再配分の逆再配分になつてくるということを言つておるのだ。だから郵便貯金や厚生年金の積立金については共通の基礎はあるが、厚生年金は公的年金ですから、その場合には、国民年金も同様ですが、利子については特段の配慮をするし、どうしても連動して下げる場合には、これはやはり利子補給をする、補てんしなければだめですよ。それでなけ

れば年金の財政がいくはずがない。そうすると、積立方式というのはインフレに対応できないから結局は高負担低福祉ということになる。厚生大臣いかがですか。審議会云々ということをおつていられるけれども、厚生大臣はどういう主張をされているのですか。

○木暮政府委員 現在の厚生年金、修正積立主義をとつておるわけですが、これは今後、人口の老齢化が進みまして年金の受給者がどんどんふえてくるわけがございまして、それにつれて保険の給付費の財源が膨大なものになつていくわけがございまして、世代間の負担の公平という観点もございまして、積立金を持つていなくて制度の円滑な運営ができないということがございまして、外国の例を見ましても……(大原(亨)委員「だからそれはいいから、今度どうするか」と呼ぶ)そういうことで積立金を持つておるわけがござい

ますが、これを資金運用部に預託をいたしておるわけがございまして、年金の給付財源でございまして、非常に確実な運用をしなければなりません。わけがございまして、その点、現在考えられます手段としては、資金運用部に預託をするというところは最もいい方法というふうにおつておるわけがございまして。

それと金利の問題でございまして、先ほど大蔵省の方から御答弁がありましたけれども、郵便貯金の利子がどうなるかによりまして資金運用部の預託金利も変動がでてくると思ひますけれども、私どももいたしましては、資金運用部の預託金利を下げる場合にも、できるだけ最小限度にとどめてほしい、こういう立場でございまして。

○大原(亨)委員 考え方の基本が、大臣、それはおかしいのですよ。公的年金の積立金運用については、ちゃんと政府が責任を持つてという前提で積立方式が成立しているのですよ。いま十七兆円あるけれども、一割ほど減価すれば一兆七兆円ほど目減りするわけが、インフレにどう対応させるかということをお考えなかつたら、年金というものは安定できる、いいやつはできない。だから、

そういうところは大臣が乗り込んでいって、公的年金のこの運用利回りを下げることは相ならぬ、こういうことをちゃんとやらなければだめですよ。いかがです。

○小沢国務大臣 これは大原先生がおつしやいですが、もし別の預貯金にして運用しておつた場合には、これはもう当然下がつてくるわけがございまして、ですから、これはもうおつしやつても困るのです。やはり、それはそれとして給付費の国庫負担というものをちゃんと考えているわけがございまして、いまの運用利回りについて、公定歩合が下がつて各種の預金金利から貸出金利まで全部、世の中の金利体系というものが変わつていくときに、これだけは年金の積立金だからだめだぞというものは、それでは大蔵省に預けないう自主運用をしたつて、それは下がるわけがございまして、世の中の客観情勢がそうなるわけがございまして、これはひとりのおれのお金だけだめだと言つてみても、なかなかそうはいかない。だから私どもとしては、こういう特殊のあれだから、まあできるだけ余り下げないよというところで交渉して、できるだけ歩どまりをよけいにしてしようというのをやつておるわけがございまして、これを全部やめる、下げるなど言われましても、これはちよつと困難だろうと思ひます。

○大原(亨)委員 それは公的年金だから、公的年金で、いまだつて掛金をかけておるのは平均は三十年でしよう。モデルは二十八年でしよう。国民年金でしたら二十五年で五年間据え置き三十年でしよう。ですから、その場合に目減りしない措置をとつてなかつたら、積立方式なんか成り立たぬですよ。そういう財政方式の問題と積立金運用について大蔵省にちゃんとねじ込んで、きちつと大蔵省の官僚から取つてきて、それで自主運用するのはいい。

じゃ、もう一つ聞いてみましょう。厚生年金や国民年金を担保にいたしまして住宅の個人貸し付けをやりませぬ。その利子はどうしますか。利子は今度どうするのですか。利子はいま幾らで

すか。

○木暮政府委員 現在六%でございます。この六%というのはことしの一月一日に下げたわけでございませぬが、厚生年金の還元融資の場合には、一方では年金の給付の財源でございますし、一方ではまた、その被保険者に対して福祉還元をするという意味合いで、そのバランスをどこでとるかというところでございませぬけれども、今度一月一日から六%にいたしましたことによりまして、被保険者の方々には十分利用してもらえらるる条件になったというふうに考えております。

○大原(幸)委員 私が言っているのは、それはちよつぱり改善だけれども、それじゃ共済組合の積立金運用と同じになつたのですか。

○木暮政府委員 共済組合の個人住宅貸し付け、これは組合によりまして条件がさまざまございませぬ。それで、五・七%くらいのところが一番多いと思ひますけれども、共済組合の中で一番被保険者の多い郵政が六%でございます。それに並んでおるわけでございませぬ。

○大原(幸)委員 だから今度、新しくさらに公定歩合の引き下げが決まつた、どうするの、こう言つておるのです。

○木暮政府委員 先ほど申し上げましたように、一方では年金の財源として考へていかなければなりませんし、一方ではまた当然のことながら福利還元をするということでございませぬが、そのバランスの問題なんぞございませぬけれども、現時点では六%というのは妥当な線ではないかと思つておる次第でございます。

○大原(幸)委員 大蔵大臣みたいな答弁をするな。あなた、何を言つておるのだ。村山大蔵大臣は、決して下げないよ、質問の趣旨は十分尊重して対処いたします、慎重にやります、こう言つて答弁してはいるのだ。大体厚生大臣、やはりそういう点は、たとえば〇・五%減せば、これは保険料には物すごい影響があるのだ。その計算が出ておる、一〇%という計算ですからね。ですから、物すごい影響があるわけだ。だからさうい

点は厚生大臣が直接行つて話をしなければだめですよ。いいですか。やりませぬか。あなた、武見さんのところに行かぬで、ちゃんと大蔵大臣や審議会にねじ込んでいたらいじやないか。国民の方に向かなければだめじやないか。

○小沢国務大臣 もちろん私は自主運用の大事な責任者でございますから、交渉に全力を注ぐわけでございませぬが、私は、先ほど申し上げましたのは、やはり自主運用をやるにいたしまして、当然全般の金利体系にこれは影響されるわけですから、今日の事態、政府の閣僚の一人として慎重な答弁をしておるわけでございませぬけれども、その努力は十分いたす所存でございます。

また、貸付金利をもう少し下げろというお話ですが、これは考へてみますと、やはり被保険者としては自分の足を食うようなものだからね。貸すときにうんと下げると言われませぬと、それはそれだけ、やはりこちらとしては、せつかくの積立金がまたおつしやるような目減りもするわけですから、その辺のところはバランスをとつて考へていかなければいかぬものだから、まあ六%が適当じやないかという今日の考へだ、こういうことございませぬので、それは被保険者のためも考へ、積立金の確実、安全な運用等も考へて、その辺のバランスで、ひとつ考へさせていたいただきたいと思つておるわけでございませぬ。

○大原(幸)委員 だから、さういうことを言うたわけですから、厚生大臣、あなたは国務大臣でもあるのですから、武見さんの方へ行つてはがつんとやらられ、大蔵大臣の方へ行つてはがつんとやられて、何の厚生大臣だ。厚生大臣はやはり、これから国民年金、医療保険の改革に取り組む場合に、国民の立場でどうするかということについて、びしつとやらなかつたら、あなたの将来に重要な影響がある、そのことを宣言いたしまして、私の質問を終わります。

○木野委員長 この際、午後二時三十分まで休憩

いたします。

午前十一時三十一分休憩

午後二時三十七分開議

○木野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。国民年金法等の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。田口一男君。

○田口委員 まず初めに、午前中も大原委員からあつたのですが、去年の暮れに出された年金制度基本構想懇談会中間意見、以下は中間意見と言ひますけれども、それと、その後に出された社会保障制度審議会のいわゆる新年金体系、この二つについて二、三お尋ねをいたします。

まず、中間意見につきましては、私は、この中間意見をもとめられた各委員の先生方、それを取り仕切つてきた年金局を中心の皆さん方に心から敬意を表したいと思ひます。ということも、これだけ年金の問題が大きくなつておるにもかかわらず、従来とかくいたしませぬと厚生年金は厚生年金だけ、共済年金は共済年金だけという各制度の枠内に閉じこもつたいろいろな提言、改革意見というものはありませぬけれども、この八つの整理を真つ向から取り組んで、ともかく問題点の整理をしたという、その勇気を賞はたいたいたいわけでございます。それだけに、この中間意見が示しておる方向ということについては、当の年金受給者はもちろんのこと国民ひとしく、一体、中間意見の行方ということも国民ひとり、一体、こういう気持ちを持つておられます。したがいま、さういふ国民の気持ちにこたえられるような、まああえて不透明な部分と言ひますけれども、不透明な部分についてできる限り説明をするという立場でお答えをいただきたいと思ひます。

また、またまた日、中間意見は十二月九日、制度審が十二月十九日、ほぼ同じ時期に出されておるから言うんじやありませんけれども、この中間意見というものを大体読んでみませぬと、いま申しましたように、年金問題の抱えておるいろいろな問題に対して、国民が検討するに当たつての、言うならばフレームワークを示しておると思ひます。それに対しては制度審の方は、そのかがみの文章にもありますように、基本年金というものを採用することによつて快刀乱麻を断つてごとき勧告をしておられます。したがって国民は、中間意見というものに対して、制度審が即座に問答を入れずに、こうだというふうに答えたと思つておるわけでありませぬ。

実は、これは中間意見に対して制度審が問答を入れずに一つの具体案を示したと国民が思つておることは、そのとおりだと大臣もお考えになつておるのか。双方のかがみの文章を見ませぬと、それぞれの沿革、経過を述べてはおるのですが、結果だけを見ると、ねらいは一つだ、こういう理解に立つてよろしいかどうか。その点、まずひとつ。

○小沢国務大臣 さう言われる議論も成り立つとは思ひますが、やはり制度審と年金懇の立場の違いといひますか、性格の違い等もございませぬので、懇談会の方でいろいろな問題点を挙げられまして、その点を今後ひとつさらさら検討を加えていかなければいかぬという、私どもも整理させますと九項目ぐらいに分かれるような問題点の指摘を一通りおられたわけでございませぬが、それから十日ばかりおくれつたということで、さういふ一つの本当に具体的な提案をされた制度審議会、おつしやるような議論も成り立つたかもしれませぬが、私どもはやはり、それぞれの制度審議会あるいは懇談会の性格や経過等もあつて、さういふことになつたのだらうと思つておるわけでございませぬ。

私どもとしては、この年金懇と制度審の両方の、懇談会におけるいろいろな指摘事項、それから制度審の基礎年金構想というものには非常に示唆に富んだ御意見だと思ひますので、両方それぞれに性格は違ふものと受け取りまして、具体的な内容でなくて、提言のいわば次元といひますか、立

ったところが違うような気がするのであります
が、それぞれ非常に貴重な御意見でございます
で、この一年かかって検討する場合には、十分参考
にしていきたい、かように考えておるわけでござ
います。

○田口委員 確かに制度審の方は、五十年十二月
に出した「今後の高齢化社会に対応すべき社会保
障の在り方について」これの各論の一つとして年
金問題を出したというふうな理解もできるのだす
けれども、そういう経過を知らずに見た場合、さ
つきから言っておりますように、たまたま九月と
十九日ということ、素早く制度審の方では中間
意見に対する答えを出したというふうに見ても無
理はないと思うのです。

そういうことで、このことを再度追及はいたし
ませんが、私はなぜ、それを言いたいかといいま
すと、さつき高く評価をいたしましたように、現
行八つの年金制度に前向きに真つ向から取り組ん
だ意見である。とすれば、この中間意見に対し
て、それぞれの制度側から、いやこうじゃない、
中間意見はこう言っておるけれども、こういうこ
となんですよといった反論といえますか、たとえ
て言いなれば、中間意見がピッチャーでボールを
投げた。それを受けて、すぐに投げ返す、こうい
うキャッチボールというものが今後なければ、私
は、せつかく中間意見をまとめたかいないと思
うのです。ところが今日の状態でいうならば、
その各年金制度の中では、俗に言う金持ちけんか
せずということで、おれのところは財政問題ない
んだよ、ああは言っておるけれども、馬耳東風と
いうことで、だんまりを決め込むことなきにしも
あらず。そうなってくると、これは単なる一作文
に終わってしまうんじゃないか。ですから、中間
意見は文字どおり中間意見ですから、後で一つの
結論というものを、いずれかの日に出すんでしょ
うが、そのいずれかの日に出すまでに一体、各制
度に対して、どういふ働きかけをするのか、たと
えば国家公務員共済に対して、地共済に対して、
その辺の具体的な働きかけがあれば、お答えをい

ただきたいのです。

○木暮政府委員 基本構想懇の中間報告、それか
ら制度審議会の建議がございまして、年金の改革
をめぐります意見が尽くしたということだろう
と思ひます。私も、また基本懇を再開いたしま
して、制度審議会の建議も見せていただきながら
詰めていくわけでございまして、先生
おっしゃる通りに、これからの年金の改革は、ほ
かの八つの制度がみんな協力してやっつけていか
なければならぬということに相なるわけでございま
すが、総理府にちよと年金問題の連絡協議会が
ございまして、中間意見のこと、それからまた制度
審議会の建議等につきましても、その場を通じま
して連絡をとった次第でございまして、今後も連
絡協議会を中心といたしまして話し合いを行って
いかなければならぬというふうな考えをしておるわ
けでございまして。また、単なる話し合いというこ
とだけでなく、私も意見あるいは考え方の方向
が決まりました際には、協議会あるいはまた各種
共済制度を持つております省にも十分連絡をして
まいりたい、こういうふうな思っております。

○田口委員 それに關係して大臣にちよとお開
きをしたのですが、たとえばいま八つの制度が
あって、いろいろな問題を抱えておる。ところが
国会という場でそれを見たとき、厚生年金、国民
年金は厚生省の所管であるから本委員会です。な
ところが国家公務員の共済組合は内閣委員会です
か（「大蔵委員会」と呼ぶ者あり）それぞれ所管
省庁に關する常任委員会で議論するんでしよう。
こへ全部呼んで、厚生年金が主軸であるから、
国家公務員の方はどうなんだ、地方公務員はどう
なんだと言ふことはできません。しかし、これだ
け高齢化社会に入つて年金問題がいわゆる国家的
事業にならうとしておるのに、私が考えるのに国
会そのものが、官民格差だ何だかんだと言われ
たりながら、年金そのものに對する調整機能とい
うものを十分に持ち合わせておるのか。どうも残
念ながら持ち合わせていないような気がするので
すね、自分のところの制度のことばかりは議論し

ますけれども。その辺のところ、まあ国会の機
能ということですから、私、質問する方も、ちよ
とと場違いかと思うのですが、そこはお許しいた
だいて、大臣としてどういふふうな考えてみる
のか。それから制度審の方でも、こういうことを
建議された以上、そういう議論があつたかなか
つたかということ、参考までに制度審の方にも
お伺いしたいと思ひます。

○小沢國務大臣 私、当委員会が所管をいたしま
すのは、やはりただ単に厚生行政の枠内、厚生省
の取り扱つてゐる仕事の枠内ではなくて、国民全体
のために老後の所得保障がいかにあるべきかとい
う点からいいますと、私は、年金制度については
当委員会が少なくとも主たる総合的な委員会だ
と思ひますので、それを行政的に考える役所の責任
というものは、また私は厚生省だと思ひますので、
この懇談会の意見にもありますように、制度間の
給付水準の格差の是正、統一をやつたり、あるい
は負担の公平を図つたり、そういうような点につ
いては厚生省が主になつて国民全体に共通する
べきな年金制度をとらなければいけないと思つて
おります。また当委員会の方でも中心になつてお
りやしないかと思ひますので、どう
ぞひとつ、私も及ばずながら政府部内にありまし
て各年金間の調整については中心になつて推進を
していきなさいと思ひますから、そのようにお考
えただいて、お進めをいただければ、ありがた
いと思ひます。

○竹内政府委員 制度審議会の立場でお答えさせ
ていただきたいと思います。
制度審議会の審議の過程で、今回の御指摘にな
りました建議それ自体について途中経過で、統一
的な機関というふうな議論はございませんでし
た。ただそのかわり、すでに、それに先立ちまし
て、先ほど年金局長からも御紹介ありましたよう
に、総理府の審議室に公的年金の各省の連絡協議
会が設けられた。その連絡協議会が設けられた原
因といひますか、きっかけは、社会保障制度審議
会から年金についての各省、政府全体を通した統

一的な見解が出せるような機関を持つべきだとい
うことから、公的年金の連絡協議会が設けられた
わけでございます。その限りでは、制度審議会と
しては、その連絡協議会がそれなりの機能を果た
しておると思つておりますし、また、ただいま厚
生大臣からお話もありましたように、実質的に見
まして、やはり国民年金、厚生年金というもの
が、わが国の年金制度のいわば大宗をなすもので
ございまして、主体としては厚生省が、これら
についてのリーダーシップをとつていくといふこ
とを制度審議会としても審議の過程で当然予定し
た議論というものがなされてきたということをお申
し上げておきたいと思ひます。

以上でございます。
○田口委員 確かに国民年金と厚生年金の被保険
者の数からいけば、わが国の年金関係の被保険者
の大半です。ところが、セクトを出して、ど
ういふ言ひをいふのでないのですけれども、大体、厚
生年金の水準を決めるに当たつて、いまの制度の
中では恩給が先に決まり、恩給に準じて共済年金
が決まり、その辺のところを横目で見ると厚生年金
が決まるというふうなことになると思つておるん
です。だから去年の四月の官民格差なんかの場
合にも、やはり恩給なり公務員共済ということに
ついて、その内容は別として批判が集中をする。
それに対して厚生年金、国民年金を所管する厚生
省としては、それを調整する気があつたので、き
ぬでしよう。なかなかむずかしいでしよう。です
から、あえて言ひなれば、別に社会保障省といふ
ふうなものにこだわるわけじゃないのですけれど
も、これだけ高齢化社会を迎えようとしておるわ
が国において、年金行政については一本化する
といふことの方が国民の期待にこたへることにな
るんじゃないか。こういう意味から、その行政機関に
ついても一本化の方向で努力をする。と同時に、
対応する国会としても、十分な調整機能を持つべ
き、そういう特別な委員会なり何なりといふこ
とも順次必要になってくるんじゃないか、こうい
ふ気持ちを私は持つておるわけです。だから大臣

のいまの答えでは、閣僚の一人ですから政府部内での意思統一も十分できるということになっておるのですけれども、実際問題は、やはりそういう一つの枠組みをつくることによつて、年金行政の一本化ということが可能になり、水準なり何なりということについても統一した改正、改革ができるんじゃないか、こう思いますので、その点一つだけ承つて次に移りたいと思います。

○小沢國務大臣 先生の御意見は一つの卓見だと思います。そういうような考え方をもちにならる、また、そういう社会保障省みだいな形で一元的にやつていくということも私は有力な、貴重な御意見だと思つたので、私自身もよくひとつ御意見をテークノートさせていただきまして、閣内にありまして、よく検討させていただきますと思つた。

○田口委員 では基本構想の中身について、制度審の方と絡みながら具体的な問題をお聞きしたいと思つた。

さつきも言いましたように、中間意見は現状の問題点を整理して、将来の年金改革について、ある程度示唆を与えておるのですけれども、その示唆するところは、いままでの八つの制度を全部ばらばらにして一本にするという事は事実上不可能だ。これは制度審の方でも言つておるのです。そういう言葉から部分的な制度統合、いわゆる昭和五十年ごろに厚生省が打ち上げておつた基礎年金構想という方向にウエートがかかつておるのではないかと思つた。これにはどうすべきだとは言つてないのです。この要約をして出された「これからの年金を考える」を見て、このこととの厚いものを見て、基礎年金というふうな事について、どうすべきだとは言つておらぬのすが、どうも基礎年金構想の方向にウエートがかかつておる、こう見るのですが、局長としてはどうお考えでしょう。

○木暮政府委員 基本構想の事務局の立場で申し上げることにならうかと思つたが、ただいま先生おっしゃいましたように、八つの制度を直ちに一本化する事は無理だろつたことと各先生の御意見が一致しておつたわけでございます。また一方、八つの制度がばらばらでは、これから老齢化社会は乗り切れぬだろうという点でも、大方の先生方の御意見が一致してゐると思つたのでございませう。それで部分的な統合あるいは部分的な財政調整というふうなことが問題となりまして、その中間報告にございませうに基礎年金でやる場合には、こんなことが考えられる。それからまた基礎年金によらない場合には、財政調整みだいなことを考えなければならぬだろう。その財政調整につきましても二通りの試案が出ておりました、その長所、短所等が述べられておるわけでございます。

私も事務当局として審議の経過を伺つておりました限りでは、両論が全く対立しておりました。先生方も、この問題は大きな問題なので、さらに時間をかけて詰めていきたい、こういうようなことであつたと思つておりました。

○田口委員 では制度審議会の方にお伺ひしたいのですが、さつきも言つたように「現在の混迷せる年金制度を抜本的に改善するためには、昭和六十五年を中間目標とし、基本年金の創設を中心とする以下の案によつて事態を打開する以外に途なし」と断じておるんですね。これをいろいろと読むと、いまの局長の答弁なんかも、そこまですっきり言つてないのですけれども、一体ナショナルミナムというものを、この基本年金の場合にどう考へておられるのか。これは私、言い過ぎになるかもしれませぬけれども、昭和五十二年、現下で一人三万円です。一人三万円という基本年金は国の責任において出しまして、全制度で、平たい言葉で言へば三万円のナショナルミナムというものは国が保障するけれども、それ以上に年金をもつと欲しければ、めいめい勝手に掛金を出して上積みしなさい。社会保険年金というふうな言い方ですね。かつて厚生省から出た言葉では付加年金という言葉、これは社会保険年金と言つていますけれども、その社会保険年金というのは、めいめい勝手に積みたければ積み、こういう言い方にもとれるのではないかと。という事は、三万円は国が公的に保障しなさい。それ以上、上積みの方にいはば、現行制度の中にもある厚生年金の例の適格年金です。調整年金、私的年金と言つてもいいのですが、報酬比例部分を代行させる調整年金のようなものに、この社会保険年金といふか、付加年金といふものを形を変えていこうとするのではないのか、こういう危惧もあるのです。三万円は国の責任だ、それ以上は、あえて三万円を公的年金と言ひならば、私的年金の分野で、めいめい勝手にやりなさいよ、こうもとれると思つたのですが、そうじゃないですか。

○竹内政府委員 お答え申し上げます。私ども制度審議会での審議の経過を承つておる限りにおきまして、ナショナルミナムといふことについての議論があつたことは事実でございます。ただし、制度審議会それ自体といつたものでは、結論的にはナショナルミナムといふもの概念が、人それぞれ学者の方も、あるいはそれぞれの立場の方で現在いろいろ御議論がございませぬけれども、必ずしも統一した定義と申しますか、概念が確立されておると思われないうことと、ナショナルミナムないし最低保障といふような表現は建議にも使われておりませぬし、また、審議会としてもナショナルミナムという観点からの議論は進められなかつたと申します。か、議題にはなりましたし、かなりの発言もあり、審議経過において問題にはなりましたけれども、建議として取りまかすには至らなかつた。ただし、先ほど先生からお話がございました三万円と言われまますが、たまたま五十一年度価格で計算すれば、その程度が一応仮定される金額として示されたものでございませぬけれども、建議それ自体の中には、いわば老人夫婦のみの世帯における標準的な消費支出を基礎に、その一定割合、おのおの五割程度の水準を確保するという給付水準を予定しておる。この場合、老人夫婦世帯の消費生活を維持するに足りる水準の約五割程度と

いう趣旨には、あとの五割ないしは、それにプラスアルファされる部分は、従前のと申しますか、現在の各公的年金が社会保険年金として再編成されるべきときに、その保険料対応部分で、それに相当する、つまり老人世帯の残りの五割に相当する、ないし、それ以上のものが満たされるというのが、少なくとも現状分析からして予測されるので、そういう意味で六十五歳以上の老人の標準的な生活水準といふものは、基本年金プラス社会保険年金といふことでカバーされるのではなからうかという建議の論旨であらうといふふうに私どもも理解しております。

なお、いま社会保険年金は私的年金ないしは適格年金といふふうな御表現もございましたけれども、国庫負担をすべて取つ払つて、いわば付加価値税を中心とした年金税で基本年金をカバーいたしました。そのために現行の各公的年金の国庫負担を取り除いた、つまり取り去つたといつたにしても、なおかつ個々の公的年金、社会保険年金に含まれる八つの制度は、いづれも法律によつて強制適用され、そしてまた、その給付も法定され、それから経済変動に依つた給付のスライドも法律上保障される。かつ各制度間における通算制度といふものも満たされておるわけでございます。必ずしも制度審議会としては、社会保険年金を私的年金的な、あるいは付加年金的なものといふふうな考え方で、この建議がまどめられたといふふうには私どもは理解をいたしておりませぬ。この辺につきましても、いろいろ御議論にわたる点もあろうかと思つたけれども、少なくとも社会保険年金と一応建議の上で包括しておられます。公的年金制度といふものが、国庫負担がなくなつたからといって、公的年金でなくなるといふことでもなく、また、それは保険料に対応した形での給付水準、いわば過去の従前所得に対応するものといふものを合せて、老後の生活を守るに足りる年金制度といふものが、そこで初めてつくられるのではないかと。この場合、建議の思想と申しま

すか骨子であらうというふうに事務当局としては理解をしておるわけでございます。

○田口委員 じゃ大臣、常識的に言つて、いま国民が年金というものに対して期待を寄せておる、老後の生活における年金のウェイトをどのようにならしますか。いま制度審で言う六十五歳以降の老後の生活を一般的に言つて支えていくに足るといいますか、年金というものはどれぐらいのウェイトを占めるのか、どういう位置を占めるのか。常識的にどうお考えですか。

○小沢國務大臣 そこが一番問題点だらうと思つたのです。少なくとも生活保障でない、所得保障でございますから、生活保障でなくて、やはり当分は年金としては所得保障の考え方でいかざるを得ないだらう。そういたしますと、しからばどの程度が所得保障の水準として適当であるかということについては、恐らく制度審の方は三万円です。分だとお考えをしておられないから、やはり基礎年金部分としてそれを設定して、そのほかに各社会保険の給付というものは上積みされるというふうな形です。そういう制度があるものから、そういう基礎年金部分だけを統一してやっておけば、そこに上積みをして、それが全体の必要生活費といふべきか、そのある一定の割合になるだらう。それは対象者によつてもまちまちだと思つたが、そういうお考えのもとに、こういう構想ができたんだらうと思つた。

現在、生活に必要と考えられるものの約六割見当を頭に置いて制度そのものを全般的に考えておるといふのが現状でございます。これは社会保障の内容がどんどん進んだり、あるいは国民の老齢化のぐあい、あるいは当時の生活の状況等をいろいろ考へて決めていかなければいけませんから、一概に固定するわけにもいかぬと思つたが、当面は大体六割見当というものが所得保障の一応水準と考へて、現在ではいろいろな施策を進めておるといふのが、私どもの考へと御理解願つていいんじゃないかと思つておるわけでございます。

○田口委員 確かに、この問題はすつきりして国民的な合意を得なければ、後々年金の財政を考へても、それから支給開始年齢が何歳かという問題も、それぞれの思惑で違つてくると私は思つたので、いつも年金局あたりの言い方は、従前所得の六〇%を保障するということをやつておつたので、厚生年金が四十八年改正、五十年改正で、そのとき言つておるのは、もう国際水準以上になつておつた。従前所得の六割です。こういうことを言つておつた。ところが今度、制度審のまとめられた「年金受給者の生活」という項に、「基本年金」プラス「社会保険年金」として、これを「年金の水準」と言つておるのですが、「年金の水準」といふのは、そのみによつて六十五歳以上の老齢者の生活が賄われるものと考えべきではなく、老齢者世帯の既存のストック、家族からの援助、各種の社会的施設(住居をも含めて)、とりわけ医療サービスの整備、並びにこれに加えて老齢者に対する各種の自発的サービス、こういうものが望ましい、こういう言い方をしておる。

たとの数字を出しますけれども、それによつて三万円出せとか五万円出せとかという意味じゃありません。たとの数字で、じゃあ六十五歳なら六十五歳の老後の生活とした場合に、五万円の年金があつた。その五万円の年金というものは従前所得の六割に相当するものであつて、自分の生活設計ができるものだ。こういうふうな位置づけなら位置づけをびしと出すのか。いろいろ意見はありますが、いま大体国民のほとんどが年金の金額によつて、生活に差はありますけれども、全生活を賄おうなんという気はないと思つたので、だから、いま日本の年金が考へておる水準といふものは、大体、従前所得よりも一番高いところの何割ですと、当時の勤労者のILOが言つておる四五%なり四〇%ですと、こういうふうなことで押さえるのか。その辺が、この制度審のこと、いままで厚生省が答弁してきたことは、かみ合ねぬような気がするんですね。下手をすると財政事情によつて年金水準というものは落ちてく

るんじゃないか。しかも六十五歳なんという年齢を出してきたものですから、これも財政的な事情で六十五歳に引き上げられた、こういう混乱、危惧というものを事実、年金受給者それから向後、老期に向かう人が持つておることは事実です。ですからこの辺で、中間意見の方でも老後の生活像というものの実態が基がたつておりますけれども、その実態に即して、やはり年金水準といふものはこうなんだ、これを的確に打ち出す必要が、いまあるんじゃないか。これはわかつておるようであらうですね。その辺について、時間の関係で深く二度三度は言ひませんが、そういう考へ方について、どう思つてみえるか。

○木暮政府委員 ただいまの厚生年金の考へ方では、先生がおつしやいましたように平均標準報酬の六割をめぐるとするということで制度を立てておるわけでございます。これはILOの条約等を見ましても、国際的に十分通用する水準だらうといふふうに思つておるわけでございます。

ところが、年金の今後の見直しということでは、各政党あるいは各研究団体がいろいろな案を出しておるわけでございますが、それは期せずしてナショナルニマムのようなものを考へて、そこから年金を積み上げていこうという案が多いわけでございます。それで私どもの懇談会の中間意見でも、この問題を取り上げて検討をいたしておるわけでございますが、これは御承知のように、ごらんいただきましたように、まだ話まつていないことでございます。一つは、各政党あるいは各研究団体が言われておりますナショナルニマムにかなり幅がございます。また、その幅があるのは、やはり考へ方によつて当然だと思つたが、具体的な水準を考へます場合に、職業の違い、世帯類型、地域差等をどう考へるか。また年金で保障する生活の中身として、食費とか医療費だけの基礎費用を考へるのか、あるいは家賃、地代等を考へるのか。また制度審の意見にもございましたように、一定の財産、収入を前提とするのかどうか。ここら辺の議論がなかなか

解明できなかったわけでございます。一方また、私どもの方の懇談会の中間意見として、いろいろな年金の改革案の中でナショナルニマムが重んぜられておるわけでございますが、やはりナショナルニマムでも負担をどうするか、費用負担の調達の方法ということが非常に大きな問題になるのでございますが、それには余り触れられていない案が多いので、費用負担との関連も掘り下げてみなければいけないということと議論が終つておるわけでございます。ただ中間報告も、この点につきましてもは年金制度の目標を国民にはつきり示すというためには、この問題に解明を与えることが一番いいということ、今後の重要課題の一つということで考へておるわけでございます。

○田口委員 ちょっと時間の関係で急ぎますが、支給開始年齢で制度審の言つておる六十五歳、この六十五歳という線引きをした理由は、いまの各法律を見ましても、たとえば労働省の中高年の雇用促進特別措置法では六十五歳が高齢者です。それから税金の方でいくと、六十五歳以上が老人控除がある。それから老人ホームの入所資格は六十五歳以上、それから国民年金が六十五歳、こつちとつたところから六十五歳という線を出してきたんだと思つたのですが、これも一つの問題は雇用との関係ですね。

そこで、在職老齢年金制度というものについて廃止せよという意見もあつた。私は現状では廃止すべきだと思つたのですが、これをもう少しはっきりさせる必要があるのじゃないか。というの、一九六〇年代のアメリカの年金関係の法律は、早く現役から引退をさせるために年金を出さう、もう職業生活はやめなさいよということ、ところが最近では、去年あたり、いろいろな事情で七十歳の定年が出ましたね。それなんか考へますと、わが国の在職老齢年金制度というものは、水準が低いということが、もちろん一番原因ですけれども、中高年齢者の雇用促進をするという一面もあるけれども、高齢者の賃金水準を下げ

るといふ役目も持つておる。だから、たとえは六十五歳なら六十五歳といふものを一応肯定するとして、そこまで職業生活を継続しようと思つて、いまの定年だとか賃金体系だとか終身雇用とかといふ制度を抜本的に洗い直さなければならぬ。そういう場合に、在職老齢年金制度といふものは邪魔になるのかどうなのか。これもいまの水準を上げれば、それで一応解決すると思つたのですが、その辺の懇談会なり制度審議会の議論があれば、参考までにちよつと。

○木暮政府委員 年金の将来推計をいたしますと、これはいろいろ仮定があるわけでございまして、厚生年金で見ますと千分の二百を超すけれども、厚生年金で見ますと千分の二百を超すような数字が出てくるわけでございまして、ドイツの場合には現在千分の百八十でございまして、財政的に非常にきつくなつて物価スライド、賃金スライドの時期をおくらせるといふようなことをやっておりますので、制度が違いますので単純な比較はできませんけれども、千分の百八十といふのはかなりきつい線だろつと思つたのです。日本の場合には千分の二百を超えるようなことが考へられますので、そういう将来の人口老齢化に対処するために、支給開始年齢を現在の六十歳から引き上げるといふようなことは避けられない問題ではないかと思つてございまして。

しかし、この年金の支給開始年齢といふのは、年金制度だけで判断するといふわけにはまいりませんで、先生もおっしゃる通りに雇用の問題等の関連も、よく見ていかなければならないわけでございまして。将来の姿としましては、雇用で六十五歳まではめんどう見てもらう。六十五歳からは年金の守備範囲であるといふことが察せらうと思つてますが、そこに、どういふふうな持っていくかといふことだと思つてございまして。

在職老齢年金につきましては、社会保険審議会の厚年部会の御意見をいただきました。今回、額を引き上げる措置を講じておるのでございまして、厚年部会の審議の経過も、在職老齢年金は、いまのままではむしろ高齢の方の就労の邪魔

になる。あるいは高齢の方の賃金の引き下げに作用する場合もあるのではないかと議論が、かなり聞かれたわけでございまして、現在ございまして在老の制度が、賃金の低い高齢者のお役に立っておるといふ面の方が多いんじゃないかといふことで、とりあえず現行制度のまま改善をお願いをしておるわけでございまして、厚生年金部会でも、この問題は引き続き根本的に掘り下げたい。こういふことになつておるわけでございまして、厚生年金部会の審議を待ちまして、私どもも考えてまいりたいと思つております。

○竹内政府委員 制度審議会の議論の立場でお答えいたします。

二つございまして、一つは、まず六十五歳という支給開始年齢につきまして、制度審議の建議の中身も雇用の立場あるいは現実の老人の生活といつたようなことから出てきたわけでありますが、きつかけといたしましては、もともと六十五歳という段階で、いわゆる求職率あるいは職を探すべき希望率と申しますか、就業構造基本調査といふのを総理府の統計局が五年ごとによつておられますけれども、その率を見ましても、六十五歳という段階で大きく変化をしていっていることが一つあります。そのほか厚生省の健康調査とか、あるいはは有病率とかあるいは受療率といふ面を見ますと、二十歳、三十歳、四十歳という段階ではおおよそ一けたでありまして、六十歳を超えますと、特に六十五歳からは急激にふえてくる。

こういふ条件を考慮いたしまして、かつ、退職といふことと年金といふことが、欧米の場合には結びついていっているわけでございまして。日本の場合には必ずしもそうはいっていない。しかし、将来展望として、やはり六十五歳といふ段階で、これは財政上のことも当然含めてといふふうな建議にも書いてございまして、六十五歳といふのが一つの節目であるといふことから、六十五歳といふのを確立すること自体が、年金制度にとつても、あるいは日本の労働者の一つのライフサイクルを考

えるときにも、大きなポイントになるのではないかと、制度審議会で六十五歳という支給開始年齢を、基本年金に關しては踏み切つたといふふうな理解をいたしております。

なお、在職老齢年金の問題につきましては、基本年金といふものを六十五歳で踏み切りましたと基本的な思想からいふならば、六十五歳以上の在職老齢といふのは原則としてもう考えない。つまり、六十五歳から先は基本年金と社会保険年金といふものが当然支給される。それは職についているか否かと関係がない。ただし、六十歳といふ一般的な定年あるいは五十五歳定年といふようなことから、六十五歳までの間は、制度審議の建議の最後の方にも書いてございまして、それまでのつなぎ的な意味で有期の退職年金ないしは再就職をいたしまして賃金が低いということによる現行の在職老齢年金といふものは、存在してしかるべき、それなりの理由があるのではないかと、このこと、制度審議としても六十五歳までの在職老齢年金といふものの存在意義といふことが、機能は十分理解をいたしたいといふのが、制度審議会の意見であるといふふうな理解をいたしております。

○田口委員 事ほどさように支給開始年齢六十五歳と打ち出してきておるのですけれども、医療の問題、雇用の問題などを考えると、そうちよつとちよつと、きれいに線は引けぬ。そういう点で今後大いに議論をしたいと思います。もうあつた時間ありませんから、ちよつと次へ進みます。

午前中、経過年金の問題で大原先生から相当意見があつたのですが、これに関連して、年金格差問題などの不満、不平のある一つとして、私は旧軍人のいわゆる兵歴期間についてお尋ねしたいのですが、恩給局来ていますね。ちよつと簡単に旧兵歴を持つておる者の扱いについて、こういふ場合はどうなつておるのか現状をひとつ報告していただきたいと思います。旧軍人の在職年が恩給権に結びつかないものを十二年なり十三年、加算をしていられる。その場合には、どういふ措置をとつて

おるのか、それだけ。

○小龍説明員 ただいま先生がおっしゃられましたように、加算年をつけて十二年、これは下士官、兵でございまして、准士官以上が十三年、この場合は恩給がつくわけでございまして、これに満たない場合でも、實在職年が三年以上あれば一時金がつく、こういう処遇になつております。

○田口委員 ところが、この「恩給」といふことは恩給局じやなしに恩給研究会ですか、違つて、これが出しているのですが、これの九十八号の最終ページに「兵たる旧軍人の一時恩給のことについて」といふ質問があるのですが、それで履歴事項をずつと書いてあるのですが、この例の場合には、召集になつて一年か二年おつた。召集解除になつて、またしばらくして一年、数回合算して三年といふ場合には、いまの当てはまらないのですね。

○小龍説明員 当てはなりません。

○田口委員 そうなつてくると特に大臣にお考えを聞きたいのですが、いろいろ聞きますと、また恩給局からの資料によりますと、軍人期間、兵歴期間があつて、それから公務員をやつておれば、それは公務員期間として通算されますね。ところが、国民年金、厚生年金間わず民間に入った場合には、これは通算されぬわけですね。引き続く三年以上ならば一時恩給をもらえるけれども、飛び飛びの三年以上が仮に十年あつたとしても、えぬわけでしょう。恩給関係では、十一年以上ならば何かもらえますけれども、そういう引続きがない在職年が仮に十年あつても恩給法上ではほつておる。しかし一方、公務員の方にそれがずつと行くと、その十年なら十年は年金の通算になる。厚生年金は通算にならぬ。制度はこういう矛盾があるのです。ちよつとどういふふうな措置をとつておるのですか、その辺。

ただいま御審議いたしております改正法案の中
には、こういった方にも一時金を出す、三年以上
断続してあれば一時金を出すという改正法をいま
御審議いただいておりますのでございます。

○田口委員 それを通れば結局、引き続かない断
続した三年以上も一時恩給をもらえないと思
うのですが、これを厚生年金、国民年金の側から見
た場合に、公務員制度では軍人も一般普通文官も
公務員であるから通算をしておるのですが、通算
年金通則法の第四条第二項四号、五号ですね、
「戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金
を受けることができる者及びその配偶者」につい
ては国民年金の被保険者とみなす、ただし昭和三十
六年四月一日以降ということですから、この
いう通則法に規定をはめ込んでおることからい
っても、下士官以上は大体軍人恩給をもらって
おると思えますけれども、下士以下のいま言う断続
した十年未満の兵歴を持った者は、過去勤務債務
といったような考えに立って厚生年金なり国民年
金の被保険者期間とみなす、こういうことはでき
ぬものでしょうか。

○木暮政府委員 短い軍歴期間を共済組合で見
ておきますのは、共済組合法が恩給を引き継ぐとい
う形でできましたので当然かと思っております。
ちようど私どもの厚生年金が労働者年金を
引き継ぎましたときに、労働者年金の期間を厚生
年金で引き継いだということに当たるのではない
かと思っております。

それで、厚生年金なり国民年金で短期の軍歴の
ある人を通算できないかということでございますが
が、これは先生よく御承知のとおり、厚生年金の
制度の立て方は、十人以上使っておりまして事業所
の男子労働者から始めまして、五人以上に広げ、
また女子の労働者に広げ、それから職員に広げて
きたわけでございます。そういう制度の立て方
でございますので、民間の事業所に働いておったと
いうこと以外に、軍務に服したということを選ん
で取り上げることができない制度であるわ

けでございます。さらに国民年金になりますと、
国籍があり、かつ居住要件があるということが被
保険者の条件でございますので、軍務に服したか
どうかを問うて、その点を選んで取り上げるとい
うような形になっていないわけでございます。ま
たに軍務に服したという方に広げるといふことで
あれば、国民年金は国籍要件と居住要件さえあれ
ばいいわけでございますから、その戦時中まで三
十六年の時点を全国に広げなければならぬとい
うことになってしまふわけでございます。制度
の立て方上、厚生年金につきましても国民年金
につきましても、軍歴期間を通算することはでき
ないというふうにお考えをしております。

○田口委員 確かに現行制度はおっしゃるとおり
だと思っております。しかし去年の四月、加藤君が言
った官民格差論、私は、いい意味に評価をすれ
ば、年金に対する国民の関心がそれによって盛り
上がった反面教師だと思っておりますので、盛
り上がった中で出てくる議論は、いまの恩給法
でいくと、それは悪いと言っているのじゃないです
か、たとえば旧南滿州鉄道とか華北鉄道とか、い
ろいろな団体に、いま言う半官半民というので
すか、そういうところに勤めておった者も、日満
日ケースであるとか、日満ケースであるとか、満
和三十一年、三十七年の改正になったときにやめ
た者もそうなのですが、全部通算されておるので
す。ところが、同じような境遇の者がやめて百姓
をやったり、民間の会社に勤めた場合には入らぬ
でしよう。これを一つ入れれば少々水準が上がる
のじゃないかと思うのは、これは普通からいって
無理はないですね。大臣、どうですか。これは制
度はいまはないですが、そういう気持ちに対して、
財政の問題なんかもあるにしても、公正に扱うと
いうことで考えられぬかということですか。どうで
しょう。

○小沢国務大臣 厚生年金とか国民年金というの
は、御承知のようにみんなが掛金を出し合った相
扶共済の制度でありまして、それから恩給という
のは、国家補償の観点に立って、一定の国家との
権力関係のある者に支給をしていくわけござい
ますから、この一定の権力関係にあった性格を、
お互い相扶共済でみんな掛金を出し合ってやっ
ている国民年金、厚生年金の方へ、その期間分だ
け要素として取り入れるというのは、ちよつと私
は無理だと思っております。完全に概念が、概念とい
いますか、あれが違ふわけですからね。

それともう一つは、実際問題として、そういう
方々が約四百万人もおると、それらの方々にもし
何らかの給付をやるとすれば、相当の、これは数千
億台の負担になってくるだろうと思っております。そ
れでとどまればいいですけども、また、それ以
外のたくさんの方に関連が出てまいりますもので
すから、それはおっしゃる気持ちはわからぬこと
もないのですが、これだけはしばらく勘弁願いた
いというのが私の率直な気持ちでございます。

○田口委員 しかし大臣、割り切ったらどうです
か、その年金の通算制度のように、厚生年金、国
民年金、共済年金があったら、それぞれから出す
のでしよう。だから、いま例に挙げた兵歴を持つ
ては厚生年金の金を出さず、兵歴部分は恩給局で
から恩給局から金を出す、同じ国家ですけれど
も、仕組みとしては考えられるでしよう、一遍こ
れは検討してください。

時間がないので一つだけ、ちよつと済みません
が、今度の法改正で無年金対策は私どもの要求を
入れたものとして、ペナルティーの問題は議論が
あるのですが、それでもなおかつ無年金者は一掃
できません。これは厚生省の依頼を受けて三重県
の鈴鹿市が悉皆調査をやった結果を申し上げます、
九万八千人二十歳以上の者がおるのですが、それ
を全部往復はがきで調査をいたしました結果、三
万五千人が国民年金、それから一万七千八百人が
いま言う五年年金、十年年金の経過年金、それか
ら三万八千人が他の制度、そういうことで、その
調査をしたのは五十二年四月に調査をしたのです
が、約六千人無年金者がおります。この六千人は

今度のこの改正案によって全部救われます、納め
るとすればですね。
ところが、これも約三百人という数字は微々た
るものですけれども、いかに保険料をこれから納
めていっても二十五年に満たぬわけですね。それは
どういふ例かといいますと、昭和五年四月二日以
降に生まれた者で、私の例からいいますと、この
人は昭和十年十月生まれの女子です。昭和四十五
年まで厚生年金、ところが退職をして脱退一時金
をもらいました。それから四十六年十一月から四十
八年七月まで再度、厚生年金に二十九日加入いた
しました。そして四十八年七月に結婚をいたしました。
結婚した相手は自営業者、四十八年です。
そこで、社会保険事務所へ行つて聞いて国民年金
の掛金を納めた。ところが六十歳までせつせと納
めても二十四年しかありません。こういう人がい
まの鈴鹿市の例でいくと約三百人おるのです。こ
れは特例納付をやるうと思つたつて掛け捨てにな
るんですね。九万八千人のうちで約三百人ですか
ら、これをそのまま単純に類推すると、全国では
相当な数になるのではないですか。

この原因は時間がありませんから言いませんけ
れども、この無年金者を救う道はないのか。もし
て私は結論から言いますと、救う道については三
つしかないのではないかと。一つは、いまの厚生年
金で採用しておるような任意継続です。六十一歳
から六十五歳まで本人が掛金を納めることによつ
て、この人の場合には一年分納めることによつて
二十五年の本格年金がもらえる、こういう方法に
するかと、それから、共済年金では、あるそうです
が、たとえ脱退一時金をもらつても、それを年金
受給資格に入れて年金をもらうときに返してい
く、こういう方法か。そして、いずれにしても、
こういうことは今後も後を絶たぬと思つたので、本
年六月に切れる女子の脱退一時金の選択ですね、
これはもうやめてもいいのじゃないか、このこと
だけ申し上げて、あと終わりたいと思つた。

○木暮政府委員 ただいまの例は、脱退手当金を
もらつてしまったために今度の特例納付にもなじ

まないという問題でございますが、脱退手当金の問題は、皆年金をいたした昭和三十六年前と三十六年後とは分けて考えなければならぬと思っております。昭和三十六年までは皆年金ではございませんので、脱退手当金を選ぶということがありますので、脱退手当金を選べども、昭和三十六年に皆年金になりましたので、すべての人は年金に結びつくことになったわけでございます。昭和三十六年に仮に脱退手当金をもらってしまっても、三十六年時点の年齢に達して二十五歳を短縮しておりますので、それから昭和三十六年以降で年金に結びつけるといふことになっておるわけでございます。その三十六年以降、この件の場合には昭和四十五年だそうでございますが、脱退手当金をもらったということは、やはり年金でなく脱退手当金を選ばれたといふことでございますので、これはまあやむを得ないといふふうに考えざるを得ないと思っております。

それで、こういう人たちは今度の特例納付は当然適用になりませんが、任意継続を考えると、いふことではございますが、私もできるならば過去二回やりました特例納付を繰り返したくないといふことでは、いろいろ方法を考えまして、その中の一つに現在六十歳まで保険料を納められるわけでございますが、六十五歳なりあるいは資格期間ができるまで延長して納めてもらうという方法も考えたわけでございますが、これは、こういう無年金対策といふことにはしては、現在、時効のことが考えまじと三十五歳を過ぎますと一年足りなくなるわけでございます。現在三十五歳の方が、そういう任意継続制度を仮につくりました場合に、その任意継続制度を利用するのは二十五年も先のことになるといふことで、こういう経過的な措置としては、いろいろ問題があるのではないかと、いふことで、とらずに、やむを得ず三回目の特例納付といふことで無年金者対策をやるといふふうに決めた次第でございます。

○田口委員 これ最後。そうは言いますけれど

も、この悉皆調査のときに出た意見を聞かしてもらったのですが、企業の方は退職金と思つて出すので、自分のところの退職金が少ないもので、すから脱退一時金をその上に積んで、さあ結婚資金の足しにしたいといふので、出すのです。もう本人は全然知らぬわけですから、それによつて、いままでの期間がパアになるとかどうかと、いふことは、それが数にしたら九万のうち三百人か知りませんが、善意で起こつたといふわけですから、それを今度の特例納付でも救い切れぬとなつたら、その者については任意継続制度なり、また前の期間を戻して金を返済させる、こういった措置を考えていく必要があるのではないかと、いふことだけ聞いて終わります。

○木暮政府委員 昭和三十六年以降の脱退手当金の場合には、いま先生おっしゃつたような事情もあろうかと思つておられますが、請求書を出されて脱退手当金を選ばれたといふことでは、いふことでは、現在の制度としては脱退手当金に關係する期間が消えてしまつたといふことにならざるを得ないと思つておられます。先ほどお話をいたしましたように、この女子の脱退手当金の特例は何回か延長してまゐりましたけれども、五月三十一日で切れることになつておりましたので、これは今度の法律改正で延長しないといふことになつておられます。

○木野委員長 次に、金子みつ君。
○金子(み)委員 いまさら、ここに憲法の二十五条を持ち出す必要はないと思つておられます。しかし、国は国民の健康を守るという責任を持つておられます。同時に最低生活を保障するという責任と義務も持つておられます。その立場からいふ健康を守る政策としては、いま行われております医療制度の抜本改正、あの長い間いろいろ問題がございました、いまの問題になつておられる医療制度を抜本的に改正するといふことを、大臣は先般この五十二年、五十四年度の間にやりたいといふことをおっしゃいましたね。そういうことはおっしゃつていらつたわけですね。医療問題については、国民の健康を守るという点については、

いままでの改正できなかったいろいろな点を見直しをして、そして五十二年から五十四年にかけて抜本的にいろいろ改正をやりたいといふふうにおっしゃつたわけですね。健康の問題については一応それで、ある程度解決できるかもしれないと思つておられます。

ところが、国民の生活を守るという問題につきましても、いま問題になつておられます。老後の生活を安定させるための、この保障をするための年金制度というものが中心になつておられるわけですね。そこで、この年金制度についても、大臣はやはり国民の健康を守るのと同一ように、国民の最低生活を守るという立場から、この年金制度にいろいろ問題があるわけですね、それら問題を解消できるように努力を進めておられるといふふうには、先ほど午前中の大原議員の質疑のときにおっしゃつていらつたと思つておられます。

一つ私が気になることは、日本の国の年金制度というものが給付水準において諸外国に比べると、国民所得に比例しても大変に少ないといふ事実がございます。ちよつと、きょうは時間がありませんので、数字はおわかりになつていらつたところでは、数字は七、八分の一から、ひどいところは十分の一くらいに過ぎないと思つておられます。その低いのを何とかして直していかねばならぬと思つておられますが、経済の減速化を理由にして福祉見直し論といふものが起つてきて、そして福祉に対する国の姿勢といふものが変わつてきたように思つておられます。福祉元年と言われた時代に比べて、はるかに変わつてきたような感じがして、公的年金に關しても拡充限界論といふようなものが出てきたのじやないかといふふうな感じがするわけですね。そういうふうなことが基本にあるからでしょうか、前回の国会でも国民年金法等の改正がございました。そのときに基本的な問題には触れないで、財政的なこと申しますか、支給額の増額、スライドした分だけの増額程度の改正

にしか終つてないわけですね。本当にやつていただきたいと思つておられる基本的な問題、いろいろの問題は、この前の国会で年金制度が一応採決されましたときに附帯決議がついておられます。それから社会保障制度審議会からも答申が出ておられます。いろいろなところから、いろいろな意見が出ておられます。それから、年金制度の長期見直しによる改善を必要とする時期になつておられると思つておられます。そのことに具体的な方針というものが示されておられない。そのことについて非常にいらつたおられるわけですね。ことに減速経済の關係からいふと、先ほどおっしゃつたように福祉見直し論が出てくるとすれば、せつかく、いきそうになつていたところから、またそこでダウンするといふふうなこともなりそうなきもいたします。そこで、そういうふうなことをいろいろ踏まえて考えてみると、年金制度についても触れたいといふことで、避けて通つてきたと思つておられる基本的な問題に、ここでどうしてもはつきりと触れたいといふことになり、改善していかなければならぬといふことになり、生活を保障する制度の問題について、大臣は政策として、御方針として早急にこの問題と取り組んで結論を出すという姿勢にいらつたのかどうですか。その御決意があらくなるのかどうですか、まず承りたいと思つておられます。

○小沢国務大臣 簡単に言いますと、おっしゃるとおり決意を持って、この一年もう十分勉強をして、やがて御審議を煩わしたい、かように考えておられます。

私の考え方を若干申し上げますと、標準的な期間の年金の方々はともかくとして、まず、その方々については、年金懸でも問題が出ておられます。上に給付水準の統一をやるとか、あるいは格差を是正するとか、あるいは将来、年数だけで考えていきますと非常に大きなものになつてまいりますから、その場合の負担をどうするか。その場合

に支給開始年齢をどうするかというふうな、いろいろの問題があるとは思いますが、経過的な年金の部類の方々、もうかけようにも標準年金までいけない方がいっぱいいらっしゃるわけでございますから、これらの経過年金の方々について、一体、所得保障の最低保障額というものはいかにあるべきかというのを考えて、そしてその負担を一体どこでどういうふうな求めていくべきか、これらを考えて、そういう方々も、ただ年金の期間に入れないからといって放置しておくわけにはいきませんから、これはもう当然、一定の所得保障の見地から見た水準の確保はしてやらなければいけません。その場合に一体どこで、どういふ負担の問題を考えたらいいか、これらを含めて根本的にひとつ検討をいたしまして、国民のための所得保障制度を確立していきたいという考えでございます。

○金子(み)委員 いまのお考えはわかりましたけれども、考えを進めていらっしゃる段階で御注文しておきたいことが一つあるわけですが、それは医療制度の方の場合でも、明らかにされているわけじゃないんですが、それらしき取り扱いをいかにしようとしていらっしゃるみたいにかがえるものがある。それは総報酬制度です。ポータスから保険料を取らうなんというのもその一つじゃないかと思うのですけれども、そういうふうな取り扱いを医療制度の方では始めていらっしゃるのです。そのようなことが年金を考える場合でもあつてはならない。そういうふうなことはお考えにならないでやってほしいというふうに思うことが一つです。

それから、いま一つは先ほどから大臣が所得保障、所得保障とおっしゃっておられます。私は、はっきりわからせていただきたいのは、年金というものについては、国ではこれは所得保障だというふうに定義づけしていらっしゃるのか、生活保障と考えていらっしゃるのかという点を教えていただきたい。

○小沢国務大臣 これは所得保障の考え方でござい

わけでございます。

○木暮政府委員 総報酬制の問題でございますが、昨年の暮れに二年間の成果を発表していただきました中間意見では、まだ、そこまで掘り下げたに至っておりません。また将来の厚年制度のあり方を厚年部会で御検討いただくことになっておりますが、これからの問題だというふうに考えております。

現在考えておりますことを申し上げますと、総報酬制ということにいたしますれば、医療保険の場合と同じように能力に依じた負担という面ではプラスが出ていこうと思ひますし、またポータス等が実際には生活費に繰り込まれている場合が多いというのを考えますと、それも給付に反映するというのを考えるのが必要かとも思うわけでございますが、一方またポータス等で景気に対する変動の対応をしておることにもあろうかと思ひますので、そういうことになりまして、景気の変動で年金財政の長期見通しがかなり左右されるというデメリットも出ていこうかと思ひわけでございます。また、現在の標準報酬制を総報酬制に変えますときに、いままでの方と、これから総報酬制にした場合の方との年金額の調整をどうするか、これは技術的に非常にむずかしい問題がございまして、今後研究をしてみたいというふうに思っております。

○金子(み)委員 それでは、そのことは、そのようにぜひ進めていただきたいと思ひますが、改正法案の中身に入っていきます。

この前の改正法案は本当に目新しいものはなかったですね。さつき申し上げたように金額の引き上げだけだったと思ひますが、今度の改正案の中には二点だけ、考えたなと思ひことがあるわけですね。その一つが、話の中心になっております年金者に対する対策、それからいま一つは、前回の改正のときには据え置きにされていた児童手当が、今度は全員じゃありませんけれども、区分されて一部分、改善されたということが言えますね。私は、この二つだけが今回の改正では、まあ

前回よりもよかつたというふうに率直に思ひわけなす。

それで無年金者の対策の問題ですけれども、これはけさ大原議員との質疑でもって、かなり詳細にお話がございましたので、私はこれに時間をかけてどういふふうに思ひませぬけれども、ただ、これは大変結構だと思ひますけれども、非常に心配している点があるわけですね。その一つは、五十三年の七月から向こう二年間という期間が設けられて、その間にやりなさい、やりなさい、こういうことになるわけなんですけれども、そのおやりなさい、おやりなさいという勧め方がどうも不徹底だということなんです。

これはけさも出ていましてけれども、前回のときに、あれほどやって、二回やりましたでしよ。二回やって、なおかつ外れている人がいたわけですね。これは故意に外れた人があれば、それはまた別でございましてけれども、そうでなくて、その後で、ああそれ、わかんなかつた、こういうふうなのがやはりあつたわけですね。だから私は、そういう意味で、今度三度目で、これが仏の顔も三度だとだれかがおっしゃつたのですけれども、確かに、これが最後だということになります。乗りおかれては大変だということになりまして、そういうふうな具体的、これを本当にみんなにわかるようにPRさせようと思ひていらっしゃるかと、そういうことなんです。従来の方法じゃ本当に徹底しませぬ。何か新しい方策ありませんか。

○大和田政府委員 お答えいたします。新しい方策と言われましても、ちよつと困るのございまして、何といひましても、やはりこういう制度ができたということを周知徹底させる。そのために、まず一般的な広報これはやらなければいけません。これは新聞、ラジオ、テレビ等、そういう報道機関を通じて特例納付の制度の内容を知らせる。これは当然のことでございますが、さらに個々に具体的な周知というものがどうしても必要になる。

この周知の方法といたしましては、御承知のように無年金者の対象といたしましては、被保険者であつて保険料を納付してない。そのために保険料納付期間が足らなくなつて、こういう人たちが。さらに適用漏れという人たち。こういうグループがあるわけでございますが、それぞれ、どういふ方法でやるかというのは非常に頭の痛いのでございまして、たとえれば前段の保険料を納付してないという人たちに對しましては、納付記録等から保険料の納付書、督促書といったようなものを出しまして個々に御通知を申し上げるだけであつて、個別徴収あるいは集合徴収といったようなやり方があるわけでございます。これはもうあちこちでやっておるところでございますけれども、そういう保険料の徴収の仕方というものを進めまして、そこで積極的な納付勧奨を行つていくということが一つあるわけでございます。それは一生懸命やつていく。

もう一つのいわゆる適用漏れ者、これに對してどうするかという問題があるわけでございますが、この適用漏れ者に對しては、これが実はなかなか把握しにくい対象でございまして、けれども、市町村の公簿であるとか国民健康保険の台帳であるとかいつたところから、何としても把握をしていかなければならぬし、できるだけ把握をさせるように、わが方といたしましては指導し努力をいたします。その把握をされました個々の対象に對しまして、はがき等によりまして、やはり個別的な勧奨をする。あなたの場合は特例納付をしなければ年金がもらえなくなるといふことを具体的に、個別的に勧奨していくということが必要であらうかと思ひます。それから適用漏れにつきましても、たとえば現在国民年金制度でつづいております民間地区組織であるとか、あるいは国民年金委員、こういう制度がございまして、こういう人々を通じて個々に働きかけるというふうな努力を進めてまいりたい、かように思ひております。

○金子(み)委員 衆知を集めて、知恵をしぼつて

やったら損しますよ、というふうに言っておられるところを見ると、やはり、そういう気分が入ってないとは言えないのですが、これは平行線になりますから、もう触れないことにします。先へ行きたいと思います。

その先の問題は、大変長い間、問題になっていて、なかなか解決を見ないものに婦人の年金権の問題があるのです。これが本場にむずかしいというふうに言われておまして、いつまでたっても具体的に進められていかないわけです。この問題についても、前回の国会で附帯決議がついておりましたし、それから社会保険審議会からも社会保険制度審議会からも出ているわけですね。みんなこれについては基本的な問題に触れてないものから、いつまでたっても解決がつかない。今回の改正の中にも解決のきざしが見えないのは大変残念だと思っております。

それで私は、一つ非常に心配だと気になることを読みましたのですけれども、それは五十二年度の予算要求のときに厚生省は、遺族年度の比率を七〇%で予算要求なさったですね。——五十二年ですか、そうするとまた一年長くなっちゃったわけですが、そのときに七〇%が取れなくて、そのかわりに寡婦加算というものが新しく誕生したわけですね。この寡婦加算というのは、実にごまかしにすぎないのでして、本当に何と言っているかわからない、こんなものをつけておいてというような感じがします。というのは、寡婦加算がついたばかりに、今度また新しい年度に新しい予算要求をするときに非常にやりにくくなっているわけですね。それで寡婦加算の方に足を引っ張られているわけですよ。基本的な率を引き上げようと思っても、寡婦加算なんて変なものをつけられてしまったばっかりに非常にやりにくいと私も思いますし、厚生省の方も、そうおっしゃっているということを開いているわけです。

的なの、基本的な比率を上げようと思つたときに、これが邪魔になる、こういうことになるわけでしょう。ですから、変なものをもつたと思つていいものなんでしょうか。あるいは寡婦加算というごみみたいなものをくつつけて歩いて、婦人の年金制度を確立するために非常に邪魔だと思つたのですけれども、これは思い切つて切り捨てて、そして本来の比率を高める、水準を高めるといふことを思い切つてなさる決意があらになるかどうか。

ことしも、とうとう寡婦加算の引き上げだけですね。少しばかり上がりました。こんなわずかな引き上げ方はないですよ。千円ですか上げておいてあげて、そんなものを上げておき余り意味がない。考え方として基本的におかしいと思つた。そこら辺はどういうふうにかえていらつしやるのか、教えてください。

○木暮政府委員 婦人の年金権につきましては、昨年も先生からいろいろ御指摘をいただきました。私も、私も婦人の年金権を充実することは大切な問題だといふふうにお答えをいたしたわけでございます。そのときに、ちょうど基本懇で検討していただいておりましたので、この婦人の年金権につきましても十分検討していただくということをお約束したと思つたのでございます。

今度、暮れに出ました中間報告でございますが、婦人の年金権に非常に大幅にベージが割かれておるわけでございます。それで中間意見でもごらんいただければ、いろいろ基本年金とか財政調整とか、むずかしい問題があるけれども、それができるまで待つということではなくやるべき事柄の一つとして、婦人の年金権の問題を上げておるわけでございます。それで、この中間意見を見ますと、いまの寡婦加算というふうなやり方ではなくて本来の遺族年金の引き上げをすべきではないかという方向の御意見をいただいております。ただ、それには前提条件が非常に多うございまして、中間意見で指摘されておりますのは、一つ

は、個人が年金を受給する場合と夫婦が受給する場合のけじめをつけなさいということがございまして、いわゆる五割の遺族年金の考え方でございますが、これはたとえば十万円ということになりますと夫は五万円、妻は五万円。夫が死ねば五万円、こういふ考え方に立っているのだらうと思つた。しかし、夫が死んだからといって、家賃が半分になるとかあるいは電灯代が半分になるとかいうことではございまして、世帯共通経費というものがあるわけでございます。

〔委員長退席、竹内(黎)委員長代理着席〕
飯に、十万円のうち四万円が頭数に關係のない費用で、三万円が夫、三万円が妻ということであれば、夫が死んだ場合にも共通経費の四万円と、それから妻の三万円、合わせて七万円の遺族年金であるべきだ、これが七割給付の考え方だと思つておるわけでございます。そういふことだと考えますれば、単身の被保険者が老齢年金をもらう場合にも七割でいいということになるわけでございます。単身者が受給する場合と、それから夫婦で受給する場合のけじめをつけなさい。外国でもそういうことになつておるわけでありまして。

それから、もう一つの問題として、日本の遺族年金は、ある意味では条件が非常に緩うございまして、夫の死んだ場合に被保険者期間が条件としてはほとんどない。あるいは、その婚姻期間の条件もないという形になつておるわけでございます。子供のいない若い未亡人の場合には、新しい出発のための給付金みたいなものを考えて、年金は出さなくてもいいんじゃないか。そのかわり、老齢とか子供の多い方の場合には七割にするというふうなことを考えるべきではないかという提言をさせていただいておるわけでございます。

それからもう一つ、かなりやかましい問題として、国民年金に被用者の妻が任意加入をいたしておるわけでございますが、現在の年金水準の場合には、そういう形で年金の全体の額を大きくするというような効果があるかと思つて、先々を考えますと、国民の負担も二重

でございますし、それから給付も二重の面が出てまいりますし、それから国庫負担にも二重の面が出てくるということでございます。任意の妻の加入の問題にも結論を出すべきだということを言われておるわけでございます。そういうことにつきましまして、基本懇自体がさらに詰めて結論を出していただけるといふところまで来ておるわけでございます。

○金子(み)委員 いまの御説明で、こういう意見があるというふうにおっしゃっていただけなんです。それが、そういうふうないろいろな考えが進められていて、それを土台にして厚生省が方針をお決めになるのだと思つたわけですが、それをお決めになるのには、まだ十分ではない、こういうふうにお考えなんでしょうか。

○木暮政府委員 ただいま申し上げました三つの問題点も一つ一つむずかしい問題でございます。また、共済とか、ほかの制度も歩調を合わせていただかなければならぬ問題もございまして、基本懇自体に詰めていただくと同時に、私どもも検討し、また必要があれば関係各省とも詰めていただかなければならぬと思つておるわけでございます。

○金子(み)委員 一つ教えてください。基本懇で一つの意見がまとまったとしますね。そうしたら、それは厚生大臣へ真つすぐ答申しておるわけですね。これは厚生大臣の私的諮問機関、こういうふうな理解してよろしいですね。

○木暮政府委員 そのとおりでございます。○金子(み)委員 そうすると、その基本懇の意見を受けて、厚生大臣は一つの試案をお考えになつて、それをさらに諮問機関におかけになる、こういうことになつておるわけですね、手続としては。○木暮政府委員 そういふことになつるかと思つた。中間報告を受けて厚生省案を決める。その際には関係各省との協議も要るわけでございますが、政府案が固まった段階で社会保険審議会なり制度審議会なりに御諮問申し上げるという段

取りになっております。

○金子(み)委員 そうすると中間報告、中間意見というものは出たわけですね。そうすると中間意見をもって厚生省は、これから諮問の内容をおつくりになるわけですか。

○木暮政府委員 中間意見を出していただいたわけでございますが、懇談会自身さらに詰めてくださるといふことになっておるわけでございます。非常にむずかしい問題が多々ございまして、懇談会を煩わして私どもも一緒に勉強していきたい、こういうふうな思っております。

○金子(み)委員 そうすると時間的な問題があると思うのですけれども、一番初めに大臣に申し上げましたように、この年金制度の抜本的な改正というのはいっしょに計画を進めていられるのでしょうか。

○小沢國務大臣 めどは来年のいまごろと考えております。一年くらい、というところは五十三年度中には何とか方向を求めていきたいと。

○金子(み)委員 一年でできれば非常に結構だと思えます。本当に一年でやっていたらいいと思えます。医療制度の方も一年、五十四年度です。来年のいまごろ、こういうことになるわけですね。ですから両方がそろえば、それは非常に結構なことだと思っております。大変いろいろよくそうしているから時間がかかるかもしれないということもありませんが、しかし、できるだけ鋭意御努力いただいで、来年のいまごろの時点で抜本的な制度が出るようにぜひお願いしたいと思います。それから、その次に児童手当制度の関係を少しお尋ねしたいと思います。

まず最初にお尋ねしたいのは、児童手当制度の調査を五十年でしたかになさいましたね。それで、この児童手当制度の調査が行われるということを知りましたときに、非常に心配した人たちがたくさんいたのです。なぜかと申しますと、この調査をなさるといふ目的が、児童手当制度は要らない方向へ持っていく、そのための材料をつくりたいというふうな気持ちで調査をしておられる

のだというふうなことを、どこからか漏れ聞いてきているわけですね。それで非常に心配した人たちがおりました。

そのことはともかくといたしまして、私がいまお尋ねしたいのは、この調査をなさるうとなされたその目的、それをまず伺いたいのが一つ、それから、その調査の結果、いろいろの結果が出たと思いますが、その結果をどのように政策として取り込んでいらしたかということ、そして今度の改正に、どの部分に、それがあらわれているのか、こういうことが知りたいのですが。

○石野政府委員 第一の調査の目的でございますけれども、これはたしか金子委員の御質問に答えて私も申し上げたと思っております。当時、児童手当制度に關しましては拡大論、廃止論、もろもろの意見がございました。その中で、四十九年度には児童手当制度というのが一応第三子からの問題について完全実施になったわけでございます。その時点において、もろもろの意見がございまして、これを今後どうするかということでは、大変苦慮いたしました。私どもは、あくまでもこの児童手当制度というのは大変必要な制度でございます。しかし、何か、これを拡大していきたい、こういう強い願いがございました。そういう願いをもとにいたしました。一体、有識者なり、あるいは一般国民はどう考へておるのだろうかということ、事実としてはつきりとおついで、その方向で考へるべきだ、こういうことで実は実施いたしましたわけでございます。したがって、廃止を目的とするとか、あるいは縮小を目的として調査を行ったものでないことは、これは事実でございます。

それから第二の調査の結果でございますけれども、これは御案内のとおり、いろいろな意見がございました。児童手当制度そのものにつきましても、これは制度として必要だ、こういうふうな意見を述べた者が、有識者とか一般世帯によって違いますが、けれども大半半数程度。それから児童手当の支給よりも、むしろ環境の整備をした方がいいじゃないか、こういう御意見が特に有識者の場合は四二%と非常に高い数字が出たわけでございます。それから同時に、児童手当制度のあり方そのものにつきましても、一般的に二子、三子拡大ということと考へて、多子世帯に關係なしにやれ、こういう御意見もありましたけれども、非常に数が少のうございました。大半の人たちは世帯の低所得階層にむしる手厚く支給すべきではないか、こういう方が多子世帯あるいはそうでない世帯も含めまして六八・八%でございました。そういう数字が出てまいりました。それから所得制限等につきましても、現状凍結と申しますか現状程度でいいという意見もかなり多うございました。そういうもろもろの御意見がございました。私どもは特に今後の児童手当制度をどう考へるかにつきまして、この結果をもとにいたしました。中央児童福祉審議会の児童手当部会に、その考へ方を御依頼申し上げたわけでございます。そこでいろいろな御意見がございました。ございまして、たけれども、集約的に申しますと、一応国民の考へ方というのは、ある程度わかっております。すなわち、児童手当制度につきまして低所得者層に対してはむしる手厚くすべきだという意見が圧倒的でございます。したがって、その手当額につきましては、いまの五千円では低いではないかということ、今度の法案の中にも特に市町村民税の非課税世帯につきまして五千円から六千円に引き上げる、こういうことをいたしました。それからなお所得制限につきましては、意識調査の結果におきましても現状凍結あるいは厳しくした方がいいという意見もかなりございました。一応所得制限につきましては据え置くという考へ方をとりまして法案を提出いたしました。それから三番目の環境を整備した方がいいというの、かなり五〇%近い数字でございましたので、この際、児童手当制度の現金給付をより効率的にするために、児童手当制度独自の立場から児童の健全育成施策を行います福祉施設を創設する、こういう考へ方では整理いたしましたわけでありませぬ。このように一連の

措置によりまして児童手当制度というのはいり合理的な、所得保障をより重視した機能、そういうものになったのではないかと、こういうふうな理解をいたしておるわけでございます。

○金子(み)委員 それに關連してなんですけれども、私はこういう問題に参加するようになってから五、六年になるわけですが、その最初のときから毎回申し上げてきて、同じことを言っているのですが、いつも同じ返事をいただいで一つも改正にならないという問題が一つあります。それは何かと申しましたら、日本の児童手当制度は確かに出遅れがございました。最後にできた制度だということもございまして、まだまだ未熟だ、未発達だと考へていられるのかもしれませんが、それでも、とにかく諸外国と比べてみると、どうしてもいかに見劣りがして、これでは困るじゃないかというふうな考へられるものがあるが、それは手当を受ける子供を第三子以降にしているというところなんです。

これは本当に毎回言いつづけてきていることなんですけれども、第三子以降と言へば、いわゆる多子家庭ですね。戦時中はともかくも今日は、第四子以下第五子というふうなたくさん持つていらつしやる家庭というのは非常に少ないですね。細かい数字は別といたしまして、全世帯の一割ないわけでしょう。ですから、そういうわずかな世帯の人たちだけしか恩恵をこうむっていない。ほかの世帯は、そういう恩恵をこうむっていないから、児童手当制度に対しては余り関心が無いということになるのじゃないかというふうにも思いますが、自分たちには關係がないということになっていきますから。しかし、これは正しいことではないのであって、諸外国は、もうそちらで十分御存じだと思っております。細かく申し上げませぬけれども、第一子、第二子、第三子の最初の子供から手当の対象になっているわけですね。そして国によつては青年手当、十六歳から二十歳までの子供も対象になっているところもございませぬ。日本の場合には、児童福祉法に基づけば子供は十八歳ま

で子供になりますね。そうすると十八歳まで、すなわち高校です。高校卒業までになりますけれども、そこまで対象にしていはいはずだと思えますが、今日では、いまやつと中卒までいったところですね。これも出遅が遅かったのだから逐次改善していくという事で、やむを得ないというふうで考えるという事もできるわけです。そうであれば、これをさらに延ばして高卒まで持つていくというふうにしようかという事かという事か一つあります。

それからいま一つは、一子、二子も当然の対象になるべきであるし、ILOの百二号条約でも、これはうたわれておりますことだし、勧告もございまして、当然日本としては諸外国と同レベルに、あるいは、それ以上についているというふうには自負している日本であるとすれば、社会保障の実態がはるかに立ちおくれしているという事実もございまして、この際、この児童手当制度については従来から申しておりますように対象を拡大するというのが考えられないかということが質問になります。

老人人口が非常にふえて、老人に対するいろいろな手当だとか保障だとかいふものがふえていて、財源的に大変だといふことがあるかもしれせん。逆に、子供の人口は非常に少ないし減っていつていますね。ですから、これは相殺できるような感じがするわけです。ですから総体的に考えれば余り変わらないというふうには思いますので、こういうことをひどく気にしたり、考慮に入れたりして、それが理由にならないで、方針としてどのように進めようとしていられしやるのか、簡単に御方針を一言お聞かせ願いたいと思えます。

○石野政府委員 確かに諸外国の制度に比べまして、一番おくれた制度であることは事実でございます。ただ、いろいろ諸外国と単純に比較するというのはどうかという問題もございまして、これは外におきまして、現在、第三子に限っておりますのは、御存じのとおり児童の養育費の家計に占め

ます負担率と申しますか、その比率が三人の場合と二人の場合、一人の場合、全然違うわけでございます。そういうことに着目しまして三子からやっておりますわけでございますけれども、これをさらに二子なり一子まで広げるといふ御意見も、確かに貴重な御意見ではございませぬけれども、やはり国民的なコンセンサスを得られませぬと、なかなか本問題というのには解決できない問題でございませぬ。それからまた、一方、税の問題とか、あるいは賃金制度の家族手当との調整の問題、そういうものもろを全部解決してまいりませぬと、なかなか児童手当制度を拡大するといふことはむずかしいのじゃないかというふうな感じがいたしております。

それから、現在の三子の義務教育終了前というものを、さらに十八歳までという御意見でございませぬけれども、現在の三子以降という形でやっておりますと、上が十八歳未満であつて、しかも三子が義務教育終了前、こうなつていられるわけでございます。したがって、技術的にも第三子をさらに十八歳未満というふうに見ますと、上は二十歳にしなければならぬという問題もございませぬ。それは児童福祉法の現在の十八歳という一つの区切りがございまして、それとのバランスをどうするかといふこともございませぬ。

したがって、私どものいま一番基本的な考え方、もろもろの国民的な御意見もございませぬので、それらを踏まえて、最も合理的な、日本の事情に合った児童手当制度といふのは一体どうあるべきかといふことを慎重に検討しなければいかぬのじゃないかといふことで、実は中央児童福祉審議会にいま御諮問申し上げて、御検討願つていられるわけでございます。その中で、いろいろ御意見が出てまいると思ひますので、その御意見を踏まえて今後の制度についての推進を図つてまいりたい、このように考えております。

○金子(み)委員 ぜひ、それを進めていただきたいと思ひますが、やはりそれも来年のいまごろまでにできるのですか。

○石野政府委員 これは先ほどの年金と違ひまして、そう簡単に結論が出る問題ではない。やはり私どもの気持ちと、それから一般国民のコンセンサスといふものがございませぬし、それから、そういうものを仮に案として出した場合に、それはみんなが、なるほどいい案だといふ形で進めていかなければならぬので、費用負担の問題も絡んでまいりませぬ。そういうものもろの事を考えますと、来年いまごろまでといふことはなかなかお約束できない、こういうふうな考えでおります。

○金子(み)委員 できるだけ早く結論を出していただくようお願いいたします。最後になりましたけれども、年金に税金がかかるという問題なんです。これはきょう大蔵省の方も来ていただいておりますので、大蔵省の方の御意見も伺いたいと思ひますが、厚生省でもどういふふうな考えていらつしやるのかという、両方の御意見を承りたいと思ひわけです。

年金に税金がかかることを知らなかつたという人がずいぶんあるものですね。案外多いのです。年金にまで税金を取られるのですかといふ非常にびっくりして、そうして、がっかりする人たちが大分あるわけなんですけれども、年金に税金がかかるという問題については、これは所得保障だから当然なんだという理屈があるのだからと思ひます。これは素人でも、そのくらしいことは見当がつくわけなんですけれども、そうしますと課税対象がすべての年金にはついていないのです。遺族年金や障害年金には税金がかかつてないわけですね。厚生年金あるいは船員保険、国民年金等の老齢年金と通算年金だけに税金はかかつていられるわけですね。そこら辺がどうも私たちにわからない。するならば、みんなにすればいいし、しないならば、みんなしなければ公平でいいのじゃないか。その区別をされておられるという理由をまず伺いたいと思ひます。

いま一つは、もしそうだとすれば、年金の中に最低保障額だとか定額部分だとかといふのがあつたのは、やはり所得の考え方からいふと少しおかしいのじゃないかしらというふうにも考えられますし、それから今度は逆に、年金の給付のあり方が、細かい数字は別といたしまして、一口にして言へば、上には手薄く、下には手厚く、そういうふうな扱い方をしているといふことは、社会保障的な考え方が中にあるからじゃないかしら、含まれていられるからじゃないかしらというふうな考えられるわけですね。そうだとすると、税金を課するといふことは、やはり何となくおかしいといふふうな感じがするわけです。このバランスのとれていない税金のかけ方というものについて、両方の省の御意見をまず伺つていただきたい。

○矢澤説明員 お答え申し上げます。まず、最初の年金の課税の方針でございますが、公的年金の一般年金につきましては課税して申します。先生御指摘のとおり、所得保障と申しますか、給料の後払い的な性格であるといふところに着目してございませぬ。それから遺族年金、障害年金等が非課税とされておりますのは、これは負担力の弱い方々に対する税制上の特別の配慮といふことで非課税としておるわけでございます。諸外国で、こういったものを非課税としている例は少なく、むしろ日本の場合、かなりこれらの点を配慮した税制ではないかといふような学者の御意見もございませぬ。

それから第二の点の、最低年金と、それから私どもの課税の基準でございます。課税最低限、そこまでの所得は課税しない、そこから上は課税するといふ一つの水準がございませぬが、この課税最低限は、税の上で考えた必要最低限の生活費であるといふ物差しでございまして、私どもの方では、この課税最低限を使つて、そこから下は非課税、そこから上は課税といふ考え方をとつております。

○木暮政府委員 年金についての課税の問題でございませぬが、これにつきましては社会労働委員会で、非課税にするようにという決議を毎年いただいております。いま大蔵省から説明がございましたように日本

それから資金運用部への預託金、そのほか有価証券等の取得に充てております。また、有価証券の種類といたしましては、私ども国債、地方債、金融債などを購入してやっております。

○高野説明員 私立学校教職員共済組合の運用状況について御説明申し上げます。

私立学校共済の場合も国共済等に準じておりますが、いまの財投に対する預託のかわりに、私学共済の場合は日本私学振興財団に対する貸し付けを行うという点が違っています。その他、組合員への貸し付け、有価証券その他については国家公務員と同様の取り扱いでやっております。

○古寺委員 いま大蔵省の方からお話ございましたが、たとえ組合員への貸付金の利率とか限度額とか、それからあとは資金運用部に対して、どのぐらい回っていくのか、その辺のところをおっしゃっていただきたいのです。

○山崎説明員 まず第一点、組合員への貸付金でございますけれども、実は、それぞれの組合で、いろいろと違っているわけでございまして、貸付金の種類も普通貸し付けとか特別貸し付け、あるいは住宅貸し付け、特別住宅貸し付けというものがございまして、それぞれ利率も違っているわけでございます。それから限度につきましても、それぞれ違っております。ただ、住宅貸し付け、あるいは特別住宅貸し付けにつきましては、住宅貸し付けは限度額といたしまして五百万、特別住宅貸し付けにつきましては八百万というふうになっているわけでございます。特に、特別住宅貸し付けにつきましては、二年以内に退職するという条件のもとにやっております。

それからもう一点、預託金の問題でございますが、預託金の割合は、前年度積立金総額の三〇%を預託しているわけでございます。

○高野説明員 私学共済の場合は、いまの預託に相当いたします私学振興財団に対する貸し付けの利率は、五十二年の場合では六・六五%でございます。それから組合員に対する貸し付けは五・

八%でございます。

貸し付けの種類につきましては、国家公務員共済に大体準じた形で、一般貸し付けのほか住宅貸し付け、これは五百万が限度でございますが、貸し付けをいたしております。

○三井説明員 積立金の運用につきましては、一つは預貯金、それから銀行、信託会社への金銭信託、国債、地方債、その他有価証券の取得がございまして、その有価証券の取得の一端といたしまして政府保証債の取得がございまして、もう一つお尋ねの組合員への貸し付けでございますが、この点につきましては住宅貸し付け、一般貸し付けなどございまして、住宅貸し付けの場合につきましても、利率は年利五・八%、限度額は五百万円まででございます。一般貸し付けにつきましても五十万円、その他災害貸し付け、育英貸し付けなどがございまして。

○桑名説明員 地方公務員共済組合の資金の運用につきましては、地方公務員共済組合の資金の性格からいたしまして「安全かつ効率的な方法により」というのは国と同様でございますけれども、「組合員の福祉の増進」と「地方公共団体の行政目的の実現に資するように」という運用を法律で定められているところでございます。したがって、資金の運用につきましても主として地方債あるいは公営企業金融公庫債の取得が中心でございます。

そのほか、組合員への福祉の還元という意味で、全体の資金量の六一%までは組合員の福祉への還元を認めておりまして、その主なものは、組合員の福祉のための不動産の取得あるいは宿泊施設への貸付金並びに組合員の必要とする貸付経理への貸し付け等がございまして、貸付経理への貸付金につきましては、国家公務員と同様に、住宅貸し付けあるいは普通貸し付け、就学貸し付け等がございまして、住宅貸し付けの限度額は、現在地方公務員の場合には七百万を限度額といたしまして指導いたしております。その貸付利率は五分七厘六毛でございます。

○森(宗)説明員 専売公社の共済年金の積立金の運用につきましては、私ども安全かつ効率的に運用する立場で努力をしておりますが、内容としましては三点ございまして、一つは、金融債あるいは国債、地方債、貸付信託、有価証券等への投資がございまして、二つ目としましては、不動産への投資がございまして、三つ目としましては、組合員に対しまして福祉事業への貸し付けというのがございまして。

この中で、福祉事業への貸し付けについて申し上げますと、内容的には二点ございまして、一つが住宅貸し付けというのがございまして、これには幾つかの貸し付けがございまして、その内容としましては、条件につきましては勤続年数によりまして貸付限度額、返済期限、利息等は違っておりますけれども、中心となっております特別住宅貸し付けについて御説明申し上げますと、勤続五年以上の者に対しまして、勤続年数に応じまして百五十万から七百万、利息は五・五二%ということでございます。一般貸し付けには、これまた、いろいろ項目がございまして、その中心となっております普通貸し付けという内容で、突発的に資金が必要な場合に貸し出しをするのがありますが、これは勤続年数六ヶ月以上の者に俸給の一月分を限度としまして年利六%で貸し付けをいたしております。

以上でございます。

○足代説明員 国鉄共済組合の場合、資金運用の基本的方針は国家公務員共済組合の場合と全く同様でございます。

資産の運用状況でございますが、国家公務員の場合、資金運用部への預託を行っておりますが、国鉄共済の場合、これにかえまして鉄道債券に運用をいたしております。これは大体、資産の三〇%になっております。

それから、組合員への福祉還元としての貸し付けの問題でございますが、普通貸し付けと住宅貸し付けがございまして、普通貸し付けの場合は、最高限度額三十万円、利率につきましては年六%。

それから住宅貸し付けにつきましては、最高限度額七百万、ただし、これはいわば特別でございます。五十歳以上または組合員期間三十年以上の者、こういう条件を付して七百万、一般の者は五百万ということでございまして、なお、貸し付けの金利でございますが、年五・五二%、こういうこととに相なっております。

○長谷川説明員 電電公社の共済組合の長期経理の資産運用の状況について申し上げます。この資金運用の基本的な考え方は、安全かつ効率的に運営するというのをモットーにいたしまして、郵政省の指導を得ながら資産を運用しておるところでございますが、運用のやり方は三つに大別されます。

第一点は、一般的に申し上げますいわゆる特別電電債を中心といたします有価証券に対する投資でございます。これは五十一年度の実績から見ますと、過去、利率の高いときのものもありまして八・五%ぐらいに回っております。

第二点目は、電電公社の職員の住宅に対して投資をしております。これが利率が大体六・五%。第三点目は、先ほどからもいろいろ御説明がございましたように、職員への貸し付けを行っております。この貸し付けにはいわゆる甲種と乙種とございまして、甲種は、住宅並びに宅地の取得に必要な資金を融資するというもので、利率は五・五%、こういうことで運営しております。貸し付けの最高限度額は五百万円でございます。東京等の特別な地域におきましては退職金見合いで特別に七百万円まで融資しております。乙種の貸し付けは、いろいろな内容がございまして、家屋の修繕とか、あるいは奨学、あるいは結婚、あるいは災害、あるいは大きいものを買います購買資金、こういったものの貸し付けがあるわけでございまして、そのうちで限度額が一番高いのが修繕の五十万円でございます。利率は乙種の場合は六%というところでやっております。全体から見ますと六・九六%に回っております。

先ほど、お尋ねのありました資金運用部への預

託はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○古寺委員 それでは説明員の方はお引き取りになって結構でございます。どうもありがとうございます。

厚生省にお尋ねしたいのですが、国民年金の場合の積立金の資金運用はどういうふうになってくるのか。そしてまた、たゞいま御説明のございました共済組合との大きな相違点についてお伺いしたいと思います。

○木暮政府委員 国民年金の場合には、厚生年金と合わせまして毎年の収支残額を全額、資金運用部に預託をいたしております。これは年金の財源でございますので安全確実ということを、どうしても第一に考えなければならぬわけでございまして、各種共済と違いまして非常に規模の大きい制度でございます。そういうことで資金運用部に預託するというのが最も方法として適當ではないかというふうに考へておる次第でございます。

もちろん無条件ではございませんで、預託額の三分の一は還元融資ということで被保険者あるいは厚生年金の場合には事業主に使っていただくようなことをしておりますし、また、地方公共団体等が国民生活に密着した施設をすることに使つてもらうという条件をつけておる次第でございます。この還元融資の三分の一を含めまして八五％につきましては資金運用部からいろいろな機関に貸し出しをするわけでございますが、これも国民生活基盤に密着したものに重点を置いてもらうというようにいたしておるわけでございます。

この運用利回りでございますが、厚生年金につきましては七・〇三％でございます。国民年金につきましては六・〇六％というところでございます。それから、共済組合が組合員に貸し付けをいたしておりますが、私ども昭和四十八年から被保険者住宅につきましては貸し付けをやっております。条件は、ほぼ各種共済と同じところになっておるといふふうに思います。具体的に申し上げます。

すと、借り入れ資格は、五十三年度から、三年以上の被保険者期間があった人に貸すということにいたしておりますが、国家公務員共済で比較をいたしますと、組合によって違いますが、三年以上または五年以上というふうになっておる次第でございます。それから限度額につきましては、二百万円から五百万円というところでございます。国家公務員の場合には退職金の範囲内、たゞし五百万円以内ということでございます。限度額は原則として合つておるわけでございますが、若い人と申しますか被保険者期間の短い人は退職金の範囲内の縛りがございせんので、私どもの方が若干よけい貸せるといふことになっておるかと思ひます。利率につきましては、国家公務員共済が五・五二％から六％という分布をいたしておりますが、私どもの方は六％で貸すということになっておりまして、ほぼ均衡がとれておるかと思ひます。

それから、各共済組合でやっております消費金融のようなのは、私どもの場合には非常に多くの事業所を対象といたしておりますので、やっております。

○古寺委員 質問の趣旨は、資金の運用が非常に大事な問題でございますが、安全かつ効率的でなければいかぬわけでございますが、国民年金あるいは厚生の場合には資金運用部に三分の一が持つていられる。残りの三分の一も、いろいろな地方公共団体あるいはいろいろな金融公庫、そういうところの貸し付けに持つていられる。その残りを加入者に還元するという形で行われておりますので、もちろん地方公共団体もそうですが、非常に枠が少ないとか、共済組合と比較して、どうも国民年金の場合には、この点について検討する必要があるんじゃないか、こういうことをよく言われているのでございますが、そういう点はいかがでございますか。

○木暮政府委員 いまの私どもの年金制度は修正積立主義をとっておりますので、この積立金の運用問題というのは非常に大切な問題であることは御

指摘のとおりでございます。それで確實安全ということを期さなければならぬわけでございまして、これはもう共済組合等々と同じでございまして、けれども、私どもの場合には非常に多くの被保険者を対象としており、積立金の額も五十三年度末では二十二兆になるということでございますので、資金運用部に預託するということは最も適當な方法であるというふうに思つておるわけでございます。

ただ、その際、被保険者サービスと申しますか、そういうことも当然しなければなりません。それからまた、この積立金を資金運用部が運用いたします際に、やはり資金の性格からいまして国民生活に密着した部門に還元していくということが適當であるかと思つておるわけでございまして。そういうことで都道府県が行います病院とか福祉施設とか、そういうものに使つてもらふということも還元融資をしておるわけでござい

ます。新規積立金の三分の一を還元融資ということをやつてきておるわけでございますが、先生の御指摘のようには、その資金枠は必要があれば確保していかなければなりませんので、五十三年度の予算につきましては三九％を、そういうことで還元融資に振り向けるという形で予算を編成しておる次第でございます。

○古寺委員 共済組合には住宅ですとか、いろいろな貸付制度、こういうものがあるわけですが、国民年金の場合にはどのくらいの率になっておりますか。

○木暮政府委員 たゞいま手元には厚生年金と両方合わせた数字を持つておるわけでございまして、住宅につきましては来年度千九百六十三億円を予定しておる次第でございます。

○古寺委員 これの内容を見ますと、厚生年金と国民では内容が違いますね。

○木暮政府委員 国民年金と厚生年金の場合には制度の成り立ちが違いますので、若干の条件の相違がございます。

年以上の場合には五百万円を貸すということにしております。で、これも被保険者期間の長さに応じて刻みがございます。十年から二十年につきましては四百万円、五年から十年につきましては三百万円、三年から五年につきましては二百万円をお貸しするということになっておるわけでございます。

一方、国民年金につきましては、制度発足してから十六年ほどの経過でございますので、この区分を簡単にいたしておりまして、五年以上の場合には二百万円、三年から五年までにつきましては百万円、こういうふうになっております。

○古寺委員 これはやはり国民の場合にも十年以上とか十五年以上というふうな新しい区分を設ける必要があるんじゃないかと思ひます。

○木暮政府委員 だんだん、そういうふうにしていかなければならないと思ひますが、五年以上二百万円と申し上げましたが、これは国民年金の場合には夫婦それぞれ被保険者になりますので、夫婦ではこの二百万円の倍の四百万円まで借りられる、そういうことでございまして、厚生年金の十年から二十年のところまで大見合ひわけでございまして、制度発足以来十六年でございまして、その点では厚生年金とバランスがとれておるといふことでございます。

○古寺委員 わかりました。それでは最初の問題から入らせていただきます。と思ひますが、大臣は所信表明の中で「厳しい社会経済情勢の中で、社会的経済的に弱い立場にある方々に対する福祉施策の重要性はさらに高まっております。こういうふうにおつしやうておられるわけでございまして、弱者救済ということについて大臣は、どういふお考えに立っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○小沢國務大臣 弱者というのは精神的、肉体的並びに経済的な弱者ということを考えておられて、これらについて、できるだけ手厚い社会福祉の政策を進めていきたい、こういう趣旨でございます。

○古寺委員 そこで、今回の年金の引き上げでございませぬが、非常に物価が上がっているわけでございますが、この改正案の内容では不十分ではないかという声が強いわけでございませぬが、この問題についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○小沢内務大臣 物価の上昇率は、今月、五十二年三月を五十二年の三月と比較しますと、恐らく消費者物価の上昇率は五割を割るのではないかと云われるぐらいでございます。今度の改正は一割ちょっと欠ける程度でございますが、一割ぐらいでございませぬから、物価のストライドとしては、物価の上昇率を上回っておりますので、不十分という非難は当たらないのじやないかと思っております。

○古寺委員 次に障害福祉年金と、それから障害年金でございますが、これも非常に不十分であるという声が強いのですが、いかがでございますか。

○木暮政府委員 抛出国庫年金につきましては、ただいま大臣から申し上げましたとおり七・六%の物価ストライドを考へておるわけでございます。これは、もう間もなく、ことしは終わるわけでございますが、ことしの実績が出ますと、それに置きかえるということになって、七・六%を若干下回るといふようなことになるのではないかと思っております。

一方、福祉年金につきましては、できるだけ配慮するということで一〇%のアップを考へておるわけでございます。これ以上のアップにつきましては、福祉年金の受給者が非常にたくさんいらっしゃいますし、財政上制約がございませぬと、やはり抛出国庫の国民年金とのバランスを考へなければなりませんので、そういう意味合いで引き上げることが困難なわけでございます。それにいたしまして物価上昇率を上回る一〇%の引き上げを予定をいたしましたわけでございます。

○古寺委員 そこで、障害年金が改正になりまして、廃疾の認定が今度一年六カ月になったわけでございますが、これはいつから実施になるわけでございますか。

○木暮政府委員 昨年の八月一日から実施をいたしました。

○古寺委員 これが八月一日から実施される以前は、廃疾の認定というのは三年でございました。そして改正になって一年六カ月になったわけですね。これは非常に期間が短くなったわけ結構なわけでございますが、それとあわせて、改正以前は、その三年間のうちに一年間保険料を納めますと障害年金の受給資格を得るわけですね。ところが、この改正によりまして一年六カ月の廃疾の認定の期間になりましたが、その以前において一年間、年金の掛金を納めておりませんと障害年金の受給資格が得られない。これは私はある面においては非常に大きな福祉の後退になると思っておりますが、いかがですか。

○木暮政府委員 ただいま御指摘の事実がございませぬ。この改正は、昭和五十一年のときに従来、老齢年金だけにつきまして通算制度をしておいたわけでございますが、障害年金につきましても、国会等の御審議もございまして、通算制度をつくることになったわけでございます。通算制度をつくりました場合に、通算の結果、障害年金がもたらえる人について、どの保険制度が費用負担をすることを決める必要があるわけでございます。それまでは共済組合、厚生年金、国民年金、それぞれ違つた障害年金の支給要件をとっておいたわけでございますが、どの保険が費用の負担を引き受けるかということを決める必要がございませぬので、その統一をいたしたわけでございます。統一をいたしました際に従来と違ひまして、廃疾の原因になった病気の初診の日が属する年金制度も費用負担しようというにいたしましたわけでございます。これは、年金制度も保険もございませぬので、原因が発生した、あるいは原因の発生が確定になった時点の年金制度を持つべきであるというところから、いたしたことでございませぬ。

その結果、確かに先生のおっしゃるようによい

ままでは廃疾になった時点で、その前に保険料を納めてあつたかどうかを認定をいたしましたわけでございますが、今度各制度をそろえて、初診日の前の資格要件を問うということになったわけでございます。その結果、多くの場合には、この通算制度で、いままでは障害年金がもらえなかつたことももらえるようになったわけでございます。けれども、事例的に申し上げますと、二十歳から二十一歳の間に初診日がある方がございましては、障害福祉年金の方にいくということがございましては、通算制度といたしても避けられない点でございます。ところが、どうしても避けられない点でございます。通算制度というものが被保険者の方に非常に大きな役割を果たすということを考へれば、これは忍んでいただくということより仕方がないというふうにお考えをしております。

○古寺委員 たゞえば筋ジストロフィーでも結構です。あるいはベーチエツト氏病でもいいです。サルコイドーシスでもいいです。そういう方々が、いままでは二十歳になられて、そして一年間年金に加入しますと、認定の時点でございまして、障害年金になるわけですね。そうしますと、今度の額でございますと一級の場合には年間五十八万二千六百円支給されることになるところが、その改正されたことによつて今度は福祉年金の支給を受ける場合には一級でも二級でも二十九万七千六百円になる。

〔竹内(黎)委員長代理退席、委員長着席〕
改正以前においては五十八万二千六百円の障害年金が受けられた方々、同じような条件の方が、改正以後においては二十九万七千六百円しか支給されない。あるいは六十歳になつたお年寄りの方が、いままでは非常に多くなつております。たとえば人工透析を受けるようになります。それで、こういう方は以前であれば、もう最後ですから、五十九歳のとき一年間保険料を納めれば、いわゆる障害年金の支給の対象になったのですが、今度の改正以降においては福祉年金の該当者にしかならぬわけですね。そうしますと、たとえばベーチエツト氏病にしましては筋ジストロフィーにしましては、

会とか、また一緒に施設に入つているとか、いろいろございませぬ。そうすると、以前の人は障害年金の対象になつたのに、われわれは何で、こういう少ない、目減りした福祉年金しか受けられないのだ、こういう矛盾が出ていられるわけですね。こういう面については、やはり特例を設けるとか、そういう方々を救済する何か方策を考へませんと、非常に不公平が起きていられるわけなんです。この点についてはどういふんですか。

○木暮政府委員 お話の実態は私も、あつたかと思つた。ただ、二十歳前に初診がございませぬ場合には、改正前も改正後も福祉年金でございます。それからまた、二十一歳を超えて初診がございませぬ場合には、改正前も改正後も抛出国庫年金になるわけでございます。先ほど申し上げましたが、二十歳以上二十一歳未満の間に初診日がある場合は、いままでは御指摘のとおり抛出国庫年金でございませぬのが今度は福祉年金になる。これは、先ほど申し上げましたように、各制度、通算制度をやるということのために、各制度、共済とか厚生年金、国民年金、歩調をそろえてやらなければならぬということがございまして、最初、この間に入る方だけ、がまんをしていただかなければ、この通算制度はできないということがあつたわけでございます。通算制度が一般の被保険者の方には非常に役立っております。このことでございます。その間の方には、ごしんぼういただくということより仕方がないと思つてございませぬ。

○古寺委員 いや、通算制度はこれは結構でございます。ただ、そういう社会的に弱い方が犠牲になるような運営の仕方では困ると思つております。ですから、そういう限られた特定の方々がございませぬから、そういう方々に対しては、いままでもどおり障害年金の対象になるように取り扱ひをしてあげないと、かわいそうじゃございませぬか。先ほど最初に申しましたように、大臣の所信表明の中には弱者を救済していくというのが大臣のお考えな

は弱者を救済していくというのが大臣のお考えな

んです。そうしますと、社会的に一番弱い、たとえば筋ジスの方々なんかは、もう二十代で死を待つような方々もたくさんいらっしゃるわけですね。そういう方を、いままでは障害年金の対象であったものが、今後は福祉年金の対象にしなければならぬということでは非常にこれはかわいそうだと思いますが、こういう点について今後、取り扱いを検討する御意思があるかどうか、承りたいと思います。

○木事政府委員 年金制度は非常に技術的で融通のきかないところがござります。まして、この通算制度のように各制度にまたがる場合には、いよいよ窮屈な面が出てくるわけでございますが、先生の御指摘の実態があることも私も承知いたしておりますので、先生の御質問の趣旨に沿える結果が出るかどうか申し上げにくいのでござりますけれども、関係各省もござりますことですから、検討はさせていただきますと思ひます。

○古寺委員 ぼくの御期待に沿うかどうかという問題ではなくて、いままでは障害年金の対象だった人が今後は福祉年金の対象になっているわけですから、非常に格差が大きいわけですね。ですから、福祉年金をもっとぐんと引き上げて同じ金額にするとか、あるいは、いままでのように、そういう特殊な方々については障害年金の対象にしてあげると例の措置というものを講じなければならぬと思ひます。これは大臣でなければだめですから、大臣、ひとつ御答弁をお願いします。

○小沢国務大臣 私、実は余りよくわからなかつたので、いま御指摘をいただいて、そういう気の毒な人が何か通算制度を実施するために出てきたのかなと思ってお聞きしたのですが、よく検討します。どうもよく、まだ理解できないところが、ちょっとありますので、早急にひとつ事務局から話を聞きまして、そういう人があつては困りますし、従来もあつておつたが、もろえなくなるというようなことが事実あるのかどうか、よく検討してみますから、もう少しお待ちいただきます。

○古寺委員 どうも問題があつちへいたり、こ

つちへいたりして申しわけないのですが、先ほども大臣からいろいろと御答弁がございましたが、わが国の年金制度の抜本改正、これはもう当然行わなければならない段階にきております。次期国会には抜本改正案というものを大臣としてはぜひ出したいというお考えのようでございます。そこで一挙に年金の抜本改正と申しまして、医療制度もそうでございますが、これは大事業でございまして、なかなか思うように一遍に簡単にはいかないと思ひます。

その際に、一つの方法として現在、国民年金の方は定額方式でやっておりますが、他の厚生年金や共済組合の場合には、その中にきつと所得比例方式が導入されているわけですね。いろいろお聞きしますと、事務的に非常に大変で、国民に所得比例方式というものを導入するということが非常にむずかしい問題だ、こうおっしゃるのですが、やはり年金の間の格差を調整していくためには、どうしても所得比例方式を導入せざるを得ないんじゃないかと私は考へるのですが、その際、国民健康保険の場合には、きつと所得比例方式をとっているわけですから、国民においしても、そういうことができないことはないと思ひます。そういう点について厚生省としては、どういうふうにお考えになつておるか承りたいと思ひます。

○木事政府委員 国民年金につきまして所得比例の保険料を導入するということは、私どもの一つの大きな課題だと思ひます。率直に申し上げまして、国民年金の財政はかなり苦しいわけですから、能力のある方からは、もつと保険料をいただきたいという気持ちからでございます。また、国民年金の被保険者の側から申しても、所得に依じた年金をもらいたいという御希望があることは事実でございます。所得比例制を導入できれば、それにこしたことはないというふうにお考えでございます。ただ、これは非常にむずかしい問題でございまして、二千五百万人からの被保険者の方がいるわけ

でございます。この二千五百万人の方は、所得税を納めないような方もたくさんいらっしゃいます。税務署等でも所得状況を把握してないという方々もございまして、そういう方々に対しては公正さが保たれるような形で所得を把握するということには、なかなかの難問題でございます。たとえば事務機構一つ考えましても、相当大ぜいの職員を増員しなければならぬというようになつてくるかと思ひます。

それで関係者の中では、確かに強制的に所得状況を把握するということはむずかしいかもしれないので、任意的に所得比例制を入れたらどうかという御提案もあつてございまして、それは被保険者の方々に申請をさせまして、自分はこのランクだ、自分はこのランクだ、こういう形でやたらどうかというのでございまして、自分も、そういう方法の場合には、やはり保険給付との関連というものを十分考えなければならぬわけでございます。まして、保険給付にはね返るといふことがかなり濃く出ていまして、そういう方法はとれないんじゃないか。また、所得比例制をとる場合の一つのメリットは、所得の再分配ということでございます。進んで申告をしてもらうように給付の額を充実したものにしようというわけでございまして、所得の再分配ができないというよう難点がございまして。

しかし、いずれにしましても、国民年金の重要な課題でございまして、今後とも研究をさせていただきますと思ひます。

○古寺委員 時間がなくなりましたので、最後に児童手当の問題について。

先ほども御質問がございましたが、昭和四十九年十一月二十九日に中央児童福祉審議会の答申が出ております。これを見ますと、「児童手当制度は昭和四十七年一月に発足し、支給対象となる第三子以降の児童の範囲を段階的に拡大し、昭和五十年年度より恒常化することとなつております。このようにふりなつておりますので、そうしますと第二子あるいは第一子まで児童手当制度を拡大していく

というのが児童手当制度発足当時の性格であり、背景であつたわけですね。ところが、先ほどもお話ございましたように、厚生省が調査をして、その結果いろいろアンケートをとりましたところが、五一・八％の人は必要である、三〇％の人は環境の整備をしていただきたい、こういう結果が出たわけですね。ところが、いろいろ答弁を承っておりますと、必要であるという人は五一・八％であつて、あとの人は余り必要を認めていないんだというふうな受け取り方をしているように私、承つたのです。環境の整備をしてほしいという三〇％の方も、児童手当を望んでいるのですが、その以前において、児童手当も支給していただきたいけれども、保育所が足りない、あるいは遊園地が足りない、児童館が足りない、そういういろいろな施設が非常に足りないという問題が念頭にあるために、児童手当よりも先に、そういう施設をつくっていただきたいというのが願ひだと思ひます。

具体的に申し上げますと、私の出身地でございます青森市の場合には毎年、要保育の子供さんが千人ぐらゐらず保育所に入れぬわけですね。ところが厚生省の枠は毎年二カ所ぐらゐるんです。いつまでたつても解消されないものですから、保育所を建設したいという方はたくさんあるのです。だけれども枠がないために、なかなか保育所がふえないわけですね。青森県で申し上げますと、大きいのは三市ございまして、八戸市も大体千名なんですね。それから弘前市も大体八百名ぐらゐるんです。そういうふうに保育所に入りたくとも入れない。非常に核家族が進み、夫婦の共働きがふえて、どうしても、そういう施設に入れたいという方が多いものですから、児童手当の第二子への拡大は望んでいるけれども、それよりも先に施設をつくって下さい、実態から申し上げます、アンケートの結果をどういうふうに私は分析しているのです。ですから、この児童手当が発足した昭和四十七年と昭和五十三年においても、あ

当に対する期待というものは何ら変わっていない、このように解釈すべき問題であらうかと私は思うのです。したがって、発足当時と同じような考え方に立つて第二子への拡大の問題、この問題を厚生省としても、ぜひとも速やかに検討をし、実現の方向に向かって進めていただきたい、こう思うのですが、大臣からこれを承ります。

○石野政府委員 最初に、四十九年の中間答申をいただきました際の段階実施と申しますのは、これは四十七年から始めました制度を四十九年に三子について完全にやる、こういうことの意味でございます。これを二子、一子に広げるという意味ではございません。なお、二子、一子に広げる場合には慎重に配慮し、こういうことになっております。

それから問題は、いまの世論調査といいますが意識調査の結果の見方でございますけれども、確かに児童手当より環境を整備する方がよいという意味の中には、児童手当は必要だけれども、それよりも、もっと先にやるべきことがあるという意味と、それから児童手当の金があるならば、そちらの方に金を使ってくれ、こういう意味と二つあると思うのです。どちらがどうかということ、これはわかりませんが、少なくとも、そういうものが含まれているということは事実だと思っております。

そこで、児童手当制度発足のときのいきさつから申しますと、当時の厚生大臣も申し上げておりますように、児童手当制度というのは三子から始めたけれども、小さく産んで大きく育てる、こういう基本的な考え方だったことは事実でございます。ただ、その際の頃の中には、国民の意識と申しますか、そういうものが、児童手当制度が発足することによって成熟してくる、こういう考え方もあったと思うわけでございます。そういう意味では五十一年のときに意識調査をやったわけでございますけれども、残念ながら、その賛成論者というのは積極的な意味では五〇%程度であった。したがって、こういう制度に對します認

識を土台にして今後、児童手当制度をどういうふうにするかということは大変大きな問題であると思っております。私どもは中央児童福祉審議会にも御意見を聞きながら今後のあり方について検討してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○古寺委員 昭和四十九年の四月の四日に、わが党の大橋議員が当時の齋藤厚生大臣に質問を申し上げた際には、将来、前向きに第二子等に拡大していくという御決意を述べておられるのです。そういう意味で、今度の厚生大臣の御決意を承りましたと思っております。

○小沢国務大臣 私は、実は児童手当については、いろいろ検討すべき問題があると思っております。したがって、いま直ちに第二子に上げます、拡大をして第一子まで逐次やっていますかという答弁はできません。

なぜかといいますが、家族手当、給与体系とも密接に関連をいたしますし、また税制の問題で、いまたしか控除が一人二十九万円だと思っております。そうすると五万円ずつやっても六万円です。それから、これは児童の健全育成、家庭の生活の安定、そういう目的から見て非常に中途半端になっておると思っております。保育所、保育所という話が出ましたが、保育所へ行くのに月五千円で行けるかというのと、とて、いま行けるような状況じゃないのです。若干の足しには、もちろんなりやすけれども非常に中途半端である。これをうんと増額するということは、それでは現実問題としてできるかと思っております。私はなかなか困難だと思っております。ことしは、御審議を煩わしていますように、低所得の階層の方々については特に二割アップですか千円アップしているわけでございまして、そういう点をいろいろ考えてみまして、当初の目的である児童の健全育成に資するためには、これは一体どうしたらいいのか。それから、いま平均の家族構成を見ますと、全体の子供の数の平均はたしか二人になっていなかったと思っております。特殊な例はいろいろあると思っております。五

つ子を抱えた方々は大変だと思っております。そういう点、どうしたらいいのかという問題を相当いろいろ考えてみなければいけません。しかも、事業主の負担等も一方求めていくわけでございまして、経済状態がこういうふうなときに、いまの賃金体系やいろいろな問題と絡み合っていますかという点も考えていかねければならぬ。したがって、十分検討をいたします。やはり弱者救済の趣旨が通るような方向で、しかも、これを本当に実効あらしめるような、いわば濃密な目的達成のため趣旨が通るような制度にしていきたいと思っております。いろいろ検討させていただきたいと思っております。いま直ちに、ここで私は二子までということのお答えは、なかなかできないわけでございます。

それから保育所のお話が出ました。私は保育所は本当に必要なと思うのです。これは全国、特に地方は非常に要望が強いわけでございますので、これはひとつ、できるだけやりたいと思っております。失礼な話ですが、特に先生の青森県は県民所得のランクは非常に低い方だと思っております。そういう面から考えますと、沖繩とか島根とか鹿児島とか、そういうそれぞれの県の県民所得の趨勢等も織り込みながら配分の適正を図っていかねばいかぬだろうと思っております。まず、そういうような点も考えまして、全国的にも保育所というものは私はずっと増したいと思っております。ぜひ、ぜひ、ぜひと思っております。

○古寺委員 どうもありがとうございます。

○木野委員長 次に、草川昭三君。

○草川委員 時間がたっておりますから、はしょって少し質問をさせていただきます。ことしの一月に厚生省は例の社保の長期計画懇談会に人口高齢化による社会保障への影響を発表いたしました。この高齢化問題というのは非常に重要な時期になってきたと思っております。そこで、まず第一に、高齢化社会を迎えて大臣の基本的な見解、同時にまた、そのものを含めまして、

昨年暮れ、社会保障制度審議会が基本年金制度の大変な抜本的な改正を打ち出し、なかならず、その中に年金の支給開始年齢のあり方というきわめて重要な問題提起があるわけでございまして、その三点について大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○小沢国務大臣 高齢化社会を迎えまして、年金制度の根本的な再検討をしなければいけない時期にきていることは何回も申し上げているとおりでございまして、いま私どもは、あらゆる角度から、私の諮問機関であります年金問題懇談会や、あるいは制度審において、いま、おっしゃいましたような画期的な一つの改革案をずばり出していただいております。非常に、非常に示唆に富んだ御提言だと思っております。なお相当問題点も、私どもとして考えますと、あるように思いますが、私どももいろいろな御意見を踏まえまして、一年かかって、ゆっくり本当にいい考え、方針をひとつ決めていきたいと思っております。

それから、例の支給開始年齢の問題でございまして、大体外国は六十五が多いわけでございまして、けれども、私は、いま直ちに六十五歳に引き上げるといふことは、これは雇用の問題等を考えてみましても、雇用が終わる、年金につながるという理想的な形にいくには、まだまだ相当の期間を要するのじゃないかと思っております。そう考えますと、一方においては年金財政の問題全般もよく見ていかなければいけません。しかし、相当将来としては、この支給開始年齢の問題は、やはり六十五歳からという考え方がいかなければならぬように思います。いろいろな条件があるのじゃないかと、近い将来ではありませんが、相当の将来というふうな御理解いただければいいと思っております。

○草川委員 その件については、過日も私も予算委員会でも質問を申し上げたところでございまして、いまも古寺議員の質問にもありましたが、やはり年金は抜本的な改革がどうしても必要だとい

二六

入をするということになっておるわけでございませう。これは制度発足のときに予定していたものと若干違うような形になってきているのではないかと申すわけでございます。これには被用者の妻の年金の座が必ずしもはつきりしていないというふうなこともあるわけでございますが、基本懇の中間答申でも、被用者保険の遺族年金の充実等を図るような意見が出ておるわけでございますが、そういうことをします際には、ただいま御指摘のあります国民年金に対するサラリーマンの妻の任意加入というものの調整を図らなければならぬという問題に突き当たるわけでございます。

基本懇の中間意見では、サラリーマンの妻は、やはり夫の被用者年金の方で抱えてもらおうということをおひとつ考へるべきではないか。それからまた、これだけ歴史がございませうし、また、六百六十万人の加入者がおりますので、場合によればこの被用者の妻は被用者保険から外して国民年金の方に整理すべきではないか。二つの案を御検討いただきまして、それぞれ一長一短あるわけでございませうが、さらに今後詰めていただけるといふことになっておるわけでございませうが、いずれにしても国民の側から見れば二重の保険料負担でございませうし、それからまた、給付が二重になる結果にもなりますし、国庫負担も二重になるということ、この問題は避けて通れないというふうにお考えしております。

○草川委員 いま言われましたように、二重の負担ということも出てくるわけでございませうので、ぜひ、この整理、合理化、統合というのですか、その方向で御検討願いたいというふうに思うわけであります。

その次には、先ほども、たくさんそれぞれのそれぞれの共済会の方が見えなくなったわけでございませうけれども、いろいろな実態を詳しく聞いてまいりますと、それぞれ支給の条件というのも違つておるようでございませうし、それから最終の俸給の決め方ですね、基礎俸の計算方式にもいろいろ条件の違いがあるようでございませう。これは直接厚生

省にお伺いをするのは違うわけでございませうけれども、いずれにしても年金という問題で全体的な一つの方向というのを出さなければいかぬわけでございませうが、ひとつ制度間のアンバランスについて、将来どういうふうに、これを指導をされていくのか、これもお聞かせ願いたい、こういうふうにお聞きします。

○木暮政府委員 いままで八つの年金制度がそれぞれ別々になってまいつたわけでございませうが、今は老齢人口の増大に対処いたしまして、それぞれの年金が別々ではなく、手をつないでいかなければならぬということの認識につきましては、大方の方が一致しておるわけでございませう。その際、各年金の制度で給付の面あるいは負担の面であるいろいろな違いがあるわけでございませう。その違いの中には当然理由のあるものもあるわけでございませうが、また、必ずしも根拠がないというものがあつたわけでございませう。それにつきましては、だんだん地ならしをしていかなければならぬわけでございませう。私どもの懇談会の中間意見にも、そういう事例を振り下げていただいておりますが、率直に申し上げまして、年金は長期の経過がございませうので、簡単な手直しはなかなかむずかしいかなあという感じがございませうけれども、この問題もぜひ取り組んでいきたいというふうに思っております。

○草川委員 現状からお話しになったわけですが、結局、歴史的ないろいろな経過があるわけですから、簡単に制度間の調整だとか、制度間というよりも組合間の調整だとか、アンバランスというのはなかなか埋まらぬと思つてます。だけれども乗り越えなければいかぬわけですから取り組むわけですが、ここに厚生省のいま抱える医療の問題についても、保険の問題についても、きわめて深刻というよりも大きな壁があると思つておるわけでございませうし、その壁をどう乗り越へるかということに、いずれにしても取り組まなければいかぬことになつておるわけでございませう、ぜひひとつ、みんなのいい知恵を出し合いながら、そしてまた関係者の方々の理

解、あるいは本当にお互いの老後の問題等を含めて一定の方向が出るよう要望しておきたいというふうに思つておる。

次は、事務処理の問題に移つていくわけでございませうけれども、年金の支払い業務というのは大変だと思つておる。過日も、いろいろな過誤徴収というふうな問題も出たわけでございませうが、何かオンライン化が五十四年度からスタートをするというふうな聞いておられます。実務者に対するいろいろな現物の機械なんかも、検討会というのですか、ある程度のトレーニング、練習なんかもさせておるようでございませうが、いま全国に九カ所ですが、何か所かの年金相談コーナーがあるわけですが、この相談所へ行きますと、直ちに問い合わせができるわけですが、そこから今度は払い込みだとか、なんとかというシステムには、まだなつていないというふうな聞いておるわけでございませうけれども、いずれにしましても、国民に對します年金相談コーナーというものを、これからどんどんふやしていくのか。そういう要望もあるわけでございませうし、新聞社なんかでは、年金相談の専門の新聞記者がおるといふぐらゐに電話がかかつてきたり、投書が多いわけでございませうが、そういう非常に国民の関心の深い年金の相談に対する今後の取り組み方について、ひとつ質問したいと思います。

○大和田政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。

御説のように現在、全国で九カ所の年金相談コーナーを設けてございませう。この年金相談は四十九年度から大都市等の交通の便のいいところとを選定いたしまして設けておるところでございませうが、さらに五十三年度におきましては三カ所の年金相談コーナーを増設する。さらに、遠隔の地であります沖縄県は、その三カ所以外に年金相談用のオンライン窓口を社会保険事務所を設置する、こういう計画でございませう。五十三年度はそこまでございませう。

そこで、五十四年度からどうなるかということ

でございますけれども、これは先ほど先生がおつしやいましたように、いわゆるオンライン計画を発足させる。オンライン計画は五十四年度から六カ年計画で発足をさせるわけでございませうが、その前期の三年間で全国二百数十カ所でございますが、すべての社会保険事務所、現在あります年金相談コーナーと全く同じオンラインシステムを導入して、積極的に年金相談を受け付けることができる、こういう体制を、いわゆるオンライン計画の前三年間で実施をするというふうな計画を進めておられます。

なお、その後三年間におきましては、先ほど先生がおつしやいました裁定、そういったようなものも社会保険事務所の窓口で行うことができる、こういうふうな計画を進めておるわけでございませう。

○草川委員 現在、被保険者のいろいろなことを相談に行くと、国民年金の方は、かな文字になつておるので、すぐ出るといふのですが、厚生年金は漢字になつておつて、インプリントしても直ちに出不いというふうな聞いておるわけですが、厚生年金の方がすぐ返事が来るというの、五十三年度ですか、あるいは五十四年になるのか、どちらから出るようになるのですか。

○大和田政府委員 ただいま先生おつしやいました、記録がすぐ、いわゆるテレビのようなディスプレイ装置で引き出せる、これがいま、どの程度まで引き出せるようになっておるかというのを、まずお答えいたします。

現在、厚生年金、国民年金、船員保険制度の年金受給者については、すべて直ちに引き出せるという状態になっておられます。一方、被保険者の記録が、いろいろと今後相談が非常に多くなつてくるだろうと思つておられますが、これが一体どうなつておるかといふと、国民年金の高齢被保険者、これは五十九歳以上でございませうが、それと船員保険の被保険者は、すでに氏名索引によつて即時に引き出せるという体制をつくつておるわけでございませう。これはもう、ごく最近のことでございますけれども

ども、つくり上げました。厚生年金につきましても、五十歳以上の者については即時にディスプレイに出るような仕組みになっております。ただし、これは氏名索引というのができませんで、被保険者の記号番号によって即時に引き出せる、こういう体制でございます。今後は厚生年金の被保険者につきまして記号番号でなくとも名前でも引き出せるというような体制に持っていかなければならないというふうに私も考えておりますし、それがオンラインの六カ年計画のために必要である、こういうふうに考えておりますので、これにつきましてはいま鋭意検討しております、その実施を進めていきたいというふうに考えております。

○草川委員 そういう一つの展望が報告されたわけでございますけれども、実は年金の裁定処理をもっと早くやってくれというのが非常に強いのです。現在、厚生年金の方は比較的早いのですが、国民年金の方は市町村が窓口で、一番早く一カ月はかかるというのです。もちろん、申請をすることになれば、欲しい人はやはり年を取ってくるわけですから早く欲しい。厚生年金の場合でも、いろいろと過去に企業間を動いたとかいう実績がございますと、制度間の移り変わりがございまして非常にめんどうなわけですけれども、少なくとも年金は、出したら一カ月以内には本人の方へすぐ給付票が出るという処置をしていただきたい、こう要望するのですが、その点についてはどうでしょうか。

○大和田政府委員 現状を申し上げると実は三カ月程度かかっております。これは厚生年金と国民年金でございますけれども、これはほとんど違いません。言いますれば国民年金の方は市町村からの經由期間というものがございまして、むしろ業務課内におきますれば事務処理はスピーディーに行われております。逆に厚生年金の方は經由期間が少のうございまして、その間は節約されますけれども、資格記録が、歴史的に厚生年金の方が若干その発足が前でございますので、資格記録の

関係から業務課の内におきます作業が若干多くかかるということ、両者とも、社会保険事務所あるいは市町村に受け付けてから裁定が終わったという通知がお手元に届きますには、どうしてやはり大体三カ月はかかっておる。

しかしながら、これは何とか早くしなければいけません。かぬというところで、私も最重要事項といたしまして内部でいま検討しております。この裁定の期間を早くするためには、どういたしまして機械をレベラアップしていかねければならぬ。それからさらに事務処理上幾つか工夫を要しまして、その工夫によって解決するという問題もございまして。たとえば、市町村から社会保険事務所、あるいは社会保険事務所から業務課、この期間を短縮できないだろうかとか、あるいは業務課におきまして事務処理を短縮できないだろうか。これはいろいろのポイントをございまして、これをいま精力的に解明しております。それで五十三年度中に私も短縮したいと思っております。早くはなりませんけれども、できるだけこれを短縮させたいというところで、めどもついておらず、努力をしておるところでございます。

ただ、これにつきましては先ほど申しましたようにオンライン計画を進めておりますが、昭和五十七年からの後期計画の段階に入りますと社会保険事務所におきまして裁定を行うことができます。いまは全部業務課まで上がってきて、社会保険庁の業務課におきまして裁定処理しておるわけでございますけれども、このオンラインができればと身近な社会保険事務所の窓口で裁定ができることとなるわけでございます。この段階におきますれば相当裁定が迅速化されるというふうに私も考えておるわけでございます。

○草川委員 後期の五十七年にならないと、そういう非常に便利条件にはならぬというお話でございますが、私も、とまどき見ますのは、オンラインとかなんとかいいますけれども、リネックサクにカードを入れて人力で運んでいくというように、近代化とはいえないものの部分部分では大変

おくれた点があるわけでありまして。先ほどの事務的な検討をしておるということにひとつ期待して、最後の質問に移りたいと思えます。

実は、これは堀木訴訟にも関係することになるわけでございますけれども、結論から言いますと、福祉年金をもらっておる方は児童扶養手当が併給受給されるけれども、拠出制の国民年金の受給者は児童扶養手当の併給受給ができないという例なんです。

これは具体的に私の方へ陳情というか要請があった方ですが、かなり以前から国民年金に入っている女性です。結婚をして子供が生まれた。ところが本人は脊髄の手術をした。そして非常に重度の障害で第一級ということで、車いすに乗って見える。この方は御主人が亡くなられて、そしてまた何回か手術をしなければいけません。授産場なんかにも入る、子供と別れる。また子供と一緒にいるというように大変御苦労をしてみえます。結論的に、この方は障害年金と重度の在宅手当と遺児手当と生活保護を、いま受けておみえになるのですが、問題になりますのは、この児童扶養手当というものの併給受給がだめだということなんです。たまたま昭和四十五年兵庫県で堀木訴訟という有名な訴訟がございました。これは視覚障害者の堀木さんという方が障害福祉年金を受給して見えた。そして離婚をされて子供を育てる場合に、児童扶養手当を欲しいといつて県に訴えられて、四十七年の九月に地裁では原告が勝ったわけなんです。その後また高裁で逆転判決になりました。現在、最高裁で最終的な審理が行われておると聞いておりますけれども、実際、厚生省は四十七年の九月のこの判決の前後に、障害福祉年金を受給してみえる方には併給受給ということをお認めなされておられます。極端な言い方をすると、お金を納めていない無拠出の場合には併給受給ができて、国民年金というものは併給受給ができて、こつこつ一生懸命かけた人は今度はもらえぬということになるんですね。だから私はかけておるのに、もらえぬじゃないかという訴えがあったときに、そ

んなばかなことはいないじゃないかといつて聞いてみたら、やはりそうだ、こういうわけですね。一体この問題についてどうされるのか。こういう問題は自分の間、変える意思がないと言われるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○石野政府委員 確かに四十七年の地裁の判決におきまして、併給を認める、こういう形になったわけでございますが、それが一つのきっかけでございます。ただ、一応福祉年金との併給を認めることになったわけでございます。そのなせ併給をしたかということをお説明した方が、むしろ御理解できるんじゃないかと思っております。御存じのとおり経過的な年金でございます。障害福祉年金なり、あるいは老齢福祉年金、これの受給者というものは一般的に見まして、やはり低所得者というふうな概念があると思えます。しかも、それが母親なり、あるいはその他の養育者といったしまして、障害なりあるいは老齢というハンディを負いながら、なおかつ子供を養育していく、こういうことございまして、その生活実態を考慮いたしました場合に、ほろっとおいていいのか、こういうことから児童扶養手当との併給に踏み切ったというのが事実でございます。

しかし、よくよく制度の本質を調べてまいりますと、そもそも児童扶養手当制度と申しますのは、公的年金の給付を受給できない、そういう母子世帯を対象にいたして出されたものでございまして。したがって、基本的には稼働能力の低下に対応します所得保障の一環、こういうふうな制度になるわけでございます。一方、拠出制年金というのを見ましても、これはやはり所得保障の機能を持つておるわけでございます。内容においては児童扶養手当と拠出制年金との間、同一と考えなければならぬだろう。しかも拠出制年金というものは年々充実してまいりまして、御案内のとおり、いまの例で申しますと障害年金は年間五十四万一千五百円でございますか、そういうだけの内容になってまいりました。したがって

て、今後とも、この問題についてどう考えるかというお話でございますけれども、社会保障全体の中で、どういう位置づけをしながらやるかということを考えてまいりますと、これは児童扶養手当だけを取り上げて考えるべきではなくて、全体の中で考えた場合には、やはり併給すべきではない、こういうのが結論でございます。

○草川委員 きょうは時間がないので論争ができませんけれども、経過は経過であるわけでございますが、言葉遣いをとらえるつもりはございませんが、障害年金が年間五十四万円あると言いますが一カ月にして四万五千円です。県によって違いますけれども、生活保護を下回るといふような状況になっておるわけでございます。私は、拠出制年金の人が無拠出の人よりも特別にいいとか悪いとか、そういう判断も、生活水準が高いとか低いとかという論議もおかしいと思っております。そういう論議ではなくて、やはりまともな考えで、拠出をして国民年金をまじめに国を信頼してかけてみえる方が、たまたま最大の重度の一般の障害を受けて、そして不幸にして、これは御主人は亡くなられたわけですからね。私は、私どもの常識的に言うなら当然児童手当は併給受給は当たりまえだと思っております。ところが、いまの厚生省のお役人の立場からいうと、それがいま言うような理屈になって、併給すべきではないという発想になってくる。だから私は、堀木訴訟の場合でも、やむにやまれぬ形で国を相手に裁判ということになったのですが、これは非常に不幸なことだと思っております。

一体、常識というのをどこに持つのかということの問題なんですけれども、やはり一般的な方々の常識という判断ならば、併給受給があつてしかるべきではないだろうか。これこそ原資の問題からいって、そんなに大きなものにはならないと思つておられますから、行政ということをおつ切りに考えていただきます。これはいまま何と言つたつて、だめはだめですから、これはわかつておるわけですから、次回の改定のときだとか、

審議会でも、このような具体的な例があるということは、やはりいろんな関係者の方々に言つていただいて、取り上げていただきたいということをお望みして、私の質問を終わりたい、こういうふうに思います。

○木野委員長 この際、お諮りいたします。

ただいま議題となつております国民年金法等の一部を改正する法律案審査のため、本日、年金福祉事業団の理事中村一成君に参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 質疑を続行いたします。平石磨作太郎君。

○平石委員 大変遅くなりまして皆さんに御迷惑をおかけいたしますが、しばらくごしんぼういだきたと思つておられます。

私は大規模年金の保養基地について、まずお尋ねをしたいと思つておられます。

この基地構想が発表されて、もうすでに数年がたつております。この構想に基づく建設計画あるいは設置計画、こういつたことが厚生大臣の指定によつて、それぞれ進められておると思つておられますが、厚生省に、この計画についてあらましをお願ひしたい。そしてその進捗状況、これもあわせてお答えをいただきたい。

○木野政府委員 大型保養基地の計画は、経過がございまして、昭和五十年に最終決定を見た次第でございます。全国十一カ所を設置する、一カ所当たりの規模は百万坪ということで発足をいたしましたわけでございます。それぞれの基地の建設につきましましては、原則として各基地ごとに工期を二期に分けまして、第一期工事を終わった段階

で、その供用実績あるいは運営状況を勘案して、さらに第二期工事にかかろうというもろろみでございまして、第一期工事につきましては、おおむね昭和六十年度くらいには完了したい、おおむねことを目指していただけたらいいと思つておられますが、基地の具体的な建設に当たつては、地元が、地方公共団体が行います関連公共施設の整備状況や需要動向等を勘案しながらやつていかなければならないというふうに考えておるわけでござい

ます。基地の建設に要する費用は、十一カ所全部で二千億円を超えないという範囲で考えておつたわけでございまして、ただいま申し上げましたように昭和五十年に、そういう構想で準備を進めておつたわけでございまして、昭和五十一年度末に、この十一カ所の土地につきまして、地元の御協力を得て買収は終わった次第でございます。以下、基本計画、設計というふうな段階に取りかか

るわけでございまして、一番先行してまいります兵庫県の三木市につきましては、ことしに入りまして土木工事に着手をしたという段階でございます。

○平石委員 いまお示しをいただきました、計画の大体のところがわかりました。

ところで、いまのお話の中で五十一年度末すなわち五十二年に用地買収はすべて完了した、こういう御報告ですが、この買収に着手した時期は、最初に着手したのはいつからでしょうか。

○木野政府委員 土地買収でございますが、三木基地、大沼基地、津南基地、それから田老基地、ここが一番早くございまして、それぞれ昭和四十九年の三月から五月に取得をいたしております。

○平石委員 この十一の設置個所の中に高知県の横浪基地も含まれておるわけでして、この横浪基地につきましまして買収は完了したわけですか。そして後の計画について、それぞれ基本計画も終わつた、こういう段階を迎えたわけですが、この設置並びに運営については、厚生大臣は年金福祉事業団に行わせる、こういうことで、その後の作業が進んでおると思つておられます。事業団にお伺いをいた

しますが、基本計画が終わつて、団の方へ二月末には報告をしよう、こういう新聞報道を見たわけですが、その報告が来ておるかどうか、お伺ひしたい。

○中村参考人 高知県の横浪に關します先生の御つしやいました基本計画案は二月末に事業団の方に提出されておりました、ただいま、その内容につきましまして事業団内部として研究をいたしてお

る、検討いたしておるという段階でございます。

○平石委員 それでは事業団は、今後それに基づいての作業が出てくるわけですが、どういふ作業に移られるか、ひとつお伺ひをしておきたい。

○中村参考人 この横浪基地と同時に、あと岐阜県、鹿児島県の基地につきましても計画が出されておりました、これにつきましても研究をいたしまして内容につきましましては、建設いたしますにつきま

して、需要がどの程度のものであるか、つまりお客さんがどの程度入ってくるであろうか。それに対して今出回されているところの計画は果たして妥当であるかどうか。それから、建設いたしました

につましまして、土地の事情、特に地形その他非常に複雑なところが多いためでございますから、そういう問題、あるいは開発に伴いますところの自然保護とか災害の防止とか、そういうようないろいろな問題につきましまして詳細に検討するわけでござい

ます。

○平石委員 設置、運営についての責任者として、そういう付帯的な問題についても検討は必要かと思つておられますが、いま御答弁にありました三木基地が、すでに今年の一月から始まつたというふうなことで、これが報告がなされて作業を終えて、工事に着手するという時間的な面は、どのくらいかかつておつたか、お知らせをいただきました。

○中村参考人 検討いたしましたから順序を申し上げますと、事業団といたしましては厚生大臣に基本計画の承認を求められておるわけでございます。厚生省とされましては、関係政府部内で研究なさいまして検討の結果、それに対して、よしとなれば

承認がなされます。それから事業団といたしましては、それに基づきまして基本設計の段階に移りまして、基本設計が終了いたしましたならば、今度はそれに基きまして実施設計をいたします。その間に基きまして、所要の各種の調査を行うわけでございます。それが終わりましたから、いよいよ工事に着手するというところであります。

それで、先生のお示しの三木の場合どうであったかということですが、三木の場合におきましては、マスタープランと私ども申しておりますが、基本計画案が事業団に提出されてから、特にこの三木基地はモデルとして非常に慎重に検討をいたしまして厚生大臣の御承認をいたしております。それから、基本設計、実施設計を合わせまして大体一年余りかかっておりまして、したがって二年くらいの期間を、この間に要しておるといのが三木の事例でございます。

○平石委員 そういたしますとマスタープランが出てきて、次の作業は大臣に対する承認申請、こういうことに運んでいくようですが、ところで三木の場合は、いま二年もかかった、こういうことで慎重にやられておられたようです。ところで、大臣にお伺いをいたします。事業団の方から承認申請が出てきましたら、直ちに大臣は承認を与えるのかどうか、お伺いをしたい。

○小沢國務大臣 基本計画が出てまいりまして、それに基づきまして基本設計の承認を求めると手続が来ましたら、これは事業団に任しておるものですか、事業団、いろいろ検討して持ってくるんだらうと思っております。そうやかましいこととは言わぬで、なるべく早く承認をしたいと思っております。

○平石委員 お伺いをいたしますが、事業団は大臣承認に、高知県の横浪に限って、大体どの程度の時間を要しますか。

○中村参考人 基本計画案が出されましたものに基づきまして、ただいま検討はいたしておりますが、全国十一も基地がございますので、これを一

時に実際の工事をすることはできませんので、そこで私どもといたしましては、三木の次に、どの基地から手をつけるかという、今度は実際に着手します基地ごとの順序を検討いたしておりますので、したがって、その順序に従いまして厚生省の方に提出いたしますので、横浪基地が二月に出ましたから、ただいま申しましたように一年以内には厚生大臣承認を出すかどうかというようなことに基づきまして、まだわからないわけでございます。これから先の問題でございます。

○平石委員 過去の経過を見ますと、まず第一次指定があった四カ所については基本計画がなされ、大臣承認がすでに済んでおる。いま出ております三木にしろ、あるいは北海道、新潟、岩手、この四カ所については、五十年の十月に兵庫、五十一の三月に新潟、五十一の八月に岩手、このように年間大体二カ所承認をしておるわけでございます。その承認の前段階としては、福祉事業団において、それぞれこれを承認するだけのいわゆる消化能力、こういったものを備えておると言わねばなりません。したがって、第一次指定、第二次指定、このように分かれておるようですが、高知県は第二次指定に入っております。こうなりますと第一次指定はもうすでに大臣承認を得ておりますので、第二次指定の高知県を含めたものについて承認申請をするという作業になると思うのです。いま、どうかというようなお言葉ですけれども、これはいままでの事務能力がいったときに、私はできる、このように判断をするわけですが、どうです。

○中村参考人 先生のおっしゃいますとおり、すでに四つの地区につきましては厚生大臣の承認が得られておるわけでございます。したがって四地区以外につきましては、ただいまから厚生省にその案を出すわけでございます。いまおっしゃいました事務的に書類を作成して提出するということに基づきまして、事務的といえますか、案をつくるのはともかくといたしまして、先ほど申し

ましたように全般的な経済的な情勢でございますとかあるいはそういう保養基地に対しまして、この需要でございますとか、そういう点を、ちょっと時代が変わってまいりましたので、さらに検討を重ねる必要があるということ、全般的にいわば見直しをしておるといのが現状でございます。

○平石委員 大臣にお伺いします。過日の分科会におきまして、この問題が議論されておりますが、その際に大臣も、いま事業団の方で発言がありましたと同じく消極的な御答弁のように承っております。いま事情が変わったというようなお言葉ですが、大臣はどう思っておられるのでしょうか。

○小沢國務大臣 私は、この十一カ所について地元の方々の協力を得て土地を取得して、一番早いのが四カ所、四十九年でございます。そして見えますと、私のところなんかも、だいたい新潟県の方は安いのですが相当の投資をしておるわけですね。これをいつまでも放置しておくのは、財産です。これはいいですけれども、利子も生みませんし、年金の積立金の被保険者のためとはいえないが、利子も生まぬような金をずつとほってあるわけですね。こういう不合理なことはないと思っております。ただ、そうだけれども、やり始めて最初の計画のように百万坪とかの大きいものをつけて、人が来ないで、また赤字をうんと出すようなことになる、被保険者、事業主の負担もいろいろな赤字を出していくことになるのは、急いだために、かえってよいマイナスになってまいりますので、高度成長時代と違ってきて、いろいろな面で国民の利用度が落ちてくるというようなことも考えますと、そういう面では慎重にやらなければいかぬと思っております。地元との約束はあるわけですね。

〔委員長退席、羽生田委員長代理着席〕
そして土地にも協力してもらったということになりますと、これはやはり順序を追って被保険者のためにやっつけていかなければいかぬのかな。ことに

被保険者のための厚生施設が若干の赤字が出て、これは福祉施設としての問題です、そう思います。ただ、金を出す側の事業主及び被保険者の方々が、率直に言われて相応やかましく年金事業団に申し入れいたしますか何か会議のときに言っておるようです。赤字を出すようなものは御免だぞというようなことを言っておられるようでございます。そういう面でも事業団もやりたいのに、なかなか慎重になっておるといのが実態じゃないかと思っております。

しかし一方、いま申し上げましたように、もう何年も地元との約束をそのままにしておるといこともありますが、これは私、この予算委員会を終えて少し時間が経ちましたら、事業団の幹部や年金事務当局全部集まって根本的に方針を決めなければいかぬと思っております。そうしないとなれば期待をするのに、十年たつても、まだできないということになって大変迷惑もかけますし、さりとて急いで何か閉古鳥が鳴くような、どえらい施設をつくってもしょうがありませんし、そういう点は私自身もこれを非常に促進した側で、もう私なんか新潟県の津南基地は地元がうんと安く提供して、その金が余ったので一カ所よけいに来たような事情もありませんので、そういう点も地元との状況等も十分踏まえまして、ひとつよく相談をして方針を決定したいと思っております。その方針が決まりませんと事務当局はなかなか答えられないと思っております。ですから、それまでお待ち願いたい、よく事情はわかっておりますから。

○平石委員 いま大臣から大変長い、御丁寧な御答弁をいただきました。先ほどの事業団の答弁の中に見直しも必要だということが出たし、大臣もいま、そういったようなことで方針決定をする。この構想が四十七年に発表されて、五十年にいわゆる全体計画というものが発表された。そして一カ所については設置をするという方針決定は、もうそのときになされた。そして、それから事情が変わってきたというお話がございました。私

は、事情は変わっていないと思う。石油ショックが起きたのが四十八年です。四十七年の高度成長当時は、いわゆる構想としては出た。そして、いま御答弁にありましたように四十八年に計画発表がなされて、四十九年から買収に着手をして、五十二年の三月に買収が完了した。これはそれに基づいての執行がなされてきて、もうすでに方針に基づいて出発をしたわけですが、それで経済情勢はどうかといいますと、四十八年が六・四%の成長、四十九年がマイナス〇・二の実質成長、これは、もちろん石油ショックによるところの四十九年の経済成長が落ち込んだという最悪の事態のときに着手に入った。それから五十年が三・四%の実質成長、五十一年が五・七%、五十二年が五・三%、五十三年度は七%成長ということで全力を挙げておるわけですよ。そういうような情勢を踏まえたとき、この計画の出発時点と、経済がこのように停滞をしたときとは同じなんです。だから事情が変わったので見直しを必要とする、あるいは、これからどうするかという方針決定をしなければならぬという理由は、私はないと思う。

これは遠大な計画であって、福祉のために全国に大きな規模での設置がせつかく計画をせられておるのですから、当初の計画においても六十年程度にまず第一期工事を完了しようというような遠大な計画です。その間に多少の経済の伸び縮みがあつたとしても、そういうようなことに感ずられて方針がふらふらするということでは、いま大臣がおっしゃったように市町村長にも協力を得た、県にも御協力をいただいた、そしていまここまで進んできたときに、停滞するような方針が出るのだと私は思うのです。だから福祉事業団自体も困ると私は思うのです。だから福祉事業団の方も、何もちゅうちゅうする必要はない。停滞しなくても、いま言ったような事務的な一つの手続をそのまま進めてやっても二、三年はかかるのです。そうすると、そのうちに経済は上向いてくると、上向かなければ困るのです。そういうような時代背景が変わったということは私はないと

思う。

これだけの大きな事業ですから、ひとつそういう意味で、大臣が変更することなく、むしろ積極的に推進の方に福祉事業団を継続していただきたい。これは各県あるいは各関係町村も望んでおる。そして今後の七%の経済成長について公共事業の大幅なアップ、そういう面から考えても、むしろ、このことを進めることが景気浮揚の大きな一助になってくる、このように私は認識をしておるわけですので、これは強く要望をしたい、こう思うわけですよ。

そこで福祉事業団に、もう一つお尋ねいたしますが、高知県の場合、この計画は当初、五十四年度着手、五十七年度オープン、こういう計画であつたようですが、間違いありませんか。

○中村参考人 高知県の基地につきましては、ただいま先生がおっしゃったような具体的な年月のあたりはないのでございます。

○平石委員 いま私が申し上げた年度ではないのですか。そのように私は承つておるのです。ですから五十二年一月に報告をいたしたら、大臣に五十二年には承認申請をして、一年くらいの間は大臣の承認をいただいで、五十四年度からは着手という段階にいく。だから、むしろ停滞よりも、もともとこの計画どおり進んでおるのだということをおは確認しておきたいと思うのです。

○中村参考人 先生のおっしゃいましたような、具体的に昭和何年に横濱基地に着手するといったような具体的な計画は実はないのです。

○平石委員 それでは、わかりましたが、とにかく、その点については要望いたします。

それと大臣にもう一回、時間がないので、うんと簡単に答えてください。

いま方針を決めればとおっしゃったのですが、どうですか、先ほど私が申し上げたような、いまの経済情勢はすでにもう予想されておつたことだし、そう変更をするようなことではないと私は認識をするのですが、大臣、その点について一言。

○小沢国務大臣 そのとおりです。これを計画したのは高度成長の後ですから、しかもマイナス成長になつたときに買収をやつておるわけですから、ちつとも変わつていない。むしろ不況ですから、うんと公共事業をやらなければならぬというときですので、むしろ、いかもしれぬと思つたのです。経済情勢だけから言いますと、ただ変わったのが一点あるのです。年金事業団の参与会議というのがあるのですけれども、それは金を出す側の人が集まっていますね。もちろん総評の代表もいますし、日経連の代表もいます。そういう方々が事業団に対して、この事業をどんどんやつても赤字を出すことはまかりならぬぞ、こう言つたものですから、事業団の方はぶつたまげてしまつて、これは大変だということになって、非常に慎重になつておるのが事実なんです。それを知らぬと、この問題はなかなか進まないものです。

そこで私は先生と同じような気持ちでいるわけですよ。しかし、さりとて主管の大事な年金の金を扱つておるのですから、大赤字でも出して、また迷惑かけてもいけませんので、その辺のところをどういふふうにやれば、それぞれところが成り立つようにならぬか。このまま何億何百万坪というものではなくて、もう少しどうまい合理的な縮小した案でいって、土地は多いけれども、それはなるべく自然として残しながら利用する方法はないのか。いろいろなことを検討してみ、参与の皆さんが不安を持たないようによく説得もして、できるだけ、これはやるべきだ、こういう方針なんです。ですから、もう少し待っていただきたい。

○平石委員 一応このことについては、いまの大臣のお言葉をそのまま受け取つて、進むものだと理解をいたしました。私のこの質問は終わります。

次に、無年金の救済についてですが、もう時間が余りありませんので、急ぎ急ぎでまいります。この無年金の救済については、今回、特例納付

が行われるという形で救済の措置がとられるわけで、私はまことに結構なことだと思つて、ところで今回のこの特別納付保険料について、四千元といふお金はちよつと高いと思つたのですが、これの根拠をひとつ簡単に示していただきたい。

○木暮政府委員 今度の特例納付に当たりまして保険料を四千元に決めました根拠は、この法案が成立いたしましたならば七月一日から向こう二カ年間窓口を開きたい、こういうふうにしておるわけでございます。年度といたしましては三年度にまたがるわけでございますが、最終年度の保険料は、今度の法律改正案で三千六百五十円にしていたように御提案をしております。その三千六百五十円につきましては、昭和五十四年度に給付改善が行われたときには、そのスライド率を掛けさせていただきます。それは従来の例どおりでございますが、そういう形になっておりますので、恐らく三千六百五十円というのは四千元近い保険料になるのではないかと懸念しておるわけでございます。

今度の特例納付、いろいろ議論がございまして、あるいは罰則的に行うべきではないかという議論もあり、私どもも国民年金の将来の運用を考えた場合には、罰則的な要素を入れなければならぬのではないかと検討したことは事実でございます。それはやめまして、経過期間中の一般保険料を下回らない額ということで四千元を決めさせていただきました。

○平石委員 過去二回行われた当時の現行保険料と特別納付保険料、これをお示しいただきたい。

○木暮政府委員 第一回は四百五十円でございます。第二回は九百円でございます。それぞれそのときの一般保険料と同額でございます。それから、二回目の九百円につきましては、その後一般保険料を引き上げる必要が生じまして千円にいたしました。逆の現象が出てまいつたわけでございます。今回は罰則的な要素を加味することはやめまして、逆転することはないように、

それだけはいたいと思っております。

○平石委員 行政は公平でなければいかぬ。いま局長言われたように罰則的なものではございません。少なくとも、いままで、まじめにかけた人と、いままでかけてなかった人の救済において不公平が出てはならない。これは前二回のときも、そのことであつたと思うのです。今回もまた同じ、そのことなんです。当時は現行保険料と納付保険料に差異がなし。今回は二千七百三十円という四月からの保険料に千二百七十円を足した四千六百五十円に物価スライド、こういう説明なんです。私はそういう差異が出ておることが公平のためにという理屈がわからぬので、そのことをひとつ。

○本善政府委員 第二回の特例納付につきましては、一般保険料と同じ額の九百円でございました。当時と現在と事情が違いますのは、当時は毎年毎年一般保険料を上げるという状況ではございませんで、第二回の特例納付をいたしましたときには、特例納付の期間中は一般保険料は九百円で済むという見通しであつたわけでございますが、実際には財政状況からいたしまして後から一般保険料を引き上げたわけでございます。今回は、国民年金につきましては、もう毎年保険料を上げなければならぬことはわかつておまして、そこが前回と違うわけでございます。御提案しておりますとおりの、最終年度は三千六百五十円プラスアルファの保険料になることが見込まれておりますので、原理的には前回と同様、一般保険料を前回にない額にさしていただきたいということでございます。

○平石委員 今回、救済措置をとつたという理由、これは前二回のときに効果があつたから、またやるんですか、効果がなかつたからやるのか、どつちなんですか。

○本善政府委員 なかなかむずかしい御質問でございますが、前二回特例納付を実施いたしましたわけでございます。これはかなりの方が特例納付に応募して追納をいたしております。無

じて追納をいたしております。無

第三回目の年金対策ということでございますが、さきの国会でいろいろ御議論がございました。私も私どももいたしましては、率直に申し上げまして第三回目の対策をとることにいたします。こういう対策は一定の期間を置いて繰り返されるのではないかと印象はどうしても強くなるかと思ひます。そういうことになりまして、若いときから苦しい中を保険料を納めるよりも、直近の特例納付に乗りかかるといふことになってしまふわけでございます。そういうことになると、厚生年金等の、事業主に保険料納付義務が課せられておると違ひまして、二千五百万人も国民の方々に自主的に納めていただくことを支えとしておる制度でございますので、特例納付に乗りかかるといふことになると、国民年金自体の運営がでなくなるといふことになってございまして、できれば前二回も今回限りということをやつたわけでございます。一方、国会の御議論もございましたし、その後、国会の御議論の線に沿つて実態把握に努めてみますと、やはり、かなりの方が無年金になる可能性があることも事実でございます。それは個々の人にとって大きな問題でございますので、今回、三回目を踏み切つたわけでございます。少なくともペナルティーをかけるということはいいたしませんまでも、一般保険料よりも割安感が出るというふうなことだけは避けさせていただきたい、こういうことでございます。

○平石委員 今回のこの処置によつて、実際さういふ無年金者が、さかのぼつて、いまの特例保険料をかけた、最高どのくらい負担を二年間でやらねばならぬか。

○本善政府委員 昭和三十六年に、この制度ができたわけでございますが、この制度ができてから一遍も保険料を納めない。それから前二回の特例納付にも応じなかつたという極端な場合でございますが、その場合には約十一年分で五十二万八千円の保険料を納めていただくことになるわけでござ

います。

○平石委員 いま五十二万八千円、ざつと五十三万円ということになるわけですね。ところで、これを現在まじめにかけていらつしやつた方々は、これは私の計算ですから正確にはわかりませんが、これも、三十五歳以上の方で、三十六年以降十萬九千八百円、当時三十五歳未満の方で十萬四千二百五十円という数字になるわけですね。そうしますと、五十二万八千円とでは四十二、三万の差が出てくるわけですね。この四十何万の差を、ここ二年や三年の間に、いまのようなやり方にしてやつた場合に果たして救済の行政効果が上がるかどうか。私はこのことが、よういふわけにかいりやうな形で効果が上がらぬかというふうな結果的に終わりはしないかというふうな気がするわけですね。

ということ、時間がないので申し上げますが、ここに毎日新聞の記事がございます。これで各市町村長も、このことには非常に心配をして、それぞれ無年金者について調査をしておるようですね。ここに出ておるものは、本年二月、宮城県の内八市町村が調査をした。ところが当時八市町村に無年金者が千三百人いた。その千三百人の中で、無年金、全く知らなかつたというものを合めて約半分おる、こういうわけですね。それから保険料が払えない、こういう理由で加入してない者が二〇%、こういう調査結果が出ておるわけですね。こうなりますと、この二〇%という方は普通の保険料ですらよう払わない。知つてはおるけれども、よういふ状態。それを今回、この四千万円という、ペナルティーではないにしろ何にしろ、いま申し上げたように四十何万も違つてくるというふうな状態のいわゆる救済処置をとつてみても、効果は果たしてどうか、こういう気がしてならぬわけですね。

だから私は、さつき前回は効果があつたから、さらにやつてやろうというのか、効果がなかつたから、やはりやらぬといふか、無年金者を放置するわけにもいけません。かといふと聞いたわけです。それはともかくとして、こういう形で理屈は立てられたとしても、現実に普通の保険料ですら二割の方がよういふ状態の中で、早く入つて下さい、早く入つて下さいといふても、なかなかむずかしいのじゃないか、私はこういう気がしてならぬわけですが、その点はどうですか。

○本善政府委員 無年金の可能性のある方が低所得者の人も多いということもあるかと思ひますが、これは法律の規定どおり月々の保険料を納められた方にも低所得の方が当然あるわけでございます。年金を将来の楽しみにして無理をして納めておられるわけでございます。ですから、そういう人とのバランスを考えまして、今度の場合について特別の配慮をするということは、先ほど申し上げましたように国民年金全体の運営に大きな支障が出るのではないかと考えておるわけでございます。

それから、五十万の金というものは本当に大きな金額だと思ひますけれども、年金をかういふふうな考え方は一番いけないと思つてございませうが、仮に、そういう意味で申し上げますと、五十万納める方は二年間で保険料は戻るわけでございます。六十五歳から給付を受けられますと、一般の平均余命から言ひましても男子七十二歳、女子七十七歳でございます。六十五歳まで生きられた方の平均余命は、もっと長いはずでございます。そういう意味では、かなり高い金額の印象もございませうけれども、一方では、それに見返りになる給付はかなり大きなものでございませう。そういう点を御理解いただければ、御本人も努力していただくかいはあるかと思ひますし、また、お子さんや親戚の方が手伝うといふかいはある問題だろつといふふうな思つておられます。

○平石委員 事情はよくわかりませう。事情はよくわかりませうが、お金持ちだけが救済されて、実際、加入したいという方が支払いができません。結局、救済処置からまた再び漏れるということに陥らぬようにするために、私はいま申し上げてお

るわけでして、そういうたいわば低所得の方々が加入できて払いができるような何かの手だて、あるいは保険料についての貸付金をするとかいうような手だては考えておりますか。

○木暮政府委員 結論から先に申し上げますと考えております。と申しますのは、その現役の方々の保険者の方も苦しい中から払われている方がたくさんいらっしゃるわけでございます。法律の規定どおり納めなかった、いろいろ事情はあろうかと思えますけれども、昭和三十六年以来一遍も保険料を納めない、過去二回の特例納付にも参加されなかったという方が貸付制度を利用できるということでは、先々、特例納付がまたあるだろう。そのときには貸付金までしてくれるのだということになりますと、やはり国民年金の全体の運営というものに大きな支障が出てくるのではないかと、いうことでは、貸付金をつくるという考えは持っておりません。

○平石委員 大変遅くなりました。ところで、いま、お話を聞きまして私、感じたことは、ペナルティーではありません、罰則ではありません、こうおっしゃる口の下から、過去二回もやったのに入らないのだと、これはやはり局長の頭の中に、そういう罰則的な考え方が私はひそんでおると思う。やったにもかかわらず入ってくれぬ、入ってくれぬと言う。時間がなければ議論はできませんが、こうなりますと、年金権とは一体何か。強制加入として法律で決めて、国民に入らないさい——入りなさいじゃない、強制加入ではありませんから。そこまで議論が展開しなければ事足りぬことになってきます。だから私は、年金権の問題とか強制加入の法的な考え方はどうか。行政責任の問題はどうか。これは単なる行政サービスなのか。入らない者は入らない者でだめだ。だからこうだという形の低所得の方々に対する考え方は困る。そこまで議論をしたいのですが、時間がありませぬから終わりますけれども、やはり、いま申し上げたような格差は、前の二回と比べてはつきり出ているのです。ここをひとつお考えい

ただいて、大臣どうですか、ひとつ最後の締めくくりのお答えをいただきたい。

○小沢国務大臣 私の尊敬する、しかも非常に専門家でいらっしゃる平石先生のお言葉でございますが、私も、いろいろ考えると、この第三回目というのは余り気が進まなかった問題でございますけれども、せっかく国会におけるいろいろな御要望、御審議等もあつたので実行をいたしましたわけでございます。せつかくのお話でございますが、この際はどうしてもひとつ、より高次元の觀念に立った公平観というものを御理解いただきたいのでございます。

なお、実際やってみまして、本当は、もう少しきちつとした調査といえますか、統計ができておつて、なぜ入らないか、入らない原因がどういふところにあつたのかというよう調査が行き届いておればよかつたと思えますけれども、そういうデータもない今日です。それから、中にあるいろいろなばらつきがございますので、いま局長が言いましたように、今度また三回目をやつたということになり、今度は五十何万貸してやつたということになりますと、実際面では、そう全部やるといふわけにもなかないかもしれません、そうすると今度、一生懸命になって入ろうとしている人が、どうせまた国会でも、これは気の毒だといふので四回目、五回目が出てくるだろうから、それじや、やめておこうかなんという事になつては、国民年金は本当に成り立ちませんから、御理解をいただきたい、今度やらしてみたいと思つたのでございます。

○平石委員 以上で終わりたいと思つております。
○羽生田委員長代理 次回は、来る四月六日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後七時十三分散會